



(号外) 外閣府発行 (原稿作成)
 国立印刷局

特殊法人等
令和六年度厚生労働省共済組合の決算、
独立行政法人都市再生機構、企
業年金基金変更、日本弁護士連合会
公示送達、令和六年度日本たばこ産
業共済組合の決算関係

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、
行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

〔その他掲示〕

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項名号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

（農林水産）一六九

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項名号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

（回）一七〇

〔公 告〕

官 告

諸事項

裁判所
犯罪被害財産支給手続開始決定関係
破産、免責、再生関係

○農林水産省告示第千百六十九号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基て、令和六年十一月一日から翌年三月三十日までの期間をいう。）における令和七管理年度（以下「法」といふ。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

（単位：トン）	
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1

（単位：トン）	
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1

令和七年七月二十九日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」といふ。）に對応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があらわのむは、これを当該傍線部分のものに改めぬ。

（回）一七一

農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎

（回）一七二

農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎
農林水産大臣 小泉進次郎

〔その他掲示〕

茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9

茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	42.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	24.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9

宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,877.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2

宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,877.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2

宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5

宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	23.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	47.5

佐賀県	21.8
長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,818.9
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,088.9
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行なう区分）	16.0

佐賀県	21.8
長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,818.9
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,088.9
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行なう区分）	16.0

くろまぐろ (大型魚)か つお・まぐろ 漁業(漁獲割 当てによる管 理を行う管理 区分)	1,141.1
--	---------

くろまぐろ (大型魚)か つお・まぐろ 漁業(漁獲割 当てによる管 理を行う管理 区分)	1,141.1
--	---------

○農林水産省告示第千百七十号

漁業法(昭和114年法律第11667号)第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月廿一日農林水産省告示第千百四十五号(特定水産資源(さんも、まあじ、まいわし)太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群)に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のとおりに変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月十九日

農林水産大臣 小畠進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という)でこれに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のとおりに改める。

改 正 後	改 正 前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一 (略)	第一 (略)
第二 まあじ	第二 まあじ
一 (略)	一 (略)
二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位:トン)	(単位:トン)
都道府県 都道府県別漁獲可能量	都道府県 都道府県別漁獲可能量
(略) (略)	(略) (略)
島根県 15,900	島根県 13,600
(略) (略)	(略) (略)

山口県	2,900
(略)	(略)
長崎県	24,800
(略)	(略)
宮崎県	3,900
鹿児島県	5,400

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型 まき網漁業	60,100
(略)	(略)

第三～第九 (略)

山口県	2,400
(略)	(略)
長崎県	21,200
(略)	(略)
宮崎県	3,300
鹿児島県	4,900

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型 まき網漁業	49,400
(略)	(略)

第三～第九 (略)

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年7月29日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第11号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年7月29日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成29年9月頃から令和2年3月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

ア 海外で詐欺等がされた犯罪収益等について、被告人イーブスの指示の下、海外から国内に送金又は詐取金を預金口座に送金せざるに当たり、正当な商取引であるかのごとくうそを言って、行員又は被害者をだまして被告人らが用意した預金口座に送金させ、そこから別の預金口座に移転又は払戻しさせるなど、犯罪収益等の取得につき事實を仮装した行為。

イ 犯罪行為により得られた犯罪収益等の帰属を仮装しようと考え、詐欺等によりだまされていた被害者から、被告人名義の預金口座に現金を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事實を仮装した行為。

- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 (1) 正当な取引であるかのように装い、行員に送金目的につきうそを言うなどし、被告人らが管理する預金口座に入金させる方法。
 (2) 行員に正当な入金である旨うその説明をして別預金口座へ振込又は払戻しさせる方法。
 (3) 海外等からの詐欺行為により、国内の被告人らが管理する預金口座に送金する方法。
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金312万2325円
- 6 支給申請期間 令和7年7月29日から令和7年9月1日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 (1) 被告人の氏名 ①イーブス ヴィッキー チュクス、②畠 郁夫、③進藤 隆、④金井 徹
 (2) 裁判所名 ①～④東京地方裁判所
 (3) 裁判年月日 ①令和4年12月27日（同5年1月11日確定）、②令和5年2月9日（同月25日確定）、③令和5年3月6日（同月21日確定）、④令和4年12月6日（同月21日確定）
 (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
 （事実の要旨）
 ア 被告人イーブスらは氏名不詳者と共に謀の上、令和2年2月26日、海外からの送金が犯罪収益であることを認識しながら、預金口座に入金させた2308万9259円を正当な取引であるかのように装って払戻しを受けようと考え、
 (ア) 同月27日、銀行の行員に対し、正当な送金である旨虚偽の説明をして、通常の預金取引を行うよう装い、金銭の払戻し及び振込を依頼し、その旨誤認させ、被告人進藤が管理する預金口座に900万円の振込入金をさせ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装し、財物を交付させた。
 (イ) 被告人進藤は、行員にうそを言って、入金された預金口座から900万円の払戻しを受け、人を欺いて財物を交付させた。
 イ 被告人畠は、犯罪行為により得られた犯罪収益等の帰属を仮装しようと考え、詐欺等によりだまされていた被害者から、被告人畠名義の預金口座に460万円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
 (罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
- 8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
 〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1
 東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当
 電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392
- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める处分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める处分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第679号

仙台市若林区一本杉町25番5-702号

債務者 池田 和子

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅原 太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第795号

宮城県名取市名取が丘6丁目7番3-207号
 ビレッジハウス愛島、従前の住所宮城県柴田郡大河原町字新東14番地13

債務者 小室 和子

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神坪由紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時55分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第79号

宮城県石巻市沼津字三輪31番地

債務者 高橋 司

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 住吉 肇洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年（フ）第101号

福島県いわき市渡邉町洞字閑田3番地の26

債務者 折笠 紗香

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 昭憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後3時

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 福島地方裁判所いわき支部

令和7年（フ）第184号

広島市安佐南区八木6丁目2番70号

債務者 平垣内良二

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅原 太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第511号

広島市中区西平塚町4番6-402号

債務者 西川 浩樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片島 由賀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第515号

広島県東広島市黒瀬町南方855番地3

債務者 匠組こと 渡邊 桂一

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 延澤 量昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第29号

愛媛県宇和島市柿原甲1453番地 グリューハウス2 103号、前住所愛媛県宇和島市明倫町5丁目10番22号

債務者 阿部 千鶴

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 昭憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで

松山地方裁判所宇和島支部

令和7年(フ)第717号	福岡県宗像市赤間6丁目10番1-203号、前住所福岡県宗像市土穴1丁目3番32-702号 債務者 入江さおり 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 瞳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1140号	福岡県那珂川市大字上梶原787番地1 債務者 川上 智治 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 忠佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1207号	福岡市西区今宿町282番地5 債務者 江藤 啓亮 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 智絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2598号	大阪府高槻市南平台1丁目26-7、住民票上の住所大阪府枚方市藤田町3番29-207号 債務者 竹畠 貴章 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳之内大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第96号	福島市上浜町15番9号アーバンローズB 債務者 須貝 均 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 半澤 一成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第254号	滋賀県甲賀市信楽町長野990番地 債務者 小河 伸次 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川真美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第516号	神戸市兵庫区吉田町1丁目2番90-405号 債務者 岩本昌浩こと 李 昌浩 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 灑澤 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第123号	兵庫県川西市久代3丁目25番27号 債務者 塩崎 晴基 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安達 紘里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第99号	広島県福山市霞町3丁目4番28号 債務者 三原 瑞
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前9時50分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小島 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第1506号 横浜市西区浅間台123番地 債務者 山里 益美(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀川なつき 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高桑 リエ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第193号 愛媛県松山市余戸東1丁目10番3号 フレン二ル45 V 4号 債務者 田村 恵子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 章雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 高知地方裁判所破産係
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川渕 春花 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第991号 福岡市博多区元町2丁目5番21-408号 ライペストコート南福岡Ⅱ 債務者 志原 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川渕 春花 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤戸 博樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1091号 福岡市城南区金山団地 第44号棟第404号室、住民票上の住所福岡県大野城市下大利3丁目8番41号 205号 債務者 飛石 修一 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 浩一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1118号	福岡県大野城市下大利団地42番104号、前住所福岡市博多区銀天町2丁目1番26-704号 ライオンズマンション南福岡 債務者 ユミコーポレーションこと 西嶋 良高
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時	主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時30分
3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分	5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分	横浜地方裁判所小田原支部民事部
5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで	神奈川県小田原市鴨宮314番地
福岡地方裁判所第4民事部	債務者 寺澤 真
令和7年(フ)第234号	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
茨城県ひたちなか市大字津田2561番地40 債務者 藤原 哲	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時	3 破産管財人 弁護士 瀬口 朋英
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時30分
3 破産管財人 弁護士 武田 隆志	5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時45分	横浜地方裁判所小田原支部民事部
5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで	神奈川県小田原市国府津2364番地 国府津アパート2-105
水戸地方裁判所	債務者 藤岡 明義
令和7年(フ)第197号	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
茨城県ひたちなか市長堀町2丁目8番3号 レーガーベーネ長堀II B棟104号、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根2420番地5 債務者 井立田隼人	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時	3 破産管財人 弁護士 丸山 幸司
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2時30分
3 破産管財人 弁護士 角谷 俊輔	5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2時30分	水戸地方裁判所
5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで	大阪府豊中市小曾根1-19-17、住民票上の住所大阪府豊中市小曾根1丁目19番18号
水戸地方裁判所	債務者 平松 務
令和7年(フ)第1208号	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
横浜市泉区中田南5丁目10番58号 債務者 村上 祐二	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時	3 破産管財人 弁護士 山田 康平
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時30分
3 破産管財人 弁護士 羽田 由可	5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時30分	大阪地方裁判所第6民事部
5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで	神戸市北区西大池1丁目16番8号
横浜地方裁判所第3民事部	債務者 中村 一郎

令和7年(フ)第228号	神奈川県小田原市鴨宮314番地
債務者 寺澤 真	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子
3 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時30分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時30分	5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで	横浜地方裁判所小田原支部民事部
横浜地方裁判所第3民事部	札幌市北区新琴似6条9丁目1番7号 グレースハイツ新琴似101号
令和7年(フ)第728号	債務者 實川 真美
債務者 實川 真美	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 中澤 拓郎
3 破産管財人 弁護士 中澤 拓郎	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時30分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時30分	5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで	札幌地方裁判所民事第4部
札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第365号
令和7年(フ)第365号	札幌市東区北23条東1丁目8番3-403号
債務者 宇野 守	債務者 宇野 守
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本井 孝史	3 破産管財人 弁護士 本井 孝史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで	5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第933号
令和7年(フ)第933号	札幌市東区北23条東1丁目8番3-403号
債務者 宇野 守	債務者 宇野 守
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木村 高康	3 破産管財人 弁護士 木村 高康
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで	5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
山口県山口市大内矢田南4丁目8-10、住民票上の住所山口県萩市大字平安古町129番地6	山口県山口市大内矢田南4丁目8-10、住民票上の住所山口県萩市大字平安古町129番地6
債務者 藤田賀津利	債務者 藤田賀津利
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木村 高康	3 破産管財人 弁護士 木村 高康
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで	5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
山口地方裁判所萩支部	山口地方裁判所萩支部
山口地方裁判所萩支部	令和7年(フ)第150号
令和7年(フ)第150号	北海道雨竜郡沼田町字恵比島137番地
債務者 三岩 政雄	債務者 三岩 政雄
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 東 明香	3 破産管財人 弁護士 東 明香
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時20分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで	5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部
旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第826号
令和7年(フ)第826号	札幌市北区東茨戸1条1丁目1番1号 クリスタルハイツ203号室、住民票上の住所北海道苫小牧市豊川町3丁目10番9号 ジェーハイツ豊川2-201
債務者 永田 登	債務者 永田 登
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 見野 彰信	3 破産管財人 弁護士 見野 彰信
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで	5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第184号
令和7年(フ)第184号	盛岡市上堂3丁目15番51号 NEWエクセル式番館202号
債務者 石川 忍	債務者 石川 忍
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川村 翔吾	3 破産管財人 弁護士 川村 翔吾
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時40分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで	5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
盛岡地方裁判所第2民事部	盛岡地方裁判所第2民事部
盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第1085号
令和7年(フ)第1085号	埼玉県戸田市上戸田3丁目3番13-311号
債務者 野添 空	債務者 野添 空
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎藤 伸一	3 破産管財人 弁護士 斎藤 伸一
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時40分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで	5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係	さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第168号	金沢市土清水2丁目159番地 プレジールグリーン201号、従前の住所金沢市東力町二177番地 S Tビル201号 債務者 水上 正一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 圭一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第9号	岐阜県本巣市上真桑2258番地1 (ステュディオメッツエン 203号) 債務者 廣瀬 陽一 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山科正太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第974号	さいたま市西区大字西遊馬457番地2 債務者 藤田 賢一 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 将之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第366号	静岡市清水区八木間町842番地の2、住民票上の住所静岡市清水区八木間町845番地の1 債務者 千葉 和代 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊代田雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第368号	相模原市南区下溝1206番地9 R O B L E 103 債務者 小野沢友康 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雪田 直輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第49号	三重県鳥羽市安楽島町1045-77 介護老人保健施設鳥羽豊和苑、住民票上の住所三重県鳥羽市河内町670番地 債務者 片岡 和博 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河口 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第930号	横浜市南区大岡4丁目9番4号 L i z 上大岡203 債務者 高橋 宏樹 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第931号	愛知県安城市赤松町大北71番地 キングスコート安城赤松1103、住民票上の住所愛知県大府市北崎町井田49番地の7 債務者 寺本 亮太 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第255号	静岡県牧之原市細江5905番地38、旧住所静岡県牧之原市大江1638番地6 債務者 三浦 剛嗣 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井田 努 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第255号	福岡市南区清水4丁目9番26-202号 グランシャリオ高宮東 債務者 赤崎 光(旧姓岩佐) 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末安 大地 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第138号	福島県郡山市富久山町福原字金沼94番地の5 債務者 熊田 進 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二瓶 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第37号	山梨県北都留郡小菅村4115番地 淀団地1号棟東、前住所埼玉県さいたま市緑区東浦和4丁目32番地18 ピレッジみどり201 債務者 菊池 真人 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 宏典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係
令和6年(フ)第662号	兵庫県西宮市甲子園九番町10番3-511号 債務者 吉竹 和彦 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三道 政弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第243号	兵庫県尼崎市大庄西町4丁目3番3-105号、申立時の住所兵庫県尼崎市大庄西町2丁目26番6号 債務者 吉田 英雄 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長崎 良太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第244号 兵庫県尼崎市大庄西町4丁目3番3-105号、申立時の住所兵庫県尼崎市大庄西町2丁目26番6号 債務者 吉田小百合 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長崎 良太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第286号 兵庫県芦屋市東山町28番8-201号 債務者 ミラノサーカスこと 久保河内恭子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 翔一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第318号 兵庫県芦屋市西蔵町2番18号202 債務者 天王寺谷祥一 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第151号 高知県吾川郡いの町八田518番地1 債務者 堀尾 佳奈 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川竹 佳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 高知地方裁判所破産係 令和7年(フ)第26号 高知県宿毛市小筑紫町大海2565番地7 債務者 長岡 孝典	1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊野部 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 高知地方裁判所中村支部 令和7年(フ)第365号 北九州市戸畠区椎ノ木町11番3-502号 債務者 土井 豪 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真子 幸人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第449号 北九州市小倉北区片野4丁目4番17号(201) 債務者 松尾 弥琴 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 耕作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第10号 長野県小諸市甲2171番地1 ビレッジハウス 小諸2-504 債務者 三澤 健 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大草 貞嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 長野地方裁判所佐久支部 令和7年(フ)第577号 京都府城陽市枇杷庄鹿背田90-5 ヴァン ドーム桂1階103号室、住民票上の住所京都 市伏見区向島庚申町122番地25 債務者 笠間 達朗 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川博啓	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第701号 京都市下京区仏光寺通新町東入糸屋町224番 地 プレサンス京都四条烏丸クロス 306 債務者 下島 满 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島 祥悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第720号 京都府向日市向日町北山3番地 債務者 須田 重正 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦由加子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第413号 北九州市小倉南区中曾根2丁目9番31号 (201) 債務者 望月美穂子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小宮 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第488号 北九州市小倉北区下富野2丁目1番22号 (コーポ下富野204)、前住所北九州市小倉北 区熊本1丁目1番22号 債務者 藤村 和也 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木優雅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第3063号 大阪府吹田市芳野町6番1-903号 債務者 高良 旺慈 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 恵美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第271号 兵庫県西宮市津門宝津町13番5-303号 債務者 德田 真二 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木優雅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
--	--	--

<p>令和7年(フ)第146号 茨城県ひたちなか市相金町34番地4、前住所 茨城県ひたちなか市部田野2993番地10 債務者 横須賀邦夫 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 彩香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月18日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 水戸地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第147号 茨城県ひたちなか市相金町34番地4、前住所 茨城県ひたちなか市部田野2993番地10 債務者 横須賀文子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 彩香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月18日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 水戸地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第363号 静岡県藤枝市岡部町三輪1372番地の30 債務者 前田 幸輝 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蒲生 武幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第403号 静岡市葵区羽鳥3丁目5番12-301号 債務者 天野 克彦 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桐山 圭悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第146号 愛知県豊橋市潮崎町54番地 コンドービル 506、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字 ヘノ割18番地 マリン神野712号室 債務者 林 克哉 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 由田 恭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月3日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p> <p>令和7年(フ)第99号 青森県八戸市湊高台7丁目12番17号 グリー ンパーク湊高台Ⅲ 2号棟202号室 債務者 川野 隆一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 弘晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1153号 横浜市青葉区青葉台2丁目19番地2 ハイツ エル102 債務者 清水 裕介 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第1223号 横浜市港北区日吉1丁目8番14号 ボーテ日 吉 Part 2 221 債務者 古屋 靖浩 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 珠美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第32号 福井県敦賀市相生町21番8号 債務者 上田 節子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高辻 俊一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 福井地方裁判所敦賀支部</p> <p>令和7年(フ)第2772号 大阪府門真市下馬伏町6番1-1C号 債務者 山中 恵悟 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北村 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第3013号 大阪府東大阪市大蓮東4丁目11番3号 債務者 山本 能弘 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 文崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1154号 さいたま市緑区大字三室2123番地1 ハイツ さきたま1号棟102号室 債務者 石井 淳一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸川康太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第231号 埼玉県東松山市若松町1丁目8番1号 市営 若松町住宅1-404号、旧住所埼玉県東松山 市あずま町1丁目4番地3 サンプロムナー ドA102 債務者 舟崎 克 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白根 心平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所熊谷支部</p> <p>令和6年(フ)第2851号 愛知県豊明市栄町西山11番地 グローリアス 有松南204号、従前の住所愛知県大府市大東 町3丁目197番地 パークハウス103号 債務者 池脇 博士 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乾 亮平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1167号 愛知県津島市愛宕町6丁目119番地 ジュネ スⅢ103号、従前の住所大阪府枚方市高田1 丁目11番54号 債務者 安達まゆら(旧姓内藤) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠山 圭一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第1174号 名古屋市港区高木町5丁目15番地の3 債務者 田中広美こと 金 広美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 崎田 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>

<p>令和7年(フ)第1371号 名古屋市千種区唐山町2丁目36番地 ANN EX唐山106号、従前の住所名古屋市守山区 新城12番6号 ブランドール202号 債務者 山田 次男</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森澤 史郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第158号 熊本市南区内田町1660番地 債務者 松村 日菜</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野方 洋助 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第263号 熊本市東区上南部3丁目14番27号 債務者 鳩中 博輝</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 輝久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第259号 鹿児島市宇宿5丁目15番24号 ソレーユ2 202号 債務者 山崎 麻衣</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 昌宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p> <p>令和7年(フ)第267号 鹿児島市皆与志町3790番地 債務者 地福 茂樹</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝川 健二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第587号 大阪府富田林市若松町西2丁目1741番地11 (103)、前住所大阪府富田林市喜志町3丁目7番22号(203) 債務者 白濱 佳吾</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岬 宏美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第158号 愛知県豊川市東新町7番地の1 コモンズ蒼杜216号室、従前の住所愛知県豊橋市吉川町252番地の6 債務者 中神 康</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 克彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p> <p>令和7年(フ)第169号 愛知県豊橋市牛川通1丁目19番地6 アールグレイエム201号室 債務者 村田 晋也</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第350号 静岡県焼津市鰯ヶ島340番地の2 債務者 石橋かな枝</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第272号 埼玉県入間市高倉3丁目6番5号 債務者 曾根 直行</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 重成 大毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1511号 神奈川県海老名市上郷3丁目2番17-2号 債務者 大崎 佳祐</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅葉 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第169号 福井県越前市横市町23号28番地の3 ルタント メルヴェイユ 201、旧住所岡山県津山市大谷153番地5 ネオビアンジュ201 債務者 甲田 洋康</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅田 景子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福井地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第350号 静岡県焼津市鰯ヶ島340番地の2 債務者 石橋かな枝</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第272号 埼玉県入間市高倉3丁目6番5号 債務者 曾根 直行</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 重成 大毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>
--	--	--

令和7年(フ)第463号

埼玉県川越市大字藤間107番地18、前住所埼玉県川越市大字笠幡4004番地2 (笠幡グリーンパーク1号棟503号室)

債務者 さくら工芸こと 海老原健一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 拓耶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第500号

埼玉県ふじみ野市長宮2丁目1番地19 ジュールコーポK101

債務者 佐々木邦之

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第136号

愛知県丹羽郡大口町上小口1丁目318番地1 ゴールドエクレール102号

債務者 照井 力男

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋田 智弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第387号

京都市伏見区向島四ツ谷池14番地8 向島団地6-1棟1315号室

債務者 北尾 郁江

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川井あかね
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第388号

名古屋市千種区今池3丁目3番1号 ラ・メゾン・ルミエール601号、住民票上の住所京都市伏見区向島四ツ谷池14番地8 向島団地6-1棟1315号室

債務者 北尾 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川井あかね
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第59号

広島県呉市阿賀北8丁目12番10-201号

債務者 Bl o o m e e こと 祖田 咲

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第81号

岡山市北区富田411番地2 マンション貴212号室

債務者 東海林恭平

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 弘藤 智基
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第326号

埼玉県草加市手代3丁目10番16号 高島方
債務者 ステラ鍼灸院・接骨院ことSalon

Ste lla こと 伊藤 優輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 美和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第154号

金沢市間明町2丁目51番地 ダイアパレス間明1001号、従前の住所金沢市高畠1丁目205番地

債務者 吉田 佑城

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 沖野 陽平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第175号

岐阜市旭見ヶ池町1番地2、前住所岐阜市花月町1丁目23番地3

債務者 嘉川自動車こと 川井 忠勝

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 健文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1095号

さいたま市緑区大字大間木393番地1

債務者 北林 隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉村 洋維
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第128号

兵庫県芦屋市翠ヶ丘町11-43-103、住民票上の住所愛知県新城市川田字本宮道58番地4

債務者 野村 直巳

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅生 剛弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第2673号

大阪府四條畷市田原台1丁目13番40号 プレミールA 102

債務者 岡本 獻

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横枕 真哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第96号

新潟県長岡市上前島3丁目1902番地

債務者 林 健太

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 弘和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第1302号

名古屋市熱田区千年1丁目21番7号 ハイツ千年202号

債務者 居酒屋よっちゃんこと 中元 良孝

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤麻衣子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第444号

埼玉県所沢市緑町4丁目9番7-505号 上砂パークマンション

債務者 Red dアステイングプロジェクトこと 新井 知裕

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 桦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第1158号 名古屋市東区芳野1丁目18番7号 レジディア白壁東103号 債務者 中原悠道こと CHANG YOOC H I 張 裕治 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 名古屋地方裁判所民事部第2部	令和7年(フ)第1012号 横浜市都筑区加賀原1丁目24番8-805号 債務者 中村 章一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 八郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1197号 横浜市保土ヶ谷区鎌谷町299番地60 債務者 市川 敦史 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 康孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 悠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第2886号 大阪府枚方市渚東町36番5号 債務者 足立 全基 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 芳樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第237号 静岡県沼津市柳町1番17号 カーサベッラ高田1号館306号室 債務者 高杉 政行 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉浦 孝輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第510号 北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目14番4号 債務者 深田 雄三 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河合 勇治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及森 善弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第521号 岐阜市鷺山東2丁目9番1-135号 (メゾ二ティー鷺山A) 債務者 川岡 建貴(旧姓中尾) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷山 珠理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第2259号 大阪府吹田市江の木町7番20-403号、前住所大阪府豊中市刀根山元町5番41-101号 債務者 佐々木健一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 明洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第39号 岩手県奥州市水沢字里鎗3番地 水沢レジデンス1号棟408号室、旧住所岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根前野139番地20 債務者 小松代由紀(旧姓長口) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 盛岡地方裁判所水沢支部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長尾 英介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第197号 北海道旭川市永山3条22丁目1番21号 債務者 只野 憲弥 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富川 泰志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第968号 横浜市南区堀ノ内町2丁目141番地8 ハイムこぶし301 債務者 高松 泉 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪本 芳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1201号 仙台市宮城野区福室3丁目11番39号 ル・ノール5-207 債務者 太田 彩都 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 新司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時35分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第187号 滋賀県草津市青地町576番地106 シルトクレーA棟、前住所滋賀県近江八幡市船木町995番地 債務者 柴田 雄史 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部			

令和6年(フ)第582号

大阪府岸和田市別所町2丁目22番18-202号
債務者 大崎 智子(旧姓林・原)

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 侑士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第337号

大阪府泉南郡岬町淡輪1439番地の7
債務者 酒谷 佳男

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高畑豪太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第1113号

兵庫県明石市朝霧台3783番地の168 708号
債務者 花崎 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大島 智子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第122号

神戸市西区井吹台東町4丁目18番地 26-203号
債務者 松平 康徳

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森竹 和政
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第577号

広島市南区宇品御幸2丁目1番14-1号
債務者 久保田文也

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第589号

広島市佐伯区八幡3丁目9番28-4号
債務者 綿谷 大希

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久井 春樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第8号

高知県吾川郡仁淀川町田村156番地2
債務者 藤原 安彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小泉 武嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

高知地方裁判所須崎支部

令和7年(フ)第181号

沖縄県南城市玉城字船越5番地9
債務者 松川 三剛

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平良泉一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第186号

沖縄県那覇市壺川1丁目1番地18 アトリエ
ペールトーン503

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉本 隼

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第135号

福島県郡山市虎丸町12番12号 D'クラディア
ア虎丸401号
債務者 後藤 謙

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川 啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第327号

兵庫県姫路市玉手446番地1 アウローラ玉手ⅡA棟203号室
債務者 岩堀 翼

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松前 拓士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第210号

佐賀県神埼市神埼町本告牟田1628番地1
債務者 小副川裕子

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 一穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第3030号

大阪府寝屋川市成田町20番1-209号
債務者 黒田 一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第383号

静岡市駿河区用宗5丁目4番26号 ブレザ・ディ・マーレ202号
債務者 杉浦 克巳

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊裕太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1153号

埼玉県新座市野火止3丁目7番28号 ディアス須田C201号室
債務者 菊浦賢次郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樋口 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第3103号

大阪府茨木市平田2丁目1番4号、前住所大阪府茨木市新中条町8番19-114号
債務者 住井 秀隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今村 裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第322号

奈良市三碓3丁目12番6-313号
債務者 山尾 雅朗

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 和宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで

奈良地方裁判所破産係

<p>令和7年(フ)第174号 奈良県桜井市大字外山1572番地 101号室 債務者 TK. WORKSこと 倉本 貴之 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時25分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第2764号 大阪府寝屋川市日新町1番12号 債務者 田坂 敬介 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深田 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第13号 熊本県天草市牛深町1689番地2 債務者 矢田 高広 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 浩一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 熊本地方裁判所天草支部</p>	<p>令和7年(フ)第128号 石川県河北郡津幡町字能瀬井1番地32 債務者 番匠 亮太 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横見 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 金沢地方裁判所民事部</p>
<p>令和6年(フ)第187号 奈良県香芝市別所211番地3 レオパレス備前香芝107号 債務者 宇田 浩一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第3114号 大阪市西成区天下茶屋3丁目19番17号 102 債務者 清原 孝 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今吉未穂子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第580号 堺市北区東三国ヶ丘町3丁5番5-105号 債務者 イワネインテリアこと 岩根 義文 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 澄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第181号 金沢市有松4丁目8番32号 コーポすずかけ2 201号 債務者 山田 大介 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 将弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 金沢地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第139号 奈良県大和高田市片塩町8番33号 D. C O U R T 片塩301号、前住所奈良県大和高田市大字有井159番地4 債務者 生多 謙一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北條 正崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第3158号 大阪市住吉区長居東3丁目19番5号 債務者 平田健一郎 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尾 賢太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第93号 沖縄県うるま市石川2丁目15番9号 債務者 石川 侑真 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 當眞 正姫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第85号 山口県山陽小野田市高栄1丁目8番21号 フラワー・ハイツカレン203号 債務者 山本 尚平 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大江 公哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 山口地方裁判所宇部支部</p>
<p>令和6年(フ)第351号 青森市佃2丁目22番9号 債務者 高橋 繁光 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 貴大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 青森地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第249号 相模原市中央区青葉2丁目10番13号 エルバ青葉 債務者 石川壽美子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢尾 覚史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年(フ)第600号 京都市右京区太秦皆正寺町12番地 ラプロスペリテ太秦206 債務者 藤原 大樹 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今西 惠梨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第91号 長崎県佐世保市光月町7番7号 成清ビル401、前住所長崎県佐世保市白岳町1007番地1 債務者 野田 修平 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹口 将太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後3時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>

令和7年(フ)第697号

さいたま市岩槻区美園東1丁目1番地1
1408号室

債務者 藤原 彩花(旧姓後藤)

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梶原里奈子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1142号

埼玉県川口市南町1丁目10番6号 クレアコート川口301号

債務者 松尾 潤平

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村 譲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2532号

大阪市平野区加美北2丁目1番33号 ニッコープラザ平野602

債務者 岡本 貴秀

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷 明典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第107号

奈良県大和高田市南陽町8-31、住民票上の住所奈良県大和高田市大字曾大根596番地1

債務者 中嶋 真弓

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井 宏明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第131号

奈良県香芝市狐井72-2 アンブルールパインガーデン110号室、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字味間248番地の5

債務者 野村 清輝

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊井 正宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第748号

横浜市港北区菊名7丁目12番4号 菅野ハイツ205号

債務者 森田 昇

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笹岡 亮祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1186号

愛知県瀬戸市萩殿町2丁目45番地 あすか102

債務者 浅見 良一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木 涼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第243号

静岡県沼津市下香貫藤原1614番地の6 ブレバカルク304

債務者 渡邊 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相良 優太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第113号

京都市南区西九条唐橋町45番地4

債務者 永石 純一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中原 玄幾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第61号

長崎県長崎市三京町815番地380、旧住所福岡県福岡市東区唐原2丁目14番4-102号 C B唐原コフレ

債務者 岩崎 海

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小村 良之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第151号

長野県松本市出川町12番8号 ルミエール105

債務者 水野 政晃

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐澤 佳秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第154号

岐阜県羽島郡岐南町八剣北3丁目51番地の1 (プラウンハウス4B号室)

債務者 須藤 涼(旧氏名須藤みや子)

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1542号

名古屋市中川区中島新町2丁目103番地 L A L U C E 201号

債務者 飛田 一幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢田 啓悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第361号

埼玉県春日部市中央2丁目19番地27 リバーハイツ1-203

債務者 忍田 祥太

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若生 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第95号

長崎県佐世保市大野町243番地4

債務者 大野 満敏

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸山 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第130号

長野県塩尻市大字広丘野村900番地9 グリーンハイツA102

債務者 宮本 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池内 好史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで

長野地方裁判所松本支部

<p>令和7年(フ)第876号 横浜市瀬谷区橋戸3丁目1番地8 第三田代ハイツ101 債務者 福重 順一 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 聖仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第107号 長野市大字三才164番地4、旧住所長野市大字北堀579番地 ベルテラスB-101 債務者 菅谷 茂次 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊谷 嘉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 長野地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第104号 北海道苦小牧市明徳町3丁目5番20号、前住所北海道苦小牧市青雲町1丁目12番15号 債務者 佐々木 武 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細谷 祐輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部</p> <p>令和7年(フ)第1665号 横浜市都筑区牛久保2丁目25番19号 ジュネスピアD棟103号 債務者 加藤 正人 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第758号 札幌市南区澄川3条1丁目9番8-402号 債務者 泉 正行 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第869号 札幌市手稲区曙2条1丁目1番4-506号 債務者 大沼 珠江 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第913号 札幌市中央区北5条西18丁目2番地1 パピリオ202号 債務者 佐藤 康弘 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第1094号 札幌市北区麻生町7丁目4番23号 マンション三宅麻生1号 債務者 前田 道子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第1133号 札幌市豊平区平1条1丁目2番11-301号 債務者 林 美紀子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第1182号 札幌市手稲区前田3条4丁目1番7-501号 債務者 丸山むつ子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第1201号 札幌市東区北21条東1丁目4番40号 ボヌール北21条101号 債務者 佐々木祝一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第1218号 札幌市清田区真栄1条2丁目33番23号 コーポラス35-3号 債務者 加藤 純子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第1259号 札幌市手稲区前田3条4丁目1番7-501号 債務者 丸山むつ子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第1298号 札幌市中央区北5条西13丁目1番地60 ライオンズマンション植物園303号 債務者 福本真裕美(旧姓高岡・高岡) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第7号 北海道天塩郡豊富町字豊富仲通6丁目 山崎アパート 債務者 伊庭 貴博 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 旭川地方裁判所稚内支部</p> <p>令和7年(フ)第101号 釧路市鳥取南5丁目8番4号 ハイツ大越1R 債務者 中村 琢磨 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 釧路地方裁判所民事部</p>
---	---	--	--

令和7年(フ)第1510号	横浜市港南区芹が谷4丁目27番25号 債務者 北川 健一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1675号	横浜市南区堀ノ内町1丁目43番地 光コーポ 堀ノ内N.O. 3 307号室 債務者 山本 祐誠 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1690号	横浜市金沢区富岡東3丁目13番35号 第5ダイソウハウス201号 債務者 本田 竜二 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第606号	京都市南区東九条下殿田町70番地12 ハレクラニ306号 債務者 パーいちひめこと 北村 栄子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第703号	京都市南区吉祥院車道町2番地 メリサポール山田302号室 債務者 佐藤 昌弘(旧姓市川) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第177号	鹿児島市星ヶ峯4丁目42番59-24号 債務者 里 一朗 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第178号	鹿児島市星ヶ峯4丁目42番59-24号 債務者 里 加奈 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第250号	鹿児島市和田3丁目55番7号 コーポ地頭江102号 債務者 大窪 菊次 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第283号	鹿児島市伊敷4丁目10番25号 債務者 西 美子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

<p>令和7年(フ)第229号 岐阜市津島町3丁目63番地 Sincerity津島201号、住民票上の住所大阪府茨木市美沢町5番F-501号 債務者 板津 翔 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 岐阜地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第95号 北海道苦小牧市桜木町2丁目24番16号 プチハウスビエロドッチ201号 債務者 遠藤 茹香 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部</p>	<p>令和7年(フ)第95号 茨城県筑西市乙499番地19 上村アパート 債務者 永田 隆司 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 水戸地方裁判所下妻支部</p>	<p>令和7年(フ)第40号 山梨県富士吉田市新西原2丁目8番47-5号 債務者 山田 伸江 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時45分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第249号 岐阜市大福町9丁目92番地3 (パレス大福203号室)、前住所岐阜市加野1丁目7番6号 債務者 早瀬 誠樹 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 岐阜地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第31号 岩手県遠野市鷲崎町2番16-209号 債務者 菊池 幸美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第98号 東京都青梅市野上町2丁目9番地の8サンハイツ野上203 債務者 宮尾 剛 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第41号 山梨県富士吉田市富士見1丁目7番63号 債務者 斎藤 慎也 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時45分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第257号 岐阜市大洞柏台3丁目41番地、前住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地446 債務者 ROCHA THIYODA TANIA FERNANDO 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 岐阜地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第111号 福島市本内字西畑17番地の1カーサもとうち2-B号室、従前の住所福島市笹谷字古屋東9番地の10ミレーニ笹谷202号 債務者 湯野川 純 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 福島地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第99号 東京都青梅市野上町2丁目9番地の8サンハイツ野上203 債務者 宮尾貴美代 (旧姓酒出) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第118号 長野市青木島町青木島乙572番地1 アネックスY101号、旧住所長野県佐久市新子田899番地7 債務者 桃井 進 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第341号 兵庫県西宮市芦原町9番33-308号 債務者 岩崎 洋介 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第237号 茨城県小美玉市上馬場266番地1 債務者 佐々木信行 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 水戸地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第39号 山梨県富士吉田市上吉田東2丁目2番65号 荒井アパート203号室 債務者 高野 清美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時45分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第122号 長野県上高井郡高山村大字高井5437番地2、旧住所長野県須坂市大字日滝665番地 債務者 牧 さつき 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長野地方裁判所民事部破産係</p>

令和7年(フ)第35号	長野県佐久市白田1259番地1 フットバレス A103号 債務者 堀越 孝志 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第40号	長野県佐久市小田井825番地1 サンフラット101 債務者 村社 奈月 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第375号	静岡県焼津市田尻北634番地の1 フェリオ101 債務者 アゲナ マヌエルこと ニシマツルコ アゲナ マヌエル 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第405号	静岡市葵区松富1丁目1番7-502号、旧住所静岡市葵区上伝馬10番32号 池田アパート 債務者 出雲 秀子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第406号	静岡市駿河区中田2丁目6番6-408号 債務者 岩下 栄美 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第117号	三重県龜山市川合町16番地13 債務者 松田 聖奈 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第119号	三重県鈴鹿市東磯山1丁目31番1号 債務者 吉村 知也 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2148号	大阪府守口市祝町9番5号 債務者 高橋 忍夫 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2509号	大阪府東大阪市下六万寺町3丁目2番16号パロスコート105号、前住所大阪府東大阪市吉田4丁目1番44号 債務者 野中 徹
令和7年(フ)第406号	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2535号	大阪府八尾市山本町南1丁目9番14-207号 債務者 東 秀之 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2586号	大阪府八尾市南久宝寺1丁目67番地の1 シャルム久宝寺緑地509号 債務者 奥村 綾子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2885号	大阪市住之江区住之江2丁目12番2号 マンションきずな 210号 債務者 吉田 京子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2987号	大阪府東大阪市玉串町西2丁目3番24号 中矢借家 債務者 藤田 恵子(旧姓岡崎) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
令和7年(フ)第3004号	大阪市生野区巽南5丁目4番33-301号、前住所大阪市生野区巽東2丁目3番27-401号 債務者 久保田栄一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3067号	大阪府枚方市朝日丘町10番25-111号 債務者 丘田 陽子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3091号	大阪府守口市佐太中町5丁目17番7号 C.P.F102号 債務者 平原 正市 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第284号	大分市大字上宗方1768番地の1 債務者 大前 信夫 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第286号	大分市大道町2丁目6番27号 コーポみき202 債務者 藤上 富朗 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第287号	大分市賀来北1丁目9番13-305号 アメニティコア白金 債務者 川村 大 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第287号	鹿児島県日置市吉町日置2801番地3 市営ウッドタウン日吉4 債務者 山内 里美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第54号	北海道小樽市若松2丁目3番6号 債務者 川口 優子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第55号	北海道余市郡余市町大川町5丁目121番地 債務者 萩野 貴之 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第56号	北海道余市郡余市町大川町5丁目121番地 債務者 萩野 秀樹

令和7年(フ)第296号	大分市大字中戸次4283-3 有料老人ホームF A B 4住民票住所大分市花津留1丁目6番12号花津留Apartment 103 債務者 小野 克彦 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第258号	新潟市東区中野山5丁目4番23号 コーポ白樺107号、前住所新潟市東区栗山4丁目26番15号 債務者 有村 由里 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第307号	鹿児島県日置市吉町日置2801番地3 市営ウッドタウン日吉4 債務者 山内 里美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第274号	新潟市東区中山7丁目5番20号 債務者 伊藤 勝治 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第177号	新潟市新堅町3丁目97番地 債務者 堀 紀子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第355号	石川県小松市安宅町ヨ121番地、従前の住所大阪市大正区三軒家東4丁目6番19-601号 債務者 新家 亮洋 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第56号	新潟市東区中野山5丁目4番23号 コーポ白樺107号、前住所新潟市東区栗山4丁目26番15号 債務者 有村 由里 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第56号	新潟市新堅町3丁目97番地 債務者 堀 紀子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第35号	石川県小松市安宅町ヨ121番地、従前の住所大阪市大正区三軒家東4丁目6番19-601号 債務者 新家 亮洋 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第56号	新潟市新堅町3丁目97番地 債務者 堀 紀子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第157号	福井市松城町11番19号 アベニュー松城302 債務者 吉野 修 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第158号	福井市運動公園4丁目111番地 債務者 澤井 芳治 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第159号	福井市舟橋新1丁目1603番地 Mon Rev e 105 債務者 平安名隆行 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ) 第165号

- 福井市灯明寺3丁目3106番地
債務者 浅井 美弥
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ) 第167号

- 福井県鯖江市三六町1-6-10 宇野方、住民票上の住所福井市大島町柳507番地 アシスト第3福井マンションⅡ602号
債務者 嶋野 優介
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ) 第31号

- 福井県小浜市一番町4番16号 大橋アパート5号室
債務者 井上加津子
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ) 第114号

- 長野県松本市筑摩4丁目1番29号 フォープルF2-101
債務者 山田 一真
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ) 第127号

- 長野県松本市大字島内4638番地7 グリーンハイツアオシマ202
債務者 井坪 弥音
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ) 第133号

- 長野県松本市波田10242番地4
債務者 上原 明穂
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ) 第108号

- 静岡県富士市江尾73番地の5
債務者 鈴木 利幸
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ) 第164号

- 三重県四日市市中川原3丁目3番9号
債務者 田中寛人こと 金 寛人
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ) 第269号

- 兵庫県尼崎市武庫町3丁目3番2-207号、
前住所兵庫県尼崎市上ノ島町2丁目5番2-102号
債務者 相賀 文恵(旧姓野村)
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第292号

- 兵庫県西宮市高畑町2番35-715号、前住所
兵庫県西宮市田近野町7番3-709号
債務者 嶋 真理子
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第351号

- 兵庫県尼崎市常松2丁目5番17号パインピラ
武庫北103号
債務者 豊田 佑輝
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第352号

- 兵庫県尼崎市常松2丁目5番17号パインピラ
武庫北103号
債務者 豊田 麻衣(旧姓若林)
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第360号

- 兵庫県尼崎市南初島町8番地の150
債務者 岩崎 勇喜
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第361号

- 兵庫県尼崎市南初島町8番地の150
債務者 岩崎 亜紀
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第89号

- 鳥取県鳥取市松並町2丁目115番地 ベル
ビュー松並A-103号、旧住所鳥取県鳥取市
里仁32番地3
債務者 池澤 充
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ) 第72号

- 広島県呉市警固屋7丁目12番43-307号
債務者 塚迫久美子
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第137号
広島県福山市内海町伊1287番地1
債務者 藤原 裕恵
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前9時50分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第21号
徳島県海部郡牟岐町大字辺川674番地2 町営住宅横瀬団地第6号
債務者 浅野さゆり
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部
令和7年(フ)第170号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万181番地2
債務者 川崎 俊介
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第271号
熊本市西区花園1丁目4番14号 コーポフラワー 202号室
債務者 高木 勇次
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第99号
沖縄県うるま市石川2丁目15番14号
債務者 与那嶺亜利沙

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第242号
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	神奈川県小田原市前川140番地の1 レオパレスファイン214 債務者 八木 達
令和7年(フ)第130号	令和7年(フ)第321号	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜566番地1 県営嘉手納高層住宅3号棟705号 債務者 岡田 泰輔	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目30番20号 債務者 上田 葵良	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第256号
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	神奈川県伊勢原市岡崎6896番地 井上荘1号 債務者 長田 信広
令和7年(フ)第166号	令和7年(フ)第28号	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
沖縄県沖縄市上地2丁目2番11号 N a N a サポート女子寮203号 (申立時の住所) 沖縄県うるま市字天願137番地 C 7 債務者 義元 千明	沖縄県名護市宇数久田349番地 債務者 宜保 昭	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時	1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第257号
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 那覇地方裁判所名護支部	神奈川県伊勢原市岡崎6896番地 井上荘1号 債務者 長田 行広
令和7年(フ)第26号	令和7年(フ)第37号	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
沖縄県名護市字又857番地1 パープルシャトウ401号 債務者 鈴木 幸	栃木県大田原市新富町2丁目8番6号 ユアアド ディル 206 債務者 鶴野 和也	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第568号
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 那覇地方裁判所名護支部	4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部	広島県廿日市市塩屋2丁目15番39号 債務者 利行 師慈
令和7年(フ)第1099号	令和7年(フ)第40号	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
東京都あきる野市油平190番地1 グランドメゾン秋川203号 債務者 茶木 優好	栃木県那須塩原市太夫塚3丁目205番地180 債務者 猪狩ヨランダこと Y G A R I B A C A Y O L A N D A M E R C E D E S	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第627号 広島市中区舟入中町2番23-604号 舟入 コーナース 債務者 仁井 道子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部
令和7年(フ)第596号 広島市西区福島町2丁目18番1-304号 債務者 片山 麻美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前9時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所大河原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第82号 山口県山陽小野田市住吉本町2丁目6番15号 債務者 中村 真紀 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所大河原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第49号 北海道苦小牧市花園町4丁目8番4号 ラ トール2-101 債務者 佐藤 友江 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第106号 北海道苦小牧市明野新町4丁目18番18号 債務者 竹内 淳平	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第126号 秋田県男鹿市野石字天山9番地6 債務者 加藤 洋子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部			
令和7年(フ)第64号 宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前41番地9 町営住宅A-2号棟303号 債務者 阿部 齊 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係			
令和7年(フ)第42号 秋田県大館市比内町八木橋字村後19番地3 債務者 近藤 幸 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 秋田地方裁判所大館支部			
令和7年(フ)第925号 東京都清瀬市中清戸5丁目89番地17 債務者 関根 忠義 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所大館支部			
令和7年(フ)第90号 宮城県大崎市古川前田町10番7号 ラフィネ 21 A棟101号 債務者 近藤 和子(旧姓鈴木) 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所大河原支部			
令和7年(フ)第704号 仙台市泉区将監9丁目1番3-503号、従前 の住所東京都渋谷区西原3丁目18番11号 白 ゆりハイツB-102 債務者 横野 円香 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係			
令和7年(フ)第742号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目21番地の5 パ ルメゾン鶴ヶ谷202 債務者 相澤 由美			

令和7年(フ)第1148号	東京都日野市日野台5-3-1 メゾンドノア 日野台308、住民票上の住所東京都立川市曙 町1丁目22番25号アバックスA棟907号 債務者 藤村 翼 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第224号	新潟市中央区四ツ屋町1丁目2981番地 債務者 平野万里子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第232号	新潟市西区五十嵐東3丁目6番23号 メゾン ド・パルナスB101、前住所新潟市西区中権 寺2289番地5 債務者 鈴木小百合 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第234号	新潟市中央区西堀通7番町1555番地 日生不 動産西堀ビル906号 債務者 石倉 愛 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第155号	山梨県甲府市新田町8番28号 パークハイム 池田103 債務者 小林 久子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第159号	山梨県甲府市大里町3557番地2 第二ぐぬぎ ハイツB102 債務者 武川 啓 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第103号	長野県須坂市大字須坂54番地3 上町ハイツ 103号 債務者 山田 正子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第160号	山梨県甲府市里吉1丁目6番12号 コーポラ スナサワ203 債務者 宮下いづみ(旧姓田中) 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第42号	長野県小諸市大字平原1836番地5 債務者 日向 翔太 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第167号	山梨県甲府市高畑2丁目3番5号 ハウス向 陽1-1 債務者 若菜三保子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第169号	山梨県甲府市和戸町1151番地 コーポ小林第 2-108号室 債務者 吉野 圭一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第164号	静岡市清水区万世町1丁目6番9号2F、旧 住所静岡市清水区北脇370番地の8 債務者 櫻井 道子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第267号	静岡市駿河区寺田9番地の6 福地ハイツⅡ A102 債務者 増田 明生 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第393号	静岡県藤枝市藤枝3丁目3番16号 債務者 岡田 清人 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第119号	静岡県富士宮市万野原新田3927番地の14 債務者 石川佳世乃 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所富士支部

<p>令和7年(フ)第136号 静岡県富士宮市中島町528番地の6 債務者 堀切 麻生 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　静岡地方裁判所富士支部</p>	<p>令和7年(フ)第192号 三重県四日市市大字塩浜171番地1 特定非営利活動法人 きずな、前住所三重県四日市市智積町844番地1 ピュールアムール203 債務者 渡邊 一洋 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第141号 兵庫県川西市多田桜木1丁目7番5-507号 傾債務者 瀬戸山千晶 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>令和7年(フ)第123号 三重県鈴鹿市岸岡町3098番地の3 メゾン千代崎101 傾債務者 和田 康孝 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　津地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第97号 兵庫県宝塚市中山桜台6丁目17番1-712号 傾債務者 白瀬 範一 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第144号 兵庫県宝塚市山本丸橋1丁目5番19号 傾債務者 深川 輝浩 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>令和7年(フ)第127号 三重県鈴鹿市西条8丁目58番地 えみふる、 前住所三重県鈴鹿市長太栄町1丁目9番26号 傾債務者 伊達 正記 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　津地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第112号 兵庫県宝塚市山本西3丁目2番2-104号、 前住所兵庫県西宮市宝生ヶ丘2丁目1番7号 傾債務者 ぐうこと 野中 啓子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第331号 兵庫県姫路市御国野町深志野92番地14 傾債務者 福本 繁隆 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>令和7年(フ)第44号</p>	<p>兵庫県伊賀市出後1260番地 傾債務者 宍戸アキオこと SHISHIDO AKIO 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>令和7年(フ)第132号 兵庫県姫路市御国野町深志野92番地14 傾債務者 福本 静子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>令和7年(フ)第44号 三重県伊賀市出後1260番地 傾債務者 宍戸アキオこと SHISHIDO AKIO 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　津地方裁判所伊賀支部</p>	<p>令和7年(フ)第138号 兵庫県川西市けやき坂5丁目5番地の1 1-710 傾債務者 水谷 拓平 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第332号 兵庫県姫路市御国野町深志野92番地14 傾債務者 福本 静子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>令和7年(フ)第44号</p>	<p>兵庫県高砂市伊保崎5丁目6番22号 傾債務者 内田 松美 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第340号 兵庫県高砂市伊保崎5丁目6番22号 傾債務者 内田 松美 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部</p>

令和7年(フ)第31号 兵庫県洲本市納628番地 タケダハイツ8号 債務者 露原 敏江
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
令和7年(フ)第142号 奈良県生駒郡平群町大字若井51番地の10 債務者 太田あゆみ
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第154号 奈良県天理市田井庄町231番地2 債務者 藤内 博子
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第194号 奈良市西大寺国見町1丁目1番439号 債務者 橋口弘志こと 金 弘志
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第141号 奈良県大和高田市藤森86番地の2 社会福祉法人青垣園、住民票上の住所奈良県大和高田市大字土庫237番地12 債務者 三毛 利彦

令和5年(フ)第6281号 富山県富山市清水町3丁目2-24 破産者 小松 廣一
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第160号 奈良県橿原市栄和町53番地の2 グランデアルファ202号 債務者 上田 武史
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第161号 奈良県橿原市栄和町53番地の2 グランデアルファ202号 債務者 上田 知恵
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
破産手続廃止
令和5年(フ)第6279号 東京都練馬区上石神井1丁目7番21号 破産者 株式会社ソフトリレーション
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和5年(フ)第6280号 東京都練馬区上石神井1丁目7番21号 破産者 合同会社Final Force
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和5年(フ)第6281号 富山県富山市清水町3丁目2-24 破産者 小松 廣一
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6844号 東京都新宿区戸山3丁目11-8 破産者 ファイブスターズゲーム株式会社
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6948号 東京都荒川区東尾久6丁目24番10号 破産者 パレレ株式会社
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7959号 東京都新宿区北新宿1丁目6-13 北新宿ハイツ 1F 破産者 宮崎 聖也
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8327号 東京都あきる野市小川524番地6 破産者 株式会社皆成
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第312号 東京都荒川区西日暮里2丁目37-10-301 破産者 織田 样平
1 決定年月日 令和7年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1267号 東京都東久留米市小山4丁目2-10-105 破産者 土谷 直美 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1721号 東京都世田谷区砧4丁目13-20 小池荘6号 破産者 長谷川まさえ 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1298号 東京都豊島区南大塚3丁目36-7-203 破産者 松本 学 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1745号 東京都豊島区高田3丁目10番12-203号 破産者 株式会社空間設計 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1311号 東京都世田谷区上北沢5丁目4-3-101 破産者 中武真紀子 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1897号 東京都中野区弥生町2-13-2 trias 231 203号室、住民票上の住所三重県桑名市 大字東方1429-4 (21街区4) 破産者 武藤 彩花 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1333号 東京都練馬区南大泉2丁目11-3 I M G ハ ウス1 105 破産者 吉田 炳夫 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1899号 東京都板橋区大山東町12-3-303 破産者 岡崎 優太 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1353号 東京都豊島区巣鴨1丁目14番12-301号 破産者 久豊技研株式会社 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1960号 東京都練馬区光が丘2丁目4-10-311 破産者 近藤 栄子 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1402号 東京都板橋区常盤台4丁目7-15-206 破産者 松本 昌紀	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1533号 東京都練馬区氷川台4丁目1-6-702 破産者 道前 訓

令和7年(フ)第2000号 東京都江戸川区西葛西4丁目3-38-206 破産者 福成 瞳子 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2058号 東京都江東区豊洲6-4-34 破産者 芯誠貿易株式会社 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2171号 東京都品川区西大井6丁目1番15号 破産者 豊印刷株式会社 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2172号 東京都品川区戸越6-11-5-205、住民票上の住所東京都品川区西品川1丁目20-16-1702 破産者 山本 康則 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2222号 東京都渋谷区神宮前3丁目5番6-204号 破産者 合同会社F o r A L L 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2259号 東京都町田市藤の台1丁目1番51-104号 破産者 株式会社サクラコンサルタント 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2260号 神奈川県相模原市南区相武台団地2丁目7-2-14 破産者 宮下 敏夫 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2420号 東京都新宿区百人町2丁目6-6 クレアトゥール新宿21-202 破産者 永矢久美子 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2455号 東京都杉並区堀ノ内3丁目49-19-1019、開始決定時の住所東京都西東京市向台町4丁目21-45-1022 破産者 石黒 鏡恵(旧姓蓮見) 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2604号 東京都台東区竜泉2丁目11-3 阿川ビル3B 破産者 田中麻衣子(旧姓岡川) 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2615号 東京都八王子市松木13-15-302 破産者 川崎 孝一 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2619号 東京都足立区東和1丁目7-10-101 破産者 長途 卓也 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2629号 東京都練馬区春日町3丁目19-22-106 破産者 菊池 麻美 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2664号 東京都練馬区土支田4-39-5-102、住民票上の住所東京都板橋区赤塚新町3丁目13-11-101 破産者 田山 智也 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2677号 東京都墨田区京島1丁目38-1-1114 破産者 大山 美和(旧姓大瀬) 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2708号 東京都豊島区西池袋4丁目39-9-1107 破産者 櫻木 晃士 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2720号 東京都台東区根岸5丁目18-4-403 破産者 内田 大智 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2738号 東京都八王子市めじろ台3丁目24-1-101 破産者 和田 孝男 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2801号 東京都江戸川区東葛西7丁目13-17 葛西莊 破産者 西山 治郎 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2803号 東京都品川区中延5丁目9-25-103 破産者 高橋 吉富 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2808号 東京都武蔵村山市中央4丁目2-7-103 破産者 野中 秀彦 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2820号 東京都江東区北砂3丁目12-14-203 破産者 奥山愛鈴こと ピラルビア アイリン イガラシ 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1095号 東京都板橋区赤塚4丁目39-28-301 破産者 櫻井 康則 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2836号 東京都世田谷区成城7丁目5-21-101 破産者 鈴木 武彦 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1112号 東京都渋谷区神宮前6丁目33番1号、1A 破産者 有限会社ポイント・ネット 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2865号 東京都世田谷区駒沢2丁目13-6-202 破産者 満園 誠 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1147号 東京都目黒区中町2丁目8-8 初雁興業マ ンションB-2 破産者 阿部 龍介 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2867号 東京都武蔵村山市学園1丁目70-21 破産者 杉本 哲二 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1182号 東京都江東区亀戸2丁目6-6-1020 破産者 鈴木 康文 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2887号 東京都豊島区西池袋5丁目14-3-907 破産者 鍵野 武留 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1187号 東京都江東区北砂3丁目10-8-202 破産者 石渡 励 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2894号 東京都大田区仲六郷4丁目26-2 第二喜作 ビル302 破産者 武田 裕行	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3001号 東京都新宿区早稲田鶴巻町302-5-105 破産者 黒川 結衣

令和7年(フ)第1360号 東京都葛飾区細田3丁目6-10-103 破産者 荒川 周一 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1365号 東京都足立区新田3丁目17-4-101 破産者 田島 貞友 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1378号 東京都荒川区町屋7丁目1-9-1002 破産者 森一 桃子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1395号 東京都大田区北馬込2丁目52-10-302 破産者 長谷川洋平 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1443号 東京都新宿区四谷坂町8-14 アーバンプレイス四ツ谷II A 105 破産者 坂下 翔一 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1445号 東京都文京区西片1丁目15-12-803 破産者 村山 智実

1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1462号 東京都大田区南蒲田3丁目10-10-407 破産者 古吉 貢 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1463号 東京都新宿区中井1丁目1-12 破産者 斎藤 歩美 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1577号 神奈川県横浜市港北区下田町3丁目13-18 2F、開始決定時の住所東京都目黒区東が丘1丁目16-26-205 破産者 木戸 浩 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1678号 東京都文京区本郷3丁目41-9 破産者 山本ひかり 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1680号 東京都江戸川区南葛西4丁目12-5-701 破産者 山下 真生 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1689号 東京都板橋区赤塚7丁目13-29-106 破産者 吉田 英彦 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1807号 東京都江戸川区西葛西2丁目9-19-203 破産者 成澤 陽子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1995号 東京都港区南麻布1丁目5-30-905 破産者 藤本 玄(旧名裕一) 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2011号 東京都足立区千住河原町38番7-804号 破産者 株式会社g a i n 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2012号 東京都足立区千住河原町38-7-804 破産者 杉田 昌稔 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2012号 東京都足立区千住河原町38-7-804 破産者 杉田 昌稔 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2022号 神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2-61-1-317、開始決定時の住所東京都台東区蔵前4丁目18-4-201 破産者 藤井 瞳 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2155号 東京都江戸川区西小岩3-38-9 破産者 株式会社カーライフサポート 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2156号 東京都江東区亀戸7丁目51番11-303号 破産者 牧田 順昭 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2209号 東京都千代田区神田駿河台2-1-19 アルベルゴ御茶ノ水706 破産者 株式会社シエスタ 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2210号 東京都品川区荏原4丁目1-18-205 破産者 佐々木広美 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2211号 沖縄県那覇市牧志2丁目17-27-401 破産者 株式会社M i H 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2212号 神奈川県横浜市港北区綱島東2丁目6-35-105 破産者 浦崎 哲彰 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2665号 東京都品川区中延5丁目6-13 OMC J 原町1 202 破産者 上田 雅由 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2799号 東京都港区白金台1丁目4-19-201 破産者 井上 猛愛 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2272号 東京都足立区東和4丁目19-3-207 破産者 吉田 秀浩 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2707号 東京都江戸川区清新町1丁目1-18-204 破産者 平山裕二郎 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2817号 東京都江東区亀戸3丁目53-8 破産者 ルッソ佳代子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2568号 東京都西東京市芝久保町3丁目19-6 破産者 塚野 綾 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2724号 東京都世田谷区世田谷1丁目5-2-102 破産者 松本 珠美 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2835号 東京都足立区江北5丁目11-12-701 破産者 池亀 治彦 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2613号 東京都杉並区上荻2丁目26-4 破産者 山口 敏幸 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2771号 東京都足立区保木間4丁目41-12 介護老人保健施設あさひ 破産者 谷嶋健太郎 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2837号 東京都荒川区荒川3丁目37-2-101 破産者 澤口 壮登 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2663号 東京都練馬区高野台4丁目3-1-1002 破産者 野田真奈美 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2784号 東京都練馬区下石神井5丁目2-17-101 破産者 松葉ひなの(旧姓姫田・米木) 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2858号 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目3-9-204 破産者 仲 譲 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2899号 東京都練馬区貫井4丁目2-28-201 破産者 石橋 博子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2861号 神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4丁目130-103 破産者 服部 直樹 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2862号 東京都府中市政5丁目8-31 エンジェルハイツ37番館203 破産者 進藤 建一 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2866号 東京都世田谷区瀬田5丁目2-9-301 破産者 本郷 真子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2864号 東京都板橋区成増4丁目27-20-407 破産者 山本 美幸 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2866号 東京都世田谷区瀬田5丁目2-9-301 破産者 本郷 真子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2859号 東京都江戸川区一之江7丁目12-5-101 破産者 松本 将志 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2899号 東京都練馬区貫井4丁目2-28-201 破産者 石橋 博子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2859号 東京都江戸川区一之江7丁目12-5-101 破産者 松本 将志 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2900号	東京都品川区東五反田2丁目10-1-1402 破産者 花谷 知央 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2922号	東京都板橋区高島平9丁目1-5-628 破産者 樋山 憲彦 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2924号	東京都墨田区石原2丁目27-3-303 破産者 高柳 順一 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2925号	東京都台東区浅草7丁目2-14-501 破産者 山本 涼 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2932号	東京都港区南麻布1-5-30-808、住民票上の住所東京都港区東麻布1丁目25-2-508 破産者 斎藤久美子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2933号	東京都渋谷区東2丁目20-18-2302 破産者 古森みら代

令和7年(フ)第2991号	東京都江東区大島3丁目20-9 破産者 小山 明人 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2954号	東京都調布市国領町3丁目8-15 都営調布くすのきアパート2-602 破産者 生澤 功司 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2957号	東京都江戸川区東葛西6丁目2-11-305 破産者 畑谷 南樹 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2982号	東京都大田区南馬込4丁目16-17-102 破産者 牧瀬児太郎 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2989号	東京都世田谷区北沢4丁目6-12-303 破産者 松井 貴徳 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2990号	東京都豊島区東池袋2丁目60-9-502 破産者 堀 麻莉奈 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3018号	東京都品川区西五反田6丁目20-7-203 破産者 馬場崎 誠 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3027号	東京都杉並区下井草1丁目26-9 石原コーザB 201 破産者 山崎 詠理 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3030号	東京都大田区中馬込2丁目9-3-508 破産者 古瀬 咲子 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第809号	仙台市宮城野区榴岡3丁目10-7 サンライン第66ビル8F 破産者 株式会社メディア・サポート 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1220号	仙台市太白区中田3丁目1番46号 破産者 株式会社R. R I N G S 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係

さいたま市西区西大宮4丁目60番地20
破産者 Line Art 株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第426号

東京都渋谷区東1丁目8番3号トキワマツ

ユープレイス101

破産者 株式会社フライトイフレスト

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第468号

埼玉県川口市大字東内野531番地の1 フラワーハイムⅢ208号

破産者 株式会社スイートライフ

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第516号

さいたま市中央区本町東7丁目16番8号

破産者 合同会社華飾

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第6251号

東京都品川区大井6丁目11-4

破産者 高橋美津保

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第83号

愛知県犬山市大字羽黒字古市場6番地

破産者 犬山ビール株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第3260号

大阪市西区九条南2-16-26-201

破産者 株式会社Food's Joint

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4433号

大阪府八尾市竹渕3丁目126番地

破産者 アロハテック有限会社

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5881号

大阪府豊中市庄内西町2丁目7番32号

破産者 株式会社倉栄工業

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第229号

大阪市西淀川区千舟3丁目1番2-306号

破産者 有限会社ヒラヤマ

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1103号

大阪市北区中津1丁目13番17-1007号

破産者 株式会社Fevs

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第219号

兵庫県明石市松の内1-9-16ライオンズマンション西明石702

破産者 一般社団法人親白福祉会

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第49号

鳥取県米子市旗ヶ崎2101番地

破産者 米子魚市場仲買協同組合

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第936号

広島県東広島市河内町戸野7717番地

破産者 有限会社大英建設

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第124号

福岡県飯塚市八木山1270番地14

破産者 NPO法人青少年体験教育活動協会

- 1 決定年月日 令和7年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第158号

青森県弘前市大字浜の町東3丁目3番地7

破産者 合同会社フォロカル

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第3074号

神奈川県大和市上草柳6丁目16番21号

破産者 株式会社真誠工業

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第30号

三重県北牟婁郡紀北町相賀1944番地6、前住所三重県員弁郡東員町大字大木1361番地リバティーウイング202号

破産者 小林 晴代

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第487号

大阪府豊中市走井2丁目14番18号

破産者 株式会社アール・ディー・エス

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1012号

大阪市浪速区日本橋西1丁目2番25号ST難波ビル2階

破産者 R-LIFE株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1155号

大阪府守口市東郷通3丁目13番6号

破産者 株式会社サンゼン

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1176号

大阪府豊中市庄内西町3丁目19番4号

破産者 株式会社新事業開発研究所

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3074号

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1177号	大阪府豊中市庄内西町3丁目19番4号 破産者 有限会社協働研究所 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1178号	大阪府豊中市庄内西町3丁目19番4号 破産者 株式会社北摂アグリフード 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第122号	広島県福山市本町4番5号2階 破産者 有限会社八家 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第539号	(最後の住所)宮崎市佐土原町下田島11528番地3 ガーデンハウスサニー101号 破産者 亡西山征光相続財産 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宮崎地方裁判所破産係
破産手続廃止及び免責許可決定	
令和6年(フ)第2609号	名古屋市中村区畠江通4丁目21番地の1 クリスタルハイツ201号 破産者 井上 朋昭 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第40号	栃木県佐野市赤見町3257番地5 破産者 田島 正隆 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第84号	兵庫県西宮市分銅町6番25号マニヤーナ夙川105号 破産者 小川 健次 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第4号	鹿児島市南新町27番45号 サウスヒル211号 破産者 蒲生 智昭 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第24号	鹿児島市西陵6丁目6番16号 破産者 満尾 明 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第163号	名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第163号	兵庫県尼崎市上ノ島町2丁目29番5-305号 破産者 スナックJINこと新井良枝こと 朴 良枝 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第2413号	札幌市北区あいの里2条3丁目3番3号 破産者 金澤 道人 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1259号	宮城県多賀城市桜木1丁目3番16-5号 メゾンSATO106号 破産者 栗田 祐輔 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第272号	札幌市豊平区福住3条8丁目14番10号 破産者 山内優二郎 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。

令和6年(フ)第2949号 大阪府枚方市伊加賀西町2番3-303号 破産者 高橋 志保 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5148号 大阪府泉佐野市鶴原2丁目9番36-14号 破産者 石渕 五一 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5882号 大阪府豊中市服部本町3丁目13-16L ux e 服部天神106、住民票上の住所大阪府豊中市 服部西町3丁目8番20-101号 破産者 倉永 明夫 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3394号 大阪府茨木市南春日丘7丁目3番27号の5 破産者 松嶋 憲祐 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5575号 大阪府東大阪市下小阪5丁目6番6号 ココ ファイン八戸ノ里 201号 破産者 康原 福宮 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5984号 大阪市住之江区南港中3丁目3番35-303号 破産者 中田 清香(旧姓西島) 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4873号 大阪府箕面市桜井1丁目18番7号 破産者 森澤 章雄 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5805号 京都市西京区山田平尾町51番地50 桂坂山荘 602 破産者 西野 獨 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第6082号 大阪市住之江区南加賀屋2丁目2番29-407 号 破産者 元久佳津余 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5046号 大阪府東大阪市吉田1丁目1番27-706号 破産者 花園動物病院こと 磯部 孝 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5839号 大阪府箕面市桜ヶ丘2丁目8番19号 (201 号) 破産者 和田 澄佳 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第207号 大阪市東淀川区東中島4丁目11番32-502号 破産者 中野 清次 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5128号 大阪府吹田市古江台4丁目1番5-512号 破産者 西田 敏明 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第258号 大阪市浪速区塩草3丁目2番3号 ファース トフィオーレ難波フォート 902号 破産者 仙谷 友理	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第493号 大阪市北区大淀中3丁目2番23号 ハイムラ ボールPart XII 701号室 破産者 阪口 英樹 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第650号 大阪府枚方市招提中町2-22-1 エトワ ルシャルムI-105号、住民票上の住所京都 市西京区山田庄田町3番地27 破産者 岡田和佳子(旧姓野間) 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1024号 大阪府箕面市桜井3丁目10番35号 破産者 土井 美希 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1031号 大阪市福島区福島4丁目2番73-903号 破産者 La ch icこと 川井 力哉 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1104号 大阪府茨木市橋の内1丁目13番18号 破産者 東畠 秀平 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第628号 兵庫県西宮市上ヶ原山田町4番143—209号 破産者 陸野 拓 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第110号 広島市中区舟入本町9番20—304号、申立時の住民票上の住所広島市中区加古町8番7—302号 破産者 Gouty Paoこと瀬川 成之 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第1128号 大阪市生野区小路東1丁目1番18—506号 破産者 神農翔太こと姜 翔太 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第220号 兵庫県明石市松の内1丁目9番地の16 ライオンズマンション西明石702号、前住所兵庫県洲本市桑間533番地3 プロスパービラ307号室 破産者 松本 憲人 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ)第228号 広島県安芸郡府中町宮の町1丁目6番5—102号 破産者 広田 茂 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第51号 熊本市中央区水前寺5丁目24番7号 p1a c e 水前寺704 破産者 緒方 麻純 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1228号 大阪府吹田市江の木町17番35—306号 破産者 柄 龍馬 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第117号 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津2455番地 グッドビューア大山3号 破産者 吉岡 真也 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第229号 広島県安芸郡府中町宮の町1丁目6番5—102号 破産者 広田真由美 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第84号 熊本市北区清水東町2番46号 ユニゾンⅡ 104、転入前住所熊本市中央区新町2丁目7番14号 霧島第三ビル401 破産者 渕稻國朝和 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1376号 大阪府東大阪市東石切町2丁目4番6号 ソニオ21 302号 破産者 上甲 光治 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第147号 島根県江津市江津町809—3、住民票上の住所島根県大田市温泉津町温泉津1007番地2 破産者 森田 晶士 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口県宇部市浜町1丁目2番21—1号、前住所山口県宇部市大字東岐波637番地22 破産者 YK空調設備こと 山本 豊 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部	令和6年(フ)第4号 島根県江津市江津町809—3、住民票上の住所島根県大田市温泉津町温泉津1007番地2 破産者 森田 晶士 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所浜田支部	令和7年(フ)第85号 大分市東鶴崎2丁目2番20号 オアシスホーム2 破産者 首藤 充則 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1483号 大阪市福島区福島6丁目13番13—706号 破産者 鳴瀬 紗香 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和5年(フ)第39号 福岡県飯塚市芳雄町2番1号 破産者 横山 明	令和7年(フ)第9号 鹿児島県枕崎市塩屋北町216番地 破産者 前山 貴子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係	

令和6年(フ)第3075号	神奈川県大和市上草柳6丁目16番21号、申立時の住民票上の住所相模原市南区松が枝町19番12号 メゾンリベルテ202 破産者 荒 幸一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第239号	横浜市中区元町2丁目80番地の28 破産者 神原 聖 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第123号	神奈川県平塚市四之宮7丁目5番2-305号 しろくま 破産者 芝岡 美佳(旧姓棟方) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第147号	神奈川県愛甲郡愛川町半原1963番地の2、前住所神奈川県厚木市金田284番地6 破産者 鄭間 俊輔 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第123号	新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸479番地3 破産者 石川 謙紀

1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第13号	石川県小松市若杉町リ222番地1、従前の住所石川県金沢市西泉3-68-1 B号室 破産者 竹田 航 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	金沢地方裁判所小松支部	令和6年(フ)第2099号	大阪府柏原市田辺2丁目9-2、住民票上の住所大阪市西成区長橋2丁目6番14号 破産者 荒木 泰子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第9号	神奈川県川崎市麻生区細山7丁目10番23号、開始決定時の住所静岡市葵区上足洗4丁目2番40号 破産者 榎本 真弓 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第4727号	大阪府寝屋川市宇谷町5番2-1026号 破産者 國分 幹子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第251号	静岡市駿河区石部31番16号 ヴィラサントビア201、旧住所静岡市清水区有東坂9番15号 破産者 伊藤 大介 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第4815号	大阪市北区大淀南2丁目2番9-415号、前住所大阪市北区大深町3番40-1601号 破産者 来條 翼 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2098号	大阪府柏原市田辺2丁目9-2、住民票上の住所大阪市西成区鶴見橋3丁目7番12号 破産者 N・S シューズこと富田道治こと 金道治	大阪府門真市深田町1番6-406号 破産者 山口 茂男 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪府守口市東郷通3丁目13番6号 破産者 谷口 昇 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪府守口市東郷通3丁目13番6号 破産者 笠下社会保険労務士事務所こと 笠下大介 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪府守口市東郷通3丁目13番6号 破産者 笠下社会保険労務士事務所こと 笠下大介 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第48号	鳥取県米子市灘町3丁目148番地19 コーポ・サン1F 破産者 中橋 武彦 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和6年(フ)第1226号	広島市西区鈴が峰町37番1-205号 破産者 大藪 正明 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第123号	広島県福山市山手町5丁目7番20-203号 エスボアール 破産者 尾永 敏 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第192号	北九州市小倉北区片野4丁目21番8-310号 破産者 田中 雅代 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第65号	宮崎市大字恒久6612番地2 破産者 櫛間 聖菜 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第72号	大分市坂ノ市中央4丁目12番15号 ルミナス坂ノ市Ⅰ201、開始決定時の住所宮崎市天満3丁目3番12号 破産者 安部 由佳 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和5年(フ)第2392号	東京都世田谷区代田2-36-15 BONUS T RACK LOUNGE 破産者 株式会社ウイルコ 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1701号	東京都目黒区鷹番1丁目12-20-301 破産者 藤田喜一郎 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2631号	東京都港区高輪3丁目10-1-81 破産者 大藏 邦裕 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2782号	東京都東村山市美住町1丁目3 美住町1丁目第2アパート 1-103 破産者 小笠原キリン

令和6年(フ)第6083号	東京都大田区久が原3丁目40-6-502 破産者 稲葉 久訓 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第3601号	東京都江戸川区東葛西6丁目14-3-306 破産者 柳澤 陣 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第4468号	東京都西東京市ひばりが丘北4丁目4-16-401、開始決定時の住所東京都墨田区立花5丁目39-11 破産者 島村 泰夫 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第5871号	東京都中野区東中野1丁目12-20-304、開始決定時の住所東京都中野区東中野1丁目12-20-102 破産者 橋本 琢也 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第5884号	東京都大田区南雪谷4丁目1番11号 破産者 株式会社梼(旧商号株式会社カフナ) 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和6年(フ)第8906号 東京都豊島区東池袋2丁目17番2号 破産者 シンワ技研株式会社 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1117号 東京都江東区森下3丁目10番22号 破産者 株式会社アテンボライフ 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第354号 東京都品川区上大崎3丁目4番1-201号 破産者 株式会社自然食ニュース社 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第940号 東京都世田谷区南烏山4丁目23番8号 破産者 株式会社エヌエヌコーポレーション 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1011号 東京都墨田区八広5丁目10-1-1413 破産者 江村 誠一 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1013号 東京都板橋区徳丸1丁目27-6-307 破産者 原 尚司 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1022号 東京都足立区鹿浜6丁目25-17-405 破産者 平井 康夫 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1042号 東京都目黒区三田1丁目4-4-715 破産者 椿山 婦子 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1649号 東京都世田谷区世田谷4丁目13-17-305 破産者 丹野 久美 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和5年(フ)第5006号 神奈川県大和市中央林間6丁目2-1-102、 開始決定時の住所東京都大田区上池台1丁目 42-9 破産者 櫻井 直記 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第140号 東京都葛飾区高砂3丁目9-16-102 破産者 佐藤 憲 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8005号 東京都港区海岸3丁目8-6-503 破産者 二宮 大	東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1394号 東京都多摩市和田1463-4 破産者 大和真奈美 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第5147号 大阪市中央区船場中央2丁目3番船場センタービル6号館2階 破産者 株式会社パルトネール 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 松山地方裁判所今治支部 破産手続終結及び免責許可決定	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第143号 愛知県豊橋市細谷町字上大附193番地 破産者 太田商店株式会社 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第259号 広島市中区十日市町1丁目2番3号 破産者 合同会社Session's Brewery 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	名古屋市中川区上流町2丁目61番地 破産者 木村 謙二 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	新潟県新潟市西蒲区旗屋200番地4 ファミールガーデン102号、前住所新潟県糸魚川市大字中宿567番地1 破産者 小林 将忠 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部
令和6年(フ)第1364号 北海道江別市高砂町14番地の8 破産者 有限会社やかた 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第556号 熊本市中央区上通町6番8号 破産者 株式会社クリエイト 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	広島地方裁判所民事第4部 埼玉県川口市芝西2丁目9番16号 アベニール桜201号、破産手続開始時の住所さいたま市西区大字中野林873番地25 破産者 高橋 幸一 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第905号 埼玉県川口市芝西2丁目9番16号 アベニール桜201号、破産手続開始時の住所さいたま市西区大字中野林873番地25 破産者 高橋 幸一 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第64号 亡谷守正の開始決定時及び最後の住所 新潟県糸魚川市大町1丁目6番33号 破産者 亡谷守正相続財産 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第4108号 大阪市住吉区万代4丁目1番11号 破産者 有限会社ミツワ薬局 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 埼玉県戸田市喜沢南2丁目4番4号 破産者 松岡 尚子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第1618号 埼玉県戸田市喜沢南2丁目4番4号 破産者 松岡 尚子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所佐久支部
令和6年(フ)第26号 新潟県糸魚川市大字中宿567番地1 破産者 有限会社小林自動車 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第20号 愛媛県今治市喜田村6丁目1番22号 破産者 井上商事株式会社	大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第20号 愛媛県今治市喜田村6丁目1番22号 破産者 井上商事株式会社	令和6年(フ)第508号 岐阜県各務原市那加雲雀町27番地 (パークサイドヒカリ) 102号、前住所岐阜県各務原市蘇原希望町1丁目16番地3 破産者 伏見 幸久 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所

令和5年(フ)第5279号
 大阪府東大阪市横小路町5丁目2番25号 第
2東大阪村橋マンション404、開始決定時大
阪市鶴見区今津南1丁目5番30-306号
破産者 ハトウ精工こと 羽藤 直子
 1 決定年月日 令和7年7月14日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第5906号
 大阪市平野区加美北4丁目5番25号 有馬バ
レス加美 203号
破産者 榮岩 匠
 1 決定年月日 令和7年7月14日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第50号
 鳥取県米子市西福原3丁目7番16-302号、
開始決定時の住所鳥取県米子市茶町84番地
破産者 池吉 憲
 1 決定年月日 令和7年7月14日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第315号
 広島市西区井口1丁目6番1-105号、開始
決定時の住所広島市佐伯区美の里1丁目11番
48-26号
破産者 高野 博資
 1 決定年月日 令和7年7月14日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第937号
 広島県東広島市河内町戸野7097番地
破産者 古原 好徳
 1 決定年月日 令和7年7月14日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第973号
 大阪市都島区友渕町1丁目5番8-908号
破産者 前田モータープールこと 前田 聰
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第159号
 青森県弘前市大字浜の町東3丁目3番地7
破産者 田中 瑞偉
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第1162号
 宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山3丁目3番64号
破産者 伊藤めぐみ
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第213号
 新潟市西区東山1107番地
破産者 畠山 義隆
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第683号
 静岡市葵区北沼上128番地の1 ラ・フル
ル201号
破産者 望月 健太

令和6年(フ)第3976号
 大阪府豊中市服部寿町3丁目4番1号
破産者 伊藤ポンプこと 伊藤 謙介
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第928号
 福岡県那珂川市片繩東1丁目17番7号ボニー
トブローテ1-203号、開始決定時の住所広
島市佐伯区杉並台28番地13
破産者 寺田 英治
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第226号
 広島県福山市一文字町14番35-1号 105、
旧住所広島県福山市沼隈町大字草深2785番地
403
破産者 金高 学
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第46号
 高知県幡多郡黒潮町佐賀橋川698番地1
破産者 吉本 薫
 1 決定年月日 令和7年7月15日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 高知地方裁判所中村支部

免責許可決定

令和7年(フ)第89号

愛知県豊川市一宮町泉93番地4
破産者 美容整体院ゆらこと 田中 康平
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第22号

熊本県八代市海士江町3317番地1 (B-3)
西村貸家
破産者 尾上 秋男
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第23号

熊本県八代市海士江町3317番地1 (B-3)
西村貸家
破産者 尾上 靖代
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第12号

大分県竹田市君ヶ園369番地、住民票上の住所大分県竹田市大字渡瀬572番地
破産者 久良 正三
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第134号

鹿児島市吉野町9046番地6 クレストハウス吉野103号
破産者 坂元 鎧一
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第140号

鹿児島市坂之上3丁目20番15号
破産者 上拾石隆行
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第141号

鹿児島市川上町1136番地4
破産者 五嶋 広美
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第150号

鹿児島市清和1丁目13番8号、前住所鹿児島市上福元町5655番地1 ガーデンプラザK棟103号
破産者 内田 竜海
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第152号

鹿児島市上荒田町16番5号 レインボー上荒田302号
破産者 春成美枝子
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第165号

鹿児島市和田3丁目52番11-103号
破産者 柳谷 隆始
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第46号

鹿児島県出水市高尾野町下高尾野1036番地4
破産者 吉海 智和
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第43号

青森県八戸市大字鮫町字上盲久保18番地123
奈良方
破産者 福田 彩子(旧姓山本)
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第18号

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第11地割125番地1 山野内アパート13号、旧住所岩手県九戸郡軽米町大字軽米第7地割16番地3
破産者 瀧澤 克至

1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第17号

岩手県釜石市野田町5丁目28番3号 野田復興住宅507号
破産者 井上かおり(旧姓黒澤)
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年(フ)第113号

茨城県水戸市(以下 秘匿)、住民票上の前住所茨城県つくば市みどりの東14番地2 アヴァン・ドゥースみどりの1棟102号
破産者 清井 愛嘉
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第149号

茨城県小美玉市大谷896番地48
破産者 梅澤 孝輔
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第59号

茨城県古河市横山町1丁目2番5号
破産者 宇都木典男
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第60号

茨城県古河市横山町1丁目2番5号
破産者 宇都木ゆかり
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第93号

群馬県高崎市箕郷町柏木沢1706番地2
破産者 狩野 竜也
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第106号

群馬県安中市高別当83番地1 めぞん・いちりやま101号
破産者 小沼 寿之
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第108号

群馬県高崎市高闘町187番地14
破産者 赤坂 久枝(旧姓仲野)
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第208号

埼玉県入間郡毛呂山町中央3丁目24番地11
エメラルドハイツ101号
破産者 原 孝夫
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第213号

埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘2丁目10番45号
破産者 宮脇 真澄
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第230号

埼玉県所沢市花園3丁目2387番地の89
破産者 重澤 日向
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第242号

埼玉県所沢市大字上山口2071番地の1 コスモピアTM205
破産者 大内真理子(旧姓川名)
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第281号

埼玉県川越市大字南田島2099番地1 (アネックス加藤A-102号室)
破産者 瀬田川和男
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第285号
埼玉県川越市中台南2丁目6番地14
破産者 木下 邦夫
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第307号
埼玉県狭山市広瀬東4丁目10番10号 グループホーム ラフォーレ4号棟
破産者 星野 瞳美
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第65号
新潟県柏崎市松波3丁目5番37-106号 市営松波町住宅C号棟
破産者 植木 昭
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第42号
長野市大字栗田653番地258、旧住所横浜市旭区市沢町1140番地1 マリーコート202
破産者 脇若 順
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第72号
長野県松本市大字島内4638番地7 グリーンハイツアオシマ202
破産者 井坪 凌雅
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第3021号
名古屋市中川区外新町1丁目48番地の2 アズベル外新町301号、従前の住所名古屋市中川区八熊通6丁目66番地 AXIA八熊501号
破産者 谷口 正
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第539号
名古屋市港区辰巳町41番9号 ドール東海通706号
破産者 山川 敏晴
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第563号
名古屋市中川区千音寺5丁目1036番地 千音寺荘8棟801号
破産者 山下 恵理
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第628号
愛知県大府市長草町墓所根37番地 ロイヤル長草303号
破産者 谷口 正子
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第630号
愛知県大府市長草町墓所根37番地 ロイヤル長草303号
破産者 谷口 秀喜
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第645号
愛知県瀬戸市品野町3丁目382番地
破産者 吉見 幸雄
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第703号
愛知県豊橋市東郷町10番地 アーバンライフ東郷町204、従前の住所愛知県春日井市上条町3丁目161番地 ピオラヒルズ311号
破産者 鈴木伸太朗
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第810号
愛知県豊明市二村台7丁目27番地6
破産者 山盛 未来
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第821号
名古屋市中区大須2丁目9番6号 ナビティ大須405号
破産者 岡野 結愛
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第833号
愛知県あま市新居屋高島27番地 エステート高島101号、従前の住所愛知県清須市西枇杷島町旭1丁目31番地 第1早川ビルB-5
破産者 中野 良平
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第835号
名古屋市北区天道町5丁目1番地 県営辻町住宅4街区1棟303号
破産者 川野 裕二
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第850号
愛知県常滑市宇脇田口24番地
破産者 渡部 達也
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第42号
広島県尾道市因島外浦町830番地2
破産者 百垣 哲男
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第27号
山口県岩国市玖珂町4015番地1 111
破産者 中谷 次夫

1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第28号
山口県岩国市門前町2丁目40番5-305号(前住所 山口県熊毛郡平生町大字小郡52番地の6)
破産者 石丸 由梨
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第29号
山口県岩国市門前町2丁目37番9-303号荒田住宅B1棟
破産者 小佐井麻里
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第30号
山口県岩国市中津町1丁目8番9-2号
破産者 江崎沙也加
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第32号
山口県岩国市尾津町2丁目7番18-1-203号(開始決定時の住所 山口県岩国市門前町2丁目59番6号)
破産者 大江 孝幸
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第52号
熊本市東区健軍2丁目3-4 健軍神社参道レジデンス202号、住民票上の住所熊本県上益城郡山都町柚木787番地(前住所)埼玉県富士見市西みづほ台2丁目2番地11 フローレンスF G105
破産者 下田 春菜
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

<p>令和7年(フ)第111号 熊本県宇城市豊野町糸石3087番地1、前住所 熊本県宇城市豊野町糸石2064番地2 破産者 山下 修平 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第129号 熊本市西区田崎2丁目3番74-202号 田崎 団地、転入前住所熊本県菊池郡大津町大字吹 田1230番地90 破産者 吉良 悠希 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第130号 熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉187番地3、 開始決定時の住所熊本市南区城南町さんさん 1丁目11番地24 アニメートヒルI 201号 室 破産者 奥田美都葵 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第150号 熊本市北区植木町一木196番地5、転入前住 所熊本市中央区黒髪3丁目9番23号 コーポ フレンド 103 破産者 河本 徹 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第34号 鹿児島県薩摩川内市御陵下町27番9号 小島 ビル306号室 破産者 大迫 里美 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係 令和7年(フ)第45号 北海道苦小牧市澄川町7丁目8番20号 破産者 千葉 竜美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部 </p>	<p>令和7年(フ)第46号 北海道苦小牧市澄川町7丁目8番20号 破産者 千葉美津子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部 令和7年(フ)第4号 北海道中川郡幕別町札内北栄町40番地の7 T A P I A号室 破産者 小鳴 伸治 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係 令和7年(フ)第5号 北海道中川郡幕別町札内北栄町40番地の7 T A P I A号室 破産者 小鳴あけみ 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係 令和7年(フ)第54号 北海道帯広市東3条南19丁目2番地2 北海 コーポ206号室 破産者 神成さおり 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係 令和7年(フ)第59号 北海道帯広市東3条南25丁目12番地1 ハイ ツふじ303号室 破産者 伊藤 茜 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係 令和7年(フ)第27号 青森県八戸市柏崎1丁目6番42号 ハイツ柏 崎103 破産者 盛 美鈴 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係 令和7年(フ)第28号 青森県十和田市稻生町21番28号 コーポしの だB号室 破産者 佐藤 正彦 </p>	<p>1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部 令和7年(フ)第110号 盛岡市松尾町5番13-307号、前住所盛岡市 山王町11番3号 ポルトボナー206号 破産者 鈴木 健二 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第118号 岩手県滝沢市巣子1184番地3 13号 破産者 吉岡 幹夫 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第471号 仙台市若林区今泉字小在家7番地の1 破産者 板橋 義則 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第27号 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字清住町36番地 23 破産者 五十嵐信教 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所大河原支部 令和7年(フ)第77号 秋田市御野場7丁目1番16-201号 破産者 三浦ユキ子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第79号 秋田県男鹿市船越字船越20番地2 破産者 児玉 哲 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第115号 茨城県ひたちなか市大字東石川3380番地77 クレールムツ103号 破産者 根本 一男 </p>	<p>1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所 令和7年(フ)第128号 茨城県ひたちなか市大字稲田1096番地65 デュオコートマツモトD棟202号 破産者 関 高夫 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所 令和7年(フ)第35号 茨城県日立市久慈町5丁目23番4-206号 破産者 小黒由海子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部 令和7年(フ)第102号 茨城県かすみがうら市稻吉2丁目20番8号 ブルミエール川井A号 破産者 植名佐知子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和7年(フ)第103号 群馬県前橋市山王町1丁目5番地2 マーベ ラス山王C 202号室、住民票上の住所群馬 県佐波郡玉村町大字樋越99番地9 破産者 金子 新吾 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第111号 群馬県伊勢崎市曲輪町16番2号 破産者 星 菜月 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第76号 群馬県太田市大原町2172番地27、前住所群 馬県太田市大原町2272番地10 破産者 遠坂 和司(旧姓小宮山) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 </p>
---	---	--	---

令和7年(フ)第692号
東京都町田市根岸町1010番地3 フラワーレジデンスII202
破産者 大竹 茂盛
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第708号
東京都国分寺市泉町2丁目7番1-403号泉町二丁目アパート
破産者 梅津奈保美
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第709号
東京都三鷹市深大寺1丁目8番36号伸和荘7
破産者 徳永三恵子(通称名桜木杏実)
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第742号
東京都小平市花小金井6丁目20番3号花小金井ハイツSSS
破産者 塩住晃一郎
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第180号
神奈川県秦野市曾屋1176番地の10
破産者 大住 彩乃(旧姓好永)
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第116号
新潟市東区松島1丁目1番7号
破産者 舎川 大輔
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第126号
新潟市北区新元島町3942番地52
破産者 野崎 友蔵
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第63号
新潟県長岡市蓮渕5丁目5番10号
破産者 平田 恵子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第17号
新潟県上越市春日野1丁目11番23号 コーポ・あづさ13号 201号、住民票上の住所新潟県上越市木田2丁目14番14号
破産者 佐藤 順子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第62号
富山県氷見市園928番地8
破産者 神谷 貴志
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第80号
石川県白山市宮永町847番地1 市営相木住宅17号棟402号室
破産者 橋川 俊司
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第90号
石川県野々市市御経塚5丁目42-19-25、住民票上の住所石川県白山市福留南1丁目143番地
破産者 清水 研二
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第13号
岐阜県高山市石浦町4丁目340番地 石浦団地487号、前住所岐阜県高山市一之宮町2041番地
破産者 中嶋玲奈土
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第15号
岐阜県高山市千島町308番地5
破産者 住田沙也果
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第115号
静岡市駿河区丸子3031番地の1 ソシアル森102号
破産者 大城 直樹
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第161号
静岡市駿河区小鹿1681番地の4 グレ・バストラ102号
破産者 武山ちえ子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第212号
静岡市清水区三保279番地の5 バレオ201号室
破産者 鈴木 美和
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第223号
静岡市葵区二番町7番地の10 メゾンドール二番町103
破産者 柴田喜久子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第226号
静岡市駿河区中田本町34番21号 202号
破産者 早川 誠
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第238号
静岡市清水区船原2丁目31番地の15
破産者 白井 成美
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第252号
静岡市清水区三保1291番地の1 シャルム205、旧住所静岡市清水区駒越北町7番24号
レオパレスDear Friends 208
破産者 中原 命
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第156号
静岡県沼津市今沢545番地の3 県営今沢団地K12-304
破産者 篠 美嘉
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第6号
静岡県下田市中716番地の2 中村アパート221号室
破産者 山田 東一
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

令和7年(フ)第7号
静岡県下田市中716番地の2 中村アパート221号室
破産者 山田真佐美
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

令和7年(フ)第28号
三重県松阪市久保町1855番地1027 ハーベスト久保110号室
破産者 中西 浩幸
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第109号
三重県四日市市松寺1丁目6番20号 夢ハウスWIC
破産者 小林千津子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第115号

三重県四日市市生桑町2162番地 アイティー
オ一生桑北館202
破産者 石谷 達也
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第116号

三重県四日市市大井手1丁目5番12号 セビ
アコートB-202
破産者 林 一志
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第117号

三重県四日市市曙2丁目2番10号 シャトル
光2G
破産者 竹谷 健一
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第118号

三重県四日市市八幡町7番5号 レオパレス
八幡町第2・103
破産者 小堀 康孝
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第30号

三重県北牟婁郡紀北町相賀1944番地6、前住
所三重県員弁郡東員町大字大木1361番地 リ
バティーウイング202号
破産者 小林 晴代
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第10号

京都府舞鶴市字行永1555番地11、前住所京都
府舞鶴市字行永1090番地の27
破産者 内野 友美
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年(フ)第893号

大阪市西成区岸里東1丁目6番21号 グラン
エクラ岸里 405
破産者 川嶋 光輝
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1016号

大阪市住吉区杉本2丁目15番7号、前住所大
阪市住吉区遠里小野4丁目8番7号 プチパ
レス内田 102号
破産者 松尾 大地
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1018号

大阪府門真市柳町6-20-103、住民票上の
住所大阪府東大阪市西石切町7丁目6番13-
409号
破産者 田中 洋丞
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1139号

大阪府吹田市千里山星が丘13番1-710号、
前住所東京都葛飾区東新小岩5丁目17番5-
113号 REALIZE 新小岩
破産者 梅田 博也
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1164号

大阪市阿倍野区王子町2丁目1番11号 サン
シティ王子405号
破産者 横田 雄作
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1175号

大阪市平野区加美正覚寺1丁目11番14号
201号
破産者 岸本 貴嗣
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1215号

大阪府八尾市相生町3丁目3番10-205号
破産者 手島 陽菜(旧姓佐々木)
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1280号

大阪府東大阪市吉田1-1-27 ローレル
コート花園302、住民票上の住所大阪府東大
阪市花園本町1丁目5番48号
破産者 阪口 茜
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1373号

大阪市大正区平尾1丁目6番7号
破産者 井崎 玲花
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1432号

大阪府寝屋川市田井町26番19号、前住所大
阪市都島区大東町3丁目8番18号
破産者 安田 将太(旧姓梶川)
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1565号

大阪府茨木市中津町16番27号 ピュアメゾン
3-E号
破産者 曽根阿希恵
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1587号

大阪市東淀川区下新庄1丁目11番15-505号、
前住所大阪府茨木市大池1丁目14番32号 田
中マンション 206号
破産者 田中 亨
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第57号

鳥取県鳥取市滝山453番地の9
破産者 田中 玲子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第28号

島根県出雲市塙治神前6丁目1番10号 コー
ボ林301
破産者 柴田由香こと 影山 由香
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第187号

岡山市南区福吉町19番29号 202号、旧住所
岡山市北区津高1533番地33
破産者 日高 純子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第205号

岡山市北区島田本町1丁目2番20号 Pre
stige SHIMADA 105号
破産者 棚田淳之助
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第579号

広島市佐伯区美の里1丁目10番22号
破産者 中山 知子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第580号

広島市佐伯区美の里1丁目10番22号
破産者 倉本美津子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第29号

広島市西区横川新町15番8-601号 YSビ
ル
破産者 西浦 幸英
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第157号 広島県廿日市市永原10101番地41 破産者 亀谷 博志 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第37号 広島県呉市中央2丁目5番12-302号 破産者 田井 涼太 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部	令和7年(フ)第107号 香川県高松市古馬場町7-21 A KビルⅢ 402号室、住民票上の住所香川県高松市香川 町大野851番地6 破産者 小野 宰伸 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所中村支部
令和7年(フ)第178号 広島県東広島市黒瀬町宗近柳国955番地7 破産者 菅本ゆかり 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第14号 広島県三次市三和町敷名11468番地10 (あ みかけこ41 101号室) 破産者 大塚 海翔 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所三次支部	令和7年(フ)第115号 香川県高松市鶴屋町3番8-604号 片原町 駅北マンション605号室 破産者 古澤 章 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第21号 高知県宿毛市西片島3番5号 破産者 中武 弘一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所中村支部
令和7年(フ)第314号 広島県廿日市市佐方564番地1 (B202) 破産者 竹中 衛 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第15号 広島県三次市十日市西2丁目9番1-302号 破産者 建田一二三 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所三次支部	令和7年(フ)第123号 香川県高松市元山町446番地1 ヴィラナ リーアン山2号棟401 破産者 菅野麻沙莉(旧姓原) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第24号 福岡県田川市大字川宮52番地8 破産者 武内 優吾 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第345号 広島市東区牛田本町4丁目2番1-304号京 口ハイツ 破産者 西本喜代美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第55号 山口県下関市彦島江の浦町8丁目5番3号 破産者 中条 利勝 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第128号 香川県高松市国分寺町新居1808番地2 破産者 濱本 健太 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第27号 福岡県田川市大字伊田431の1 社会福祉法 人田川福祉会特別養護老人ホームことぶき 園、住民票上の住所福岡県田川郡福智町金田 427番地10 破産者 今宮ミツ子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第350号 広島市中区河原町11番25-502号 破産者 矢代深水紀 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第56号 山口県下関市豊浦町大字宇賀8310番地 破産者 増山 強 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第17号 香川県観音寺市新田町283番地4 破産者 楽天しげ子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所觀音寺支部	令和7年(フ)第28号 福岡県田川市大字伊田2739番地 三井伊田 三井伊田団地9-3-1 破産者 鹿毛 和宏 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第362号 広島市安佐南区八木3丁目3番15-304号 破産者 太田 由紀 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第93号 徳島県徳島市中島田町4丁目128番地の8 ドミトリー102号 破産者 居敷 倍央 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3号 愛媛県大洲市長浜町櫛生甲158番地5、旧住 所愛媛県大洲市長浜甲67番地 破産者 澤井 紗希 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所觀音寺支部	令和7年(フ)第16号 熊本県山鹿市鹿本町来民1639番地1 ブレマ 平野A棟103 破産者 土井 純菜 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所山鹿支部破産係
令和7年(フ)第373号 広島県東広島市高屋町造賀980番地 破産者 岡 雅嗣 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第11号 徳島県阿南市那賀川町上福井橋本11番地5 アメニティーコートI 101号室 破産者 山本 郁弥 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部	令和7年(フ)第20号 高知県宿毛市西片島3番5号 破産者 中武 真恵 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所大洲支部	令和7年(フ)第17号 熊本県山鹿市寺島1767番地2 破産者 大久保清実 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第10号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西1899番地3
内野住宅1号室
破産者 田浦 美香
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和7年(フ)第11号
奈良県大和郡山市小林町西2丁目3番地1
ヴィブルアージュ302、破産開始決定時の住
所熊本県人吉市南泉田町227番地5
破産者 児玉 昂
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和7年(フ)第175号
宮崎市江平東1丁目4番8号 シーラカンス
802号
破産者 青山 東五
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第179号
宮崎市鶴島1丁目7番8号 プチメゾン鶴島
105号、前住所宮崎市清武町正手2丁目85番
地 パークサイド正手館105号
破産者 田中 洋子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第41号
宮崎県都城市菖蒲原町3街区8号
破産者 岩崎 晃希
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第44号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4568-1 住
宅型有料老人ホームミューズの朝三股、前住
所宮崎県都城市太郎坊町7686番地4
破産者 中村 涼子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第26号
鹿児島県奄美市名瀬大熊町13番地8
破産者 重田喜代子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第63号
沖縄県沖縄市中央4丁目1番3号 南海プロ
ダクトビル303
破産者 小笠原 崇
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第91号
沖縄県沖縄市高原7丁目29番29号 プライム
スクエア401
破産者 島袋江美子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第92号
沖縄県うるま市字宮里264番地5 2F
破産者 金城 洋子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第105号
沖縄県沖縄市古謝3丁目22番3号 平良ア
パート2-1D
破産者 国吉 孝子
1 決定年月日 令和7年7月15日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**小規模個人再生による再生計
画認可**

令和6年(再イ)第286号
福岡市中央区小笹1丁目21番26-2号
再生債務者 松園 裕樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月18日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第35号
兵庫県伊丹市荻野西1丁目4番8-203号(開
始決定時の住所 兵庫県川西市東畠野3丁目
24番12号 305)
再生債務者 酒井 啓至
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月24日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年7月14日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和6年(再イ)第243号
福岡市博多区対馬小路13-26クレセントビル
1203
再生債務者 三宅 泰雅
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月25日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月10日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第137号
仙台市宮城野区岩切字三所北125番地の34
再生債務者 佐藤 太造
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月27日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第36号
福岡市城南区鳥飼4丁目15番15-202号
カーレスT O R I K A I
再生債務者 脇山 拓也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月7日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第40号
福岡市博多区博多駅前4丁目16番22-1108号
ピエラコート博多駅前
再生債務者 寺嶋 慶一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年7月8日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第245号
福岡市南区柏原1丁目11番24号
再生債務者 森園 佳幸
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月9日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第68号
福岡市博多区吉塚3丁目30番6-101号 プ
ルミエールメゾン
再生債務者 吉田 慶斗
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第40号
広島県東広島市西条町田口204番地89
再生債務者 丸山 謙吾
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面に
による決議により可決があつたものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

広島地方裁判所民事第4部

<p>令和7年(再イ)第1号 茨城県土浦市神立東2丁目16番8号 サンライズナカガワD203 再生債務者 浅野創一郎</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 大津地方裁判所民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第138号 大阪市淀川区三津屋中1丁目4番44番 シャーメゾンユカリナグリーン神崎川 106号 再生債務者 首藤 直樹</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(再イ)第2号 長崎県大村市松山町232番地1 再生債務者 篠田 清彦</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 長崎地方裁判所大村支部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 大津地方裁判所民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第5号 佐賀県鹿島市大字高津原541番地2 城内パークハイツ102号室 再生債務者 田川 祐介</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和6年(再イ)第59号 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保3353番地15 再生債務者 山口 隆士</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 富山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第12号 香川県高松市多肥上町1401番地9 再生債務者 山口 力也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月11日 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>
<p>令和6年(再イ)第146号 京都市伏見区淀生津町235番地51 再生債務者 杉立 大和</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 富山地方裁判所高岡支部</p>	<p>令和6年(再イ)第18号 愛媛県松山市堀江町甲1925番地4 再生債務者 宇都宮隆史</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 松山地方裁判所民事部</p>
<p>令和6年(再イ)第160号 京都市山科区勧修寺西金ヶ崎385 プルミエール勧修寺701、住民票上の住所京都市山科区柳辻封持シ川町37番地 プルリオン柳辻210号 再生債務者 禮場 祥</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 京都地方裁判所第5民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 大津地方裁判所民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第6号 北海道白老郡白老町東町5丁目10番11号 再生債務者 大澤 一彦</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月14日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係</p>

令和7年(再イ)第8号

埼玉県児玉郡神川町大字植竹364番地15

再生債務者 大河原淳一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第1号

石川県七尾市佐味町ト部17番地4

再生債務者 清水 寛弥

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日 金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(再イ)第15号

静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2719番地の1の1の3、1の1の4

再生債務者 矢部 芳孝

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第2号

鳥取県米子市下郷410番地

再生債務者 秋里 武信

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日 鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(再イ)第113号

埼玉県所沢市東所沢和田2丁目29番地の10

モンテクレインC-102

再生債務者 鶴森 翔

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第6号

鹿児島市明和2丁目8番10号

再生債務者 地福 敏文

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月20日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月9日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和6年(再イ)第580号

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町4-2-22

再生債務者 西澤 武

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第11号

埼玉県狭山市大字青柳63番地 新狭山ハイツ11棟502号

再生債務者 吉田由美子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月15日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第1号

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畠2888番地の2

再生債務者 武石 信策

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日 大分地方裁判所日田支部

令和7年(再イ)第1号

沖縄県名護市宇茂佐の森3丁目3番地5

再生債務者 宮城 高浩

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日 那覇地方裁判所名護支部

令和7年(再イ)第12号

川崎市多摩区布田32番22号

再生債務者 岡 道代(旧姓纏綾)

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第52号

東京都江戸川区南篠崎町2-17-5

再生債務者 高橋 則子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第6号

神戸市西区玉津町西河原324 レオパレス

ハッピーハウス2 101号

再生債務者 戸潤 勇夫

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和6年(再イ)第18号

岡山県真庭市蒜山下見995番地

再生債務者 佐田 美月

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日 岡山地方裁判所津山支部

令和7年(再イ)第3号

岡山県勝田郡勝央町勝間田402番地3

再生債務者 杉原 浩司

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日 岡山地方裁判所津山支部

令和7年(再イ)第5号

埼玉県狭山市祇園21番6号 プレジオII-105

再生債務者 西川真喜子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第20号

埼玉県比企郡川島町大字中山1202番地1

再生債務者 池谷 梓

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第1号 熊本県山鹿市方保田813番地2 再生債務者 大島 隆三 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 山口地方裁判所下関支部再生係	令和7年（再イ）第1号 茨城県水戸市平須町1824番地の74 マイシャト一平須105号 再生債務者 小澤 瑞輝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 水戸地方裁判所	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第4号 大分県臼杵市大字諫訪651番地の42 再生債務者 二宮 潤 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第16号 北九州市小倉南区北方3丁目70番20-303号 再生債務者 大川 優 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第5号 福井県三方郡美浜町河原市第1号1番地の16 再生債務者 川口 正美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第1号 宮崎県都城市金田町2517番地2 グランペアージュA棟205 再生債務者 井上 輝亮 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第7号 宮城県黒川郡大郷町中村字屋舗33番地の14 再生債務者 大友 隆幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第7号 茨城県常陸大宮市姥賀町2970番地の7 再生債務者 庄司 博一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第1号 宮崎県都城市金田町2517番地2 グランペアージュA棟205 再生債務者 井上 輝亮 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第10号 栃木県小山市大字向野311番地3 再生債務者 田嶋 智明 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第6号 福井県敦賀市清水町1丁目1番地の6 ディアコート30 309号（前住所）福井県小浜市多田第9号46番地 T A T T A 12 再生債務者 谷 洋一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第1号 島根県出雲市高岡町360番地2 再生債務者 中尾ひびき 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第18号 宮城県岩沼市土ヶ崎4丁目13番11-B 202号 再生債務者 中嶋 道 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第28号 愛知県豊橋市向草間町字向中34番地1 再生債務者 川口 裕也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第9号 松江地方裁判所出雲支部 令和7年（再イ）第9号 山口県下関市南部町10番7号 再生債務者 林 健司	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年（再イ）第7号 秋田市河辺和田字式田163番地3 再生債務者 石戸 充徳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第7号 宇都宮地方裁判所栃木支部 令和7年（再イ）第7号 栃木県足利市借宿町611番地1 プロスコートⅢ102 再生債務者 丸山万里子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月11日 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年（再イ）第9号 松江地方裁判所出雲支部 令和7年（再イ）第9号 山口県下関市南部町10番7号 再生債務者 林 健司	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年（再イ）第54号 東京都杉並区下井草4-23-20 Y. S. I 再生債務者 黒澤 和	令和7年（再イ）第149号 大阪府箕面市如意谷4丁目5番6号 (203号) 再生債務者 深谷 堯希 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年度厚生労働省共済組合の決算に関する公告

令和7年7月29日

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省共済組合

1 短期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	19,089	流動負債	1,750
固定資産	287	固定負債	3,281
剩 余 金			14,345

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	38,596	経常収益	38,416
特別損失	5	特別利益	43
当期利益金	918	当期損失金	1,060

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	305	流動負債	50
固定資産	29	剩 余 金	284

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	72	経常収益	101
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	29		

3 保健経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	856	流動負債	200
固定資産	2	剩 余 金	658

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	820	経常収益	885
特別損失	0	特別利益	1
当期利益金	66		

4 医療経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	286	流動負債	3
固定資産	1	固定負債	12
剩 余 金			272

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	53	経常収益	79
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	26		

5 貯金経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	364	流動負債	200
固定資産	0	剩 余 金	164

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	28	経常収益	40
特別損失	0		
当期利益金	12		

6 貸付経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	665	流動負債	70
固定資産	1,826	固定負債	305
剩 余 金			2,116

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	79	経常収益	66
特別損失	1	特別利益	0
当期損失金			14

7 財形経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 領	貸 方	金 領
流動資産	1	流動負債	0
固定資産	85	固定負債	86
剩 余 金			0

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	1	経常収益	1
		当期損失金	0

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第1号

長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画について、都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号。以下「令」という。)第25条第1号及び第5号に掲げる軽微な変更をしたので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第86条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年7月29日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 西野 健介

記

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
- 3 事務所の所在地
新潟県長岡市東坂之上町二丁目5番地11
- 4 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
新潟県長岡市大手通二丁目、表町二丁目、坂之上町二丁目及び東坂之上町二丁目の各一部
- 5 権利変換計画の認可を受けた年月日
令和元年12月6日
- 6 権利変換計画について令第25条第1号及び第5号に掲げる軽微な変更をした年月日
令和7年7月14日

以上

企業年金基金変更公告

テルモ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により、次とおり公告します。

1. 変更後の事務所の所在地 東京都港区虎ノ門2-6-1 虎ノ門ヒルズステーションタワー28F
2. 変更前の事務所の所在地 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティ49F
3. 変更年月日 令和7年7月22日
令和7年7月29日 テルモ企業年金基金 理事長 本庄 正治

公示送達

田嶋寛記氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和7年7月29日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2024年綱第1044号
異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
令和7年7月29日 日本弁護士連合会

令和6年度日本たばこ産業共済組合の決算に関する公告

令和7年7月29日

東京都港区東新橋二丁目14番1号
日本たばこ産業共済組合

1 長期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	8,558	剩 余 金	8,558
合 計	8,558	合 計	8,558

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	2,119	経常収益	2,009
		当期損失金	110

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	14	剩 余 金	14
合 計	14	合 計	14

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	5	経常収益	6
当期利益金	1		

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年7月29日 北海道教育委員会

1 失効した免許状

- (1) 氏名 濱田 高生 本籍地 神奈川県
免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

中学校教諭1種免許状、社会、平08中一め
第01778号、京都府教育委員会、平成9年3
月31日

- (2) 氏名 桑原 葵 本籍地 北海道
免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

① 中学校教諭1種免許状、保健体育、令4
中1第1201号、北海道教育委員会、令和5
年3月21日

② 高等学校教諭1種免許状、保健体育、令4
高1第1717号、北海道教育委員会、令和5
年3月21日

③ 特別支援学校教諭1種免許状、知的障害
者・肢体不自由者・病弱者、令4特支1第
412号、北海道教育委員会、令和5年3月
21日

- 2 失効年月日 (1)は、令和7年4月17日、(2)は、
令和7年6月26日

- 3 失効の事由 (1)は、教育職員免許法第10条第
1項第1号該当、(2)は、教育職員免許法第10条
第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号
イ)該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10
条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年7月29日 佐賀県教育委員会

1 失効した免許状

- (1) 氏名、本籍地、免許状の種類(教科等)、
授与権者、授与年月日、番号

ア 野崎 慎悟、鹿児島県、小学校教諭一種
免許状、佐賀県教育委員会、平成23年3月
24日、平22小一第96号

イ 野崎 慎悟、鹿児島県、中学校教諭一種
免許状(外国語(英語))、佐賀県教育委員
会、平成23年3月24日、平22中一第70号

ウ 野崎 慎悟、鹿児島県、小学校教諭修
免許状、佐賀県教育委員会、平成25年3月
25日、平24小專第14号

(2) 失効年月日 令和7年5月27日

(3) 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項
第2号該当(同法施行規則第74条の2第8号
イ)

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第11
条第1項の規定により次の免許状の取上げ処分を行った。

令和7年7月29日 佐賀県教育委員会

1 取上げ処分した免許状

- (1) 免許状の氏名、本籍地、免許状の種類(教
科等)、授与権者、授与年月日、番号 田
村京太郎、長崎県、幼稚園教諭二種免許状、
長崎県教育委員会、平成31年3月9日、平
30幼二種第81号

(2) 処分年月日 令和7年6月12日

(3) 処分事由 教育職員免許法第11条第1項
該当(同法施行規則第74条の2第8号イ)

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不明の白骨死体
(頭蓋骨、背骨、骨盤、大腿骨及び下腿骨)、
着衣及び所持品無し

上記の者は、令和7年4月3日午後1時40分頃、
石川県珠洲市馬縫町地内の海岸で発見されました。
推定死亡年月日は令和7年1月頃で、死亡の場所及び死因は不明です。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあ
りますので、心当たりの方は、当市福祉課まで申
し出てください。

令和7年7月29日

石川県 珠洲市長 泉谷満寿裕

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないうち除斥します。

令和七年七月二十九日

北海道滝川市泉町一丁目一二番一五号

有限会社岩本商事
清算人 岩本 博美

解散公告

当社は、令和七年五月十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥かれます。

令和七年七月二十九日

北海道函館市豊原町二三七番地

一般社団法人シーサイドメンバーアーク
代表清算人 堀田 剛史

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和七年七月二十九日

岩手県盛岡市上内米字明通三番地二

有限会社シマカワ
清算人 島川 孝仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

仙台市青葉区広瀬町四番八一八〇六号

千乃株式会社

代表清算人 恩田 恵利

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

茨城県那珂市竹ノ内二丁目二番地一

株式会社アンファン
清算人 松本 幸久

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年七月二十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇一号

虎ノ門ワン特定目的会社

清算人 松本 幸久

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号七階一号

株式会社ビューバ
代表清算人 坂登 一豊

解散公告

当社は、令和七年三月七日に成立した株主総会みなし決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都港区南青山二丁目一一五ウイン青山七一五号

株式会社レインカンパニー
代表清算人 坂登 一豊

解散公告

当社は、令和七年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F一C

合同会社R-Lab
清算人 佐藤 利穂

解散公告

当社は、解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内に申し出なき場合は清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F一C

合同会社R-Lab
清算人 佐藤 利穂

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都世田谷区喜多見三丁目二二番一七号

ピレーネII一〇三 有限会社まいらいふ
清算人 中村 公美

解散公告

当法人は、令和七年六月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都世田谷区喜多見三丁目二二番一七号

ピレーネII一〇三 有限会社まいらいふ
清算人 中村 公美

解散公告

当社は、令和七年七月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都八王子市本郷町二一三グランドール
八王子一〇三号室 1999 店合同会社

代表清算人 グエン・ズイ・ホア

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都墨田区文花二丁目二番九号

代表清算人 海老原英男

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

電元熱機工業株式会社

代表清算人 須崎 大一

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

東京都墨田区目黒一丁目四番一六号目黒Gビル七F

株式会社応援宣言

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

神奈川県横浜市旭区笛野三丁目二一番六号

合同会社NELSON

清算人 竹井 裕紀

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

神奈川県鎌倉市台三丁目四番二号

株式会社中川電機製作所

代表清算人 中川 晴彦

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

横浜市港南区下永谷五丁目八〇番三〇号

有限会社尾崎工作所

清算人 尾崎 徳次

解散公告

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

神奈川県大和市柳橋二丁目八番六号

特定非営利活動法人ユナイテッドかながわ

清算人 信戸 一利

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

神奈川県大和市柳橋二丁目八番六号

有限公司吉野

清算人 白鳥 良一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

長野県松本市大字里山辺三三九〇番地二〇

有限会社岩原建築店

清算人 岩原 忍

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

川崎市麻生区高石三丁目一三番一号

有限会社サトージェー・エツチ・エス

清算人 大庭 恵

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

神奈川県藤沢市鵠沼花沢町一番一五号柵ビル五階

株式会社TSUNAGITE

代表清算人 天野 智章

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

新潟県上越市稻田二丁目二番四号

有限公司吉野

清算人 石丸 久子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

静岡県静岡市駿河区国吉田三丁目二番二二号一二〇八

一般社団法人しづおか住環境防災サポートセンター

清算人 濱田 晴子

解散公告

当社は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

静岡県静岡市駿河区国吉田三丁目二番二二号一二〇八

一般社団法人しづおか住環境防災サポートセンター

清算人 濱田 晴子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

名古屋市中村区城主町五丁目一五番地

株式会社SRT

代表清算人 山崎 涼子

令和七年七月二十九日

神奈川県横須賀市平作八丁目一七番C一六〇六号

有限公司和合グリーンサービス

清算人 白鳥 良一

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

愛知県刈谷市半城土中町一丁目一二番地一〇

株式会社創健商事

代表清算人 菅野 繁

代表清算人 平塚 政子

株式会社西勇

代表清算人 平塚 政子

解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

三重県津市安濃町草生四三七八番地一

株式会社PURSUE

代表清算人 柄山 嘉代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日
三重県熊野市井戸町八七五番地三号
一般社団法人熊野新道
代表清算人 ロベル・アダム・ザツカ
リー

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

京都市下京区朱雀分木町二八番地の一

株式会社西勇

代表清算人 平塚 政子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

京都市下京区万寿寺中之町七九一一九〇二

株式会社イクサス・インターナショナル

代表清算人 廣田 浩永

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日
三重県熊野市井戸町八七五番地三号
一般社団法人熊野新道
代表清算人 ロベル・アダム・ザツカ
リー

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

大阪府高槻市上田辺町二番一四号白石ビル
二階

株式会社OGS

代表清算人 船本 和博

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

大阪市北区梅田二丁目二番二号ヒルトンブ
ラザウエスト一九階

益元株式会社

代表清算人 李 然

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

大阪市西区靱本町一丁目一八番八号八〇一
号室

株式会社STELLALIMENT

代表清算人 園田 忍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

大阪市中央区備後町一丁目五番一五号ケイ
ビービルディング

マユミインベストメント有限会社

清算人 河野 順子

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

岡山県倉敷市児島小川十丁目一一番二(一)
〇五号)

株式会社富士商事

代表清算人 樋口 幸雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

株式会社金丸塗装工業

代表清算人 金丸 博紀

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日

島根県益田市乙吉町イ四六三番地一

有限会社益田ペットクリニック

清算人 田原 良隆

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十九日
岡山県倉敷市児島小川十丁目一一番二(一)
〇五号)

加藤HATSUBI工業合同会社

清算人 加藤 健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区高野原四丁目一番地一八、
最後の住所仙台市青葉区高野原四丁目一番地
の一八 被相続人 亡 廣田理一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十
日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号

一番町スクエア三階 金澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷 遼治

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍栃木県真岡市台町四二六二番地一、最後
の住所本籍に同じ 被相続人 亡 田上 修司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

栃木県真岡市荒町二丁目一〇番地六谷田部
ビル二階A室 もおか法律事務所
相続財産清算人 弁護士 永来 知宙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字大谷一八三
番地、最後の住所栃木県鹿沼市千渡一九六三
番地三六 ケアガーデン鹿沼

被相続人 亡 野崎新一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

栃木県宇都宮市東宿郷四丁目一番二〇号山口
ビル四階 弁護士法人宇都宮東法律事務所
相続財産清算人 弁護士 泉田 仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市小坂子町二四〇九番地一一
五、最後の住所群馬県桐生市相生町二丁目二
五八番地の二一 被相続人 亡 関口 一雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

事務所群馬県太田市浜町一二番一三光ビ
ル三〇一号室

相続財産清算人 司法書士 萩野 裕司
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市笠懸町西鹿田九〇〇番地
四、最後の住所群馬県みどり市笠懸町鹿三〇
三三番地一 特別養護老人ホーム かさかけの
里 被相続人 亡 野本 源司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

事務所群馬県太田市浜町一二番一三光ビ
ル三〇一号室

相続財産清算人 司法書士 萩野 裕司
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市北子安四丁目三六番地
○、最後の住所千葉県君津市北子安四丁目二
九番一〇号 被相続人 亡 山本 洋一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

事務所千葉県君津市東坂田三三丁目五番一五
号 富士ヴィレッジ二〇二一法師法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 一法師拓也
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市東坂田三三丁目五番一五
号 富士ヴィレッジ二〇二一法師法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 丸ビル綜合法律事務所
相続債権者受遺者への請求申出の催告

事務所千葉県君津市東坂田三三丁目五番一五
号 富士ヴィレッジ二〇二一法師法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 丸ビル綜合法律事務所
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市東坂田三三丁目五番一五
号 富士ヴィレッジ二〇二一法師法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 六号
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都大田区久が原五丁目一三八番地、
最後の住所東京都大田区久が原五丁目一三八番地、
六号 被相続人 亡 大倉 俊靖
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月三
十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年七月二十九日

事務所千葉県君津市東坂田三三丁目五番一五
号 富士ヴィレッジ二〇二一法師法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 丸ビル綜合法律事務所
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市二間塚三五二番地、最後の
住所千葉県富津市二間塚三五二番地

被相続人 亡 大後 耕作
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号
かざさ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 恭司
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市新田二丁目六番一号
所千葉県香取市小見川四八七二番地五〇
被相続人 亡 管谷 浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区水元三丁目三番、最後の住
所東京都足立区東綾瀬三丁目八番一三号ケイ
ツウレジデンス四〇五
被相続人 亡 山科 英夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目四番一
号丸の内ビルディング一一一一一区

相続財産清算人 弁護士 関谷 文隆
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町堀内二四七番地、
最後の住所神奈川県平塚市南金目一八五四番
地の二 被相続人 亡 小峰 政和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四丁
Y S 五〇四ビル二〇二号足柄上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笠間圭一郎
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯玉町二三番地、最後の住
所東京都西東京市保谷町一丁目一三番一三一
三一一号 被相続人 亡 佐保 貴俊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月三
十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年七月二十九日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番三号
新麹町ビル八階 シグマ麹町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伯母 治之
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯玉町二三番地、最後の住
所東京都西東京市保谷町一丁目一三番一三一
三一一号 被相続人 亡 佐保 貴俊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月三
十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年七月二十九日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区水元三丁目三番、最後の住
所東京都足立区東綾瀬三丁目八番一三号ケイ
ツウレジデンス四〇五
被相続人 亡 山科 英夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和七年七月二十九日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番三号
新麹町ビル八階 シグマ麹町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笠間圭一郎
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯玉町二三番地、最後の住
所東京都西東京市保谷町一丁目一三番一三一
三一一号 被相続人 亡 佐保 貴俊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月三
十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年七月二十九日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番三号
新麹町ビル八階 シグマ麹町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伯母 治之
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯玉町二三番地、最後の住
所東京都西東京市保谷町一丁目一三番一三一
三一一号 被相続人 亡 佐保 貴俊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月三
十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年七月二十九日

第25期決算公告 令和7年7月29日
英領西ンド・ケイマンズ・ジャージー、ラ・サン
ド・ハーウィ・ペクター・ファンディング
日本における代表者 内山隆太郎
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	199,480,666
	固定資産	263,181
	資産合計	199,743,848
負 債 及 び 部	流動負債	199,396,216
	固定負債	277,531
	資本	70,100
	純資本	105
	益	69,994
	余積	(10,102)
	純資産合計	199,743,848

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡福智町上野一〇〇四番地、
最後の住所福岡県田川郡福智町上野一七二番地
右被相続人の相続人があることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月二十九日

福岡県北九州市小倉北区田町一二番一九号

元永ビル二〇一号 司法書士法人アーチ

相続財産清算人 司法書士 大城 明恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県みやま市高田町徳島六六二番地、
最後の住所みやま市高田町徳島六六〇番地

被相続人 亡 原田 弘毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月二十九日

福岡県久留米市原古賀町一八一一リーガ

ル・タックスビル二階、からたち法律事務所

相続財産清算人 弁護士 栗山扶美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市大和町大字池上一七一九番地、
最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 西川 博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月二十九日

佐賀市成章町二番一六号 佐賀県婦人会館

弁護士法人朋楠 若楠法律事務所

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 長谷川 実
本籍及び最後の住所 茨城県神栖市矢田部五

令和七年七月二十九日

○三八番地

生年月日 昭和二十四年九月四日

供託所 水戸地方法務局鹿嶋支局

三 供託番号 令和七年度金第七七号
四 供託金額 一、一〇四、二三〇円
五 裁判所 水戸家庭裁判所麻生支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和六年(家)第四四〇号

七 令和七年七月二十九日

茨城県石岡市国府二丁目三番二六号 西間

木司法書士事務所 不在者財産管理人 司法書士 西間木雅子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 大正九年三月二十五日

二 供託所 大阪法務局 不在者財産管理人による供託公告

三 供託番号 令和七年度金第三五二〇号

四 供託金額 二四、五一五、六五五円

五 裁判所 大阪家庭裁判所岸和田支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 平成三十一年(家)第六八一號

令和七年七月二十九日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階

不在者財産管理人 小谷 隆幸

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 磯野 賢二

一 住所 岡山県津山市山下四六番地二八 生年月日 昭和四十三年五月二十日

二 供託所 岡山地方法務局津山支局 不在者財産管理人による供託公告

三 供託番号 令和七年度金第六十二号

四 供託金額 三百八十四万九千七百八十三円

五 裁判所 岡山家庭裁判所津山支部 不在者財産管理人による供託公告

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第一五四七号

令和七年七月二十九日

岡山県津山市南新座三四番地アリコベー

ル・しんざ二〇一飯綱浩二法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 津田 真臣

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百九十条の二第二項により準用される同法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 亡 宮下 房子 最後の住所 長野県諏訪郡下諏訪町湖浜六一七四番地六番地一

二 供託所 長野地方法務局諏訪支局 不在年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

三 供託番号 令和七年度金第三五五号 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

二 供託所 長野家庭裁判所諏訪支局 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 楠原 時代

一 住所 不明 生年月日 昭和三年八月十日 死亡年月日 令和六年六月八日

第28期決算公告 令和7年7月29日
英領西インド諸島、ケイマン諸島、グラ
ンド・ケイマン、ジョージ・タウン、サ
ウス・チャーチ・ストリート、ウグラン
ド・ハウス、私書箱309号
ネクサス・アセット・
ファンディング・コーポレーション
日本における代表者 内山隆太郎
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	93,198,613
資の 産部 資産合計	93,198,613
負純資産及び部 流動負債	93,115,223
負純資産及び部 資本	83,389
負純資産及び部 金	110
負純資産及び部 余	83,279
負純資産及び部 その他利益	83,279
負純資産及び部 金	(12,598)
負純資産及び部 余	
負債・純資産合計	93,198,613

第23期決算公告 令和7年7月29日
英領西インド諸島、ケイマン諸島、グラ
ンド・ケイマン、ジョージ・タウン、サ
ウス・チャーチ・ストリート、ウグラン
ド・ハウス、私書箱309号
クレセール・アセット・
ファンディング・コーポレーション
日本における代表者 内山隆太郎
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	305,155,626
資の 産部 固定資産	8,672,000
資の 産部 合計	313,827,626
負純資産及び部 流動負債	305,068,768
負純資産及び部 固定負債	8,672,000
負純資産及び部 合計	306,740,768
負債・純資産合計	313,827,626

第20期決算公告 令和7年7月29日
英領西インド諸島、ケイマン諸島、グラ
ンド・ケイマン、ジョージ・タウン
アールビーエー・アセット・
ファンディング・コーポレーション
日本における代表者 内山隆太郎
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	8,607,853
資の 産部 固定資産	1,216,151
資の 産部 合計	9,824,004
負純資産及び部 流動負債	8,539,600
負純資産及び部 固定負債	1,216,151
負純資産及び部 合計	9,755,751
負債・純資産合計	9,824,004

第23期決算公告 令和7年7月29日
東京都千代田区永田町二丁目9番8号
株式会社マキスエステート
代表取締役 牧 廣美
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	51
固定資産	3,512
資産合計	3,564
負純 資産及の び部	
流動負債	3,454
固定負債	66
株主資本	43
資本剰余金	98
資本準備金	207
その他資本剰余金	25
利益剰余金	182
その他利益剰余金	△261
(うち当期純損失)	△261
負債・純資産合計	3,564

第68期決算公告 令和7年6月26日
千葉県木更津市浜沢南一丁目2番37号
株式会社京浜
代表取締役 葛西 保仁
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	673,150
固定資産	180,550
資産合計	853,701
負純 資産及の び部	
流動負債	390,508
固定負債	2,160
役員退職引当金	2,160
株主資本	461,032
資本剰余金	65,000
利益剰余金	396,032
利益準備金	9,106
その他利益剰余金	386,926
(うち当期純利益)	(78,419)
合計	853,701

第24期決算公告 令和7年7月29日
千葉市稲毛区六方町211番地7
株式会社ホームエナジック京葉
代表取締役社長 曽我部竜也
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	184,923
固定資産	697
資産合計	185,621
負純 資産及の び部	
流動負債	59,564
株主資本	126,056
資本剰余金	40,000
利益剰余金	86,056
利益準備金	86,056
その他利益剰余金	(7,334)
(うち当期純利益)	
合計	185,621

第75期決算公告 令和7年6月26日
東京都世田谷区経堂二丁目13番17号
株式会社D&M
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,002,584
固定資産	34,249
資産合計	1,036,833
負純 資産及の び部	
流動負債	135,323
固定負債	63,945
株主資本	838,057
資本剰余金	80,000
利益剰余金	1,055,768
利益準備金	20,000
その他利益剰余金	1,035,768
(うち当期純損失)	(12,109)
自己株式	△297,711
評価・換算差額等	△492
有価証券評価差額金	△492
負債・純資産合計	1,036,833

第1期決算公告 令和7年7月29日
東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン26階
淘宝日本株式会社
代表取締役 許 逸 仙
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	225,002,067
固定資産	1,657,613
資産合計	226,659,680
負純 資産及の び部	
流動負債	41,265,151
固定負債	1,134,500
株主資本	185,394,529
資本剰余金	90,000,000
資本準備金	90,000,000
利益剰余金	5,394,529
その他利益剰余金	5,394,529
(うち当期純利益)	(5,394,529)
負債・純資産合計	226,659,680

第1期決算公告 令和7年7月29日
東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン26階
Ali Express日本株式会社
代表取締役 許 逸 仙
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	22,845,000
資産合計	22,845,000
負純 資産及の び部	
流動負債	780,000
株主資本	22,065,000
資本剰余金	11,422,500
資本準備金	11,422,500
利益剰余金	11,422,500
その他利益剰余金	△780,000
(うち当期純損失)	△780,000
負債・純資産合計	22,845,000

第18期決算公告 令和7年6月27日
東京都中央区日本橋一丁目4番1号
日本橋一丁目ビルディング
南麻布開発株式会社
代表取締役 小柴 晶
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	69,297
固定資産	10
資産合計	69,308
負純 資産及の び部	
流動負債	1,463
固定負債	14,217
株主資本	53,627
資本剰余金	10,000
利益剰余金	43,627
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	41,127
(うち当期純利益)	(1,999)
負債・純資産合計	69,308

第5期決算公告 令和7年6月27日
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅洋上風力開発株式会社
代表取締役 真鍋 寿史
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	564
固定資産	32
資産合計	596
負純 資産及の び部	
流動負債	306
賞与引当金	46
その他の負債	260
株主資本	290
資本剰余金	50
資本準備金	50
利益剰余金	50
その他利益剰余金	190
(うち当期純利益)	(187)
負債・純資産合計	596

第1期決算公告 令和7年7月29日
東京都調布市上石原三丁目58番地40
株式会社東亞フードサービス
代表取締役 大田 浩次
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,336
固定資産	2,843
資産合計	4,179
負純 資産及の び部	
流動負債	776
固定負債	743
株主資本	2,661
資本剰余金	15
資本準備金	2,646
利益剰余金	2,646
その他利益剰余金	(282)
負債・純資産合計	4,179

第11期決算公告 令和7年6月30日
東京都港区赤坂一丁目11番44号
エムスリーマーケティング株式会社
代表取締役 増田 英宣
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	4,600,353
固定資産	127,045
資産合計	4,727,398
負純 資産及の び部	
流動負債	290,598
固定負債	6,097
株主資本	4,430,703
資本剰余金	100,000
利益剰余金	2,978
利益準備金	2,978
その他資本剰余金	4,327,725
利益剰余金	25,000
利益準備金	4,302,725
その他利益剰余金	(1,484,149)
合計	4,727,398

第3期決算公告 令和7年7月29日
東京都港区港南二丁目16番1号
ピュアグロース株式会社
代表取締役 宮内 和也
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	349,758
固定資産	42,471
資産合計	392,230
負純 資産及の び部	
流動負債	226,979
固定負債	49,493
株主資本	115,757
資本剰余金	8,000
利益剰余金	107,757
その他利益剰余金	(58,118)
合計	392,230

第47期決算公告 2025年7月29日
東京都墨田区石原四丁目25番15号
株式会社松村商店
代表取締役 大南 洋右
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	763
固定資産	496
資産合計	1,259
負純 資産及の び部	
流動負債	257
固定負債	2
株主資本	912
資本剰余金	10
利益剰余金	902
その他利益剰余金	902
純資産合計	(30)
負債・純資産合計	912

第29期決算公告

令和7年6月11日

神奈川県横浜市鶴見区大黒町7番81号

横浜エスオーシー株式会社

代表取締役 大和丈一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 358
	固定資産 63
資 産 合 計	421
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 920
	固定负债 252
	资本 751
	資本利益 50
	資本剩余金 △801
	その他利益 △801
	(うち当期純利益) (136)
負債・純資産合計	421

第3期決算公告

令和7年7月29日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

SBI新生ヒューマン・リソーシズ

株式会社

代表取締役 藤本勝則

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 41,869
	固定資産 7,171
資 産 合 計	49,041
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 5,107
	固定负债 43,933
	资本 40,000
	資本利益 3,933
	資本剩余金 3,933
	その他利益 (2,053)
合 計	49,041

決算公告

令和7年7月29日
東京都渋谷区恵比寿西1-7-7

EBSビル2階

HH Global株式会社

代表取締役 グローラ・ナジ・ジェンク

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流动资产 1,204,410
	固定资产 12,548
資 産 合 計	1,216,958
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 383,006
	固定负债 21,985
	资本 3,503
	资本利益 1,069,793
	资本剩余金 △235,842
	其他利益 9,990
	其他利益剩余金 △245,832
	其他利益 (68,883)
合 計	1,216,958

第46期決算公告 令和7年6月27日
愛知県東海市新宝町31番地の1
三洋化成ロジスティクス株式会社
代表取締役社長 古賀利弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,209
	固定資産 212
資 産 合 計	1,421
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 596
	固定负债 825
	资本 30
	资本利益 65
	资本剩余金 730
	利益準備金 23
	当期未処分利益 192
	当期純利益 514
合 計	(130)
	1,421

第4期決算公告 令和7年7月29日
愛知県豊田市田畠町隠迫間605番地1
トヨタGHサービス株式会社
代表取締役 石川量章

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 388,181
	固定資産 417,243
資 産 合 計	805,425
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 900,629
	固定负债 181,017
	资本 194,506
	资本利益 180,319
	资本剩余金 △289,710
	利益準備金 50,000
	当期純利益 △339,710
	当期純利益 △339,710
合 計	(5,501)
	805,425

第20期決算公告 令和7年6月18日
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
グローバル・イノベーション・パートナーズ株式会社
代表取締役 酒向潤一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 30,225
	固定資産 890
資 産 合 計	31,116
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 253
	固定负债 30,907
	资本 20,000
	资本利益 10,907
	资本剩余金 10,907
	其他利益 (531)
	評価・換算差額等 △45
合 計	31,116

第86期決算公告 令和7年6月26日
鳥取県鳥取市安長850番地
鳥取トヨペット株式会社
代表取締役 西村公秀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 6,176,930
	固定資産 4,602,862
	延滞資産 2,035
資 産 合 計	10,781,827
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 4,772,518
	固定负债 711,367
	资本 34,349,438
	资本利益 30,000
	资本剩余金 4,319,438
	利益準備金 7,500
	その他利益 □(288,510)
	評価差額金 948,504
合 計	10,781,827

第12期決算公告 令和7年7月29日
鳥取県鳥取市若葉台北六丁目1番1号
株式会社JCBエクセラ
代表取締役社長 梅澤章

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 531,597
	固定資産 34,752
資 産 合 計	566,350
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 117,883
	固定负债 24,266
	资本 424,201
	资本利益 50,000
	资本剩余金 374,201
	(50,633)
合 計	566,350

第37期決算公告 2025年7月29日
京都府亀岡市大井町土田三丁目6番1号
ローム・メカテック株式会社
代表取締役社長 川端利明

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 9,791
	固定資産 2,466
資 産 合 計	12,257
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 1,812
	固定负债 37
	资本 10,407
	资本利益 98
	资本剩余金 10,309
	利益準備金 24
	その他利益 □(305)
合 計	12,257

第6期決算公告 令和7年6月10日
東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地
日販セグモ株式会社
代表取締役社長 安井邦好

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,547,685
	固定資産 79,661
資 産 合 計	1,627,346
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 992,119
	固定负债 2,415
	资本 632,812
	资本利益 100,000
	资本剩余金 353,662
	利益準備金 25,000
	その他資本利益 □(132,208)
合 計	1,627,346

第10期決算公告 令和7年7月29日
広島県尾道市美ノ郷町本郷455番地6
日東ひまわり尾道株式会社
代表取締役 山本幹晴

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 106,964
	固定資産 106,964
資 産 合 計	2,266,176
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 52,568
	固定负债 25,200
	资本 10,320
	资本利益 10,320
	资本剩余金 44,076
	利益準備金 30,000
	その他資本利益 □(14,457)
合 計	106,964

第51期決算公告 令和7年6月18日
鳥取県鳥取市安長850番地1
株式会社トヨタレンタリース鳥取
代表取締役 西村公秀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 758,305
	固定資産 1,507,871
資 産 合 計	2,266,176
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 582,608
	固定负债 294,674
	资本 1,388,894
	资本利益 10,000
	资本剩余金 1,378,894
	利益準備金 2,500
	その他資本利益 □(224,400)
合 計	2,266,176

第42期決算公告

令和7年7月29日
福島県いわき市明治団地4番地の1
新常磐交通株式会社
代表取締役 高野 康央

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 618 固定資産 1,320 資産合計 1,938
負純 資産 及の び部	流动負債 616 固定負債 1,384 資本 35 利益 7 その他の利益 104 利益の純損失 (うち当期純損失) 185 負債・純資産合計 1,938

第55期決算公告

令和7年7月29日
鹿児島県曾於市末吉町諫訪方8653番地7
株式会社ナンチクファーム
代表取締役 千歳 健一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,425,846 固定資産 1,580,127 資産合計 4,005,973
負純 資産 及の び部	流动負債 8,801,948 固定負債 1,680,850 資本 100,000 利益 170,000 別途積立金 6,576,824 繰越利益剰余金 (うち当期純損失) 6,746,824 合計 (396,786)
合計	4,005,973

第53期決算公告

令和7年6月20日
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷610番地
西日本ステンレス鋼線株式会社
代表取締役 大越 慎行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 4,508,009 固定資産 1,253,389 資産合計 5,761,398
負純 資産 及の び部	流动負債 1,792,031 固定負債 78,691 資本 3,888,598 利益 80,000 別途準備金 3,808,598 利益 20,000 その他利益剰余金 3,788,598 (うち当期純利益) (234,668) 評価・換算差額等 2,077 負債・純資産合計 5,761,398
合計	

第12期決算公告

令和7年7月29日
東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
ランディス＆ギアジャパン株式会社
代表取締役社長 高見 栄造

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 13,752 固定資産 1,289 資産合計 15,041
負純 資産 及の び部	流动負債 13,732 有給休暇引当金 157 その他 13,575 固定負債 一 資本 1,309 利益 20 剩余金 1,289 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 1,289 (1,416) 負債・純資産合計 15,041

第36期決算公告

令和7年7月29日
東京都港区三田三丁目11番24号
株式会社N Bパーキング
代表取締役 清水 利重

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 469 固定資産 365 資産合計 835
負純 資産 及の び部	流动负债 90 賞与引当金 6 固定負債 139 資本 605 利益 30 剩余金 575 利益 7 その他利益剰余金 567 (うち当期純利益) (110) 合計 835
合計	

第16期決算公告

令和7年6月27日
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町235—1
株式会社N Bリソース埼玉
代表取締役 折 勝幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 63,615 固定資産 773 資産合計 64,388
負純 資産 及の び部	流动负债 14,194 固定負債 一 資本 50,194 利益 3,000 剩余金 47,194 利益 47,194 その他利益剰余金 (うち当期純利益) (1,325) 合計 64,388
合計	

第16期決算公告

令和7年6月18日
神奈川県川崎市川崎区日進町1番地14
ジャバントンネルシステムズ株式会社
代表取締役社長 大久保俊明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 5 固定資産 4,417 資産合計 4,422
負純 資産 及の び部	流动负债 0 株主資本 4,421 資本 10 資本準備金 3,459 その他資本剰余金 620 利益剰余金 2,839 その他利益剰余金 952 その他利益剰余金 952 (うち当期純利益) (70) 合計 4,422
合計	

第9期決算公告 令和7年6月18日

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地14
J I Mテクノロジー株式会社
代表取締役社長 大久保俊明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 13,428 固定資産 3,644 資産合計 17,072
負純 資産 及の び部	流动负债 5,456 固定負債 16 株主資本 11,599 資本 450 資本準備金 4,125 利益剰余金 7,023 利益剰余金 112 その他利息剰余金 6,911 (うち当期純利益) (387) 合計 17,072
合計	

第52期決算公告

令和7年7月29日
東京都千代田区神田須田町2丁目11番地
三條商事株式会社
代表取締役 松崎 仁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 228,015 固定資産 5,792 資産合計 233,808
負純 資産 及の び部	流动负债 23,425 固定負債 210,382 資本 40,000 利益剰余金 170,382 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 160,382 (うち当期純利益) (29,984) 合計 233,808
合計	

第5期決算公告

2025年7月29日
愛知県豊橋市三弥町中原1-2
株式会社アーレスティインクルーシブ
サービス

代表取締役 羽石 将弘

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 37,117 固定資産 969 資産合計 38,086
負純 資産 及の び部	流动负债 10,097 株主資本 27,989 資本 20,000 利益剰余金 7,989 その他利益剰余金 7,989 (うち当期純利益) (6,447) 合計 38,086
合計	

第38期決算公告 令和7年7月29日

愛知県豊橋市花田町字石塚42番地の1
豊橋駐車場株式会社
代表取締役 神野 吾郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 74,610 固定資産 1,344,210 資産合計 1,418,820
負資 債本 及の び部	流动负债 29,948 固定負債 275,061 株主資本 1,113,811 資本 100,000 資本準備金 1,047,000 利益剰余金 △33,189 (その他資本剰余金) (△33,189) (うち当期純利益) (10,954) 合計 1,418,820
合計	

※本お知らせは、民法第一五二条(承認による時効の更新)に定める権利の承認を行なうものではありません。令和九年七月五日までとさせていただきます。

終了のお知らせ 日本電信電話公社にて発行しました加入者等引受電信電話債券は、すべての元金と利子(以下「元利金」)の支払に関する消滅時効が完成していることから、元利金のお支払いを行なうものではありません。令和九年七月五日までとさせていただきます。

令和七年七月二十九日 東京都千代田区大手町一丁目五番一号 代表取締役社長 NTT株式会社 島田 明

第24期決算公告		2025年6月26日 広島市南区松原町1185-1 広島デリバリーサービス株式会社 代表取締役社長 高田 敏明 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	450,405
	固定資産	19,409
	合計	469,815
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 负债の部合計 株主資本 資本利益 利益 利益 その他の利益 純資產の部合計 合計	34,480 13,047 47,527 422,287 10,000 412,287 2,500 409,787 (46,847) 422,287 469,815

第35期決算公告		令和7年6月24日 兵庫県神戸市須磨区大田町1-3-26 株式会社エスディーネットワーク 代表取締役社長 天内 心 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	275,334
	固定資産	30,315
	合計	305,649
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 负债的部 株主資本 資本利益 利益 利益 その他の利益 純資產の部合計 合計	27,772 5,552 272,325 10,000 262,325 2,500 259,825 (40,274) 305,649

第46期決算公告		令和7年6月26日 神戸市中央区筒井町三丁目17-9-201 共立エンジニアリング株式会社 代表取締役 渡 務 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	516,157
	固定資産	212,287
	合計	728,445
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 退職給付引当金 株主資本 資本利益 利益 利益 その他の利益 純資產の部合計 合計	154,680 (3,720) 5,131 5,131 568,633 20,000 548,633 5,000 543,633 (69,157) 728,445

第14期決算公告		令和7年7月29日 大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番8号 千島ビル4階 一般財団法人おおさか創造千島財団 代表理事 芝川 能一 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	87,008
	固定資産	75,944
	合計	162,952
負味 債財 及產 及の 正部	流动负债 固定负债 负债合計 指定正味財产 一般正味財产 正味財产合計 合計	4,499 4,000 8,499 3,000 151,453 154,453 162,952

2024年度決算公告		2025年7月29日 東京都中央区京橋2-7-8 F P G l i n k s K Y O B A S H I 一般社団法人地域創生インバウンド協議会 代表理事 稲岡 研士 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	12,347
	合計	12,347
負味 債財 及產 及の 正部	流动负债 负债合計 一般正味財产 正味財产合計 合計	284 284 12,063 12,063 12,347

第18期決算公告		令和7年7月29日 佐賀県武雄市北方町大字大崎1100番地8 株式会社ヒューテック 代表取締役 中村 悟 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	724,827
	固定資産	21,595
	合計	746,422
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	224,120 10,826 511,476 10,000 501,476 2,500 498,976 (16,266) 746,422

第4期決算公告		令和7年7月29日 福島県会津若松市神指町大字南四合字 才ノ神461番地 グリーンパークMIRAI ZU株式会社 代表取締役 尾藤 俊文 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	6,424
	固定資産	0
	合計	6,424
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 负债的部 株主資本 资本利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	0 6,424 10,000 △3,576 △3,576 (815) 6,424

第20期決算公告		2025年7月29日 仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目29番地32 株式会社仙台天文サービス 代表取締役社長 鈴木 徳彦 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	3,121
	固定資産	81
	合計	3,203
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	279 2,667 256 10 246 2 244 (34) 3,203

第41期決算公告		令和7年7月29日 佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙4646番地12 佐賀NOK株式会社 代表取締役社長 中山 浩孝 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	3,331,701
	固定資産	1,912,346
	合計	5,244,047
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	1,450,791 152,580 3,640,676 90,000 748,864 2,801,812 21,036 2,780,776 (184,415) 5,244,047

第12期決算公告		令和7年7月29日 東京都港区三田三丁目11番24号 株式会社NBインベストメント 代表取締役 倉橋 繁友 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,340
	固定資産	194
	合計	1,534
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 负债的部 株主資本 资本利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	380 6 45 1,109 30 1,079 7 1,071 (124) 1,534

第12期決算公告		令和7年7月29日 埼玉県久喜市河原井町42番地 久喜ロール工業株式会社 代表取締役 鈴木 浩一 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,959
	固定資産	19
	合計	2,047
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 负债的部 株主資本 资本利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	1,332 97 50 34 665 9 656 656 (177) 2,047

第37期決算公告		令和7年7月14日 栃木県小山市東城南4丁目34番地4 ミドリ安全栃南株式会社 代表取締役 仁科 宏 貸借対照表の要旨(令和7年4月20日現在)(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	144,966
	固定資産	2,248
	合計	147,215
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 利益 利益 利益 其他利益 纯资产 合计	115,186 32,029 10,000 22,029 2,500 19,529 (19,433) 147,215

第2期決算公告	令和7年6月24日
東京都千代田区神田錦町二丁目9番地 安田グリーンパーク8階	
株式会社ディーアークス	
代表取締役 金子 優太	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	21,224
固定資産	187
総計	322
資産合計	21,734
負純 資産及の び部	
流動負債	5,978
株主資本	15,756
資本剰余金	20,000
資本準備金	5,000
利益剰余金	△9,243
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△9,243
負債・純資産合計	21,734

第22期決算公告	令和7年6月25日
東京都千代田区神田錦町二丁目9番地 安田グリーンパーク8階	
D S P 株式会社	
代表取締役 上川晋一郎	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,446,979
固定資産	184,634
資産合計	1,631,613
負純 資産及の び部	
流動負債	611,667
(退職給付引当金)	609,706
株主資本	(59,227)
資本剰余金	410,239
利益剰余金	50,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	360,239
負債・純資産合計	1,631,613

第22期決算公告	令和7年6月27日
東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ	
代表取締役 江田裕一郎	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	6,604
固定資産	258
合計	6,863
負純 資産及の び部	
流動負債	3,612
退職給付引当金	13
株主資本	3,237
資本剰余金	100
利益剰余金	3,137
利益準備金	25
その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,112
合計	6,863

第5期決算公告	令和7年7月29日
東京都千代田区大手町一丁目4番2号 丸紅アドバンストテック1株式会社	
代表取締役 橋 雅門	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	10,533
固定資産	11,311,679
合計	11,322,212
負純 資産及の び部	
流動負債	860,888
株主資本	9,006,882
資本剰余金	1,150,867
資本準備金	35,000
利益剰余金	35,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	35,000
評価・換算差額等	1,080,867
合計	1,080,867
	(925,471)
	303,574
負債・純資産合計	11,322,212

第7期決算公告	令和7年6月20日
東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターナショナルビル22階SPROUND	
G M O エンペイ株式会社	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	644,859
固定資産	13,830
資産合計	658,690
負純 資産及の び部	
流動負債	81,007
株主資本	272,852
資本剰余金	304,830
資本準備金	100,000
利益剰余金	1,189,054
その他利益剰余金(うち当期純利益)	644,522
利益剰余金	544,532
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△984,224
負債・純資産合計	△984,224
	(468,241)
負債・純資産合計	658,690

第23期決算公告	令和7年7月29日
東京都北区浮間五丁目11番7号 王子浮間古紙センター株式会社	
代表取締役社長 野田 豊治	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	66,291
固定資産	40,410
合計	106,701
負純 資産及の び部	
流動負債	45,345
株主資本	14,834
資本剰余金	46,522
利益準備金	10,000
利益剰余金(利益準備金)	36,522
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(500)
自己株式	(36,022)
合計	(3,074)
合計	106,701

第31期決算公告	令和7年6月18日
東京都品川区大崎一丁目2番2号 ノバラックスジャパン株式会社	
代表取締役社長 薦田 純義	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	1,997
固定資産	376
合計	0
資産合計	2,373
負純 資産及の び部	
流動負債	594
株主資本	10
資本剰余金	1,765
資本準備金	82
利益剰余金	1,683
利益準備金	20
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,663
評価・換算差額等	(77)
負債・純資産合計	3
	2,373

第37期決算公告	令和7年6月30日
東京都港区芝三丁目1番15号 ブラックボックス・ネットワークサービス	
株式会社	
代表取締役 キース・エー・パド	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,018,176
固定資産	36,157
資産合計	1,054,333
負純 資産及の び部	
流動負債	161,974
株主資本	4,771
資本剰余金	887,588
資本準備金	50,000
利益剰余金	837,588
利益準備金	12,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	825,088
負債・純資産合計	(114,787)
	1,054,333

第79期決算公告	2025年7月29日
東京都中央区東日本橋3丁目4番14号 株式会社 清田工業	
代表取締役社長 足立 和繁	
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,112,914
固定資産	94,325
合計	1,207,239
負純 資産及の び部	
流動負債	475,569
株主資本	101,485
資本剰余金	630,185
利益準備金	50,000
利益剰余金	165,200
その他利益剰余金(うち当期純利益)	767,610
利益準備金	7,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	760,110
自己株式	(88,464)
合計	△352,625
合計	1,207,239

第54期決算公告	令和7年6月25日
東京都千代田区大手町1-5-1 中央海運株式会社	
代表取締役社長 中嶋 康雄	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	436,920
固定資産	35,080
合計	471,999
負純 資産及の び部	
流動負債	47,086
株主資本	35,415
資本剰余金	389,498
資本準備金	10,000
利益剰余金	379,498
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(15,672)
合計	471,999

第5期決算公告	令和7年6月30日
東京都千代田区有楽町1-13-2 第一生命日比谷ファースト12階	
S C T M エンジニアリング株式会社	
代表取締役 小川 達郎	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	370,897
固定資産	16,434
資産合計	387,331
負純 資産及の び部	
流動負債	511,255
株主資本	△123,924
資本剰余金	100,000
資本準備金	100,000
利益剰余金	△323,924
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(40,861)
負債・純資産合計	387,331

第17期決算公告	令和7年7月29日
東京都千代田区神田須田町一丁目24番6号 株式会社 L I S S A	
代表取締役社長 桔川 裕司	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	16,231
固定資産	24
資産合計	16,255
負純 資産及の び部	
流動負債	15,951
株主資本	303
資本剰余金	100
利益準備金	203
利益剰余金	25
その他利益剰余金(うち当期純利益)	178
自己株式	(178)
合計	16,255

第6期決算公告		令和7年6月26日 東京都港区赤坂五丁目3番6号 株式会社TBSヘクサ 代表取締役 浅野 太郎
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 263 固定資産 59,083 資産合計 59,347	
負純 資産 及の び部	流動負債 48 固定負債 1 資本金 59,297 資本金 100 資本剰余金 25 資本準備金 25 利益剰余金 59,172 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 59,172 (16) 負債・純資産合計 59,347	

第2期決算公告		令和7年6月20日 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上脱炭素事業設立準備株式会社 代表取締役社長 小川 雅昭
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 747,224 固定資産 189,641 資産合計 936,865	
負純 資産 及の び部	流動負債 108,131 固定負債 575 株主資本 828,159 資本金 100,000 資本剰余金 880,000 資本準備金 490,000 その他資本剰余金 390,000 △151,840 利益剰余金 △151,840 その他利益剰余金 (うち当期純損失) (143,411) 負債・純資産合計 936,865	

第2期決算公告		令和7年6月19日 東京都港区赤坂五丁目3番6号 株式会社テックJ 代表取締役社長 宮崎 栄輔
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 720 固定資産 1,860 資産合計 2,581	
負純 資産 及の び部	流動負債 50 固定負債 127 株主資本 2,403 資本金 100 資本剰余金 2,300 資本準備金 100 その他資本剰余金 2,200 利益剰余金 3 その他利益剰余金 3 (うち当期純利益) (11) 負債・純資産合計 2,581	

第59期決算公告		令和7年6月13日 札幌市中央区北5条東2丁目1番地 株式会社トヨタレンタリース札幌 代表取締役 相茶 省三	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)			
科 目	金額	科 目	金額
流動資産 898,312 固定資産 16,879,473		流動負債 5,158,786 賞与引当金 101,700 その他の負債 5,057,086 固定負債 1,102,743 退職給付引当金 1,010,075 その他の負債 92,668 株主資本 11,516,256 資本金 15,000 利益剰余金 11,501,256 利益準備金 5,000 その他利益剰余金 11,496,256 (うち当期純利益) (1,729,376)	
資産合計 17,777,786		負債・純資産合計 17,777,786	

第46期決算公告		令和7年6月11日 北海道函館市昭和1丁目28番12号 ネットトヨタ道南株式会社 代表取締役 堀田 易	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)			
科 目	金額	科 目	金額
流動資産 657,743 固定資産 480,994		流動負債 232,790 賞与引当金 250 その他の負債 232,540 固定負債 84,534 退職給付引当金 77,500 その他の負債 7,033 株主資本 821,414 資本金 50,000 利益剰余金 771,414 利益準備金 13,000 その他利益剰余金 758,414 (うち当期純利益) (37,405)	
資産合計 1,138,738		負債・純資産合計 1,138,738	

第63期決算公告		令和7年6月11日 札幌市東区北25条東1丁目1番17号 株式会社北海道中央自動車学校 代表取締役 工藤 博樹	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)			
科 目	金額	科 目	金額
流動資産 874,409 固定資産 1,438,971		流動負債 302,892 賞与引当金 25,810 その他の負債 277,082 固定負債 113,907 退職給付引当金 113,907 株主資本 1,896,580 資本金 11,000 資本剰余金 2,600 その他資本剰余金 2,600 利益剰余金 1,882,980 利益準備金 6,250 その他利益剰余金 1,876,730 (うち当期純利益) (15,949)	
資産合計 2,313,380		負債・純資産合計 2,313,380	

第72期決算公告		令和7年6月11日 札幌市中央区南5条西10丁目1011番18号 株式会社エスティプロパティー 代表取締役 下小蘭恰美	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)			
科 目	金額	科 目	金額
流動資産 464,219 固定資産 1,639,521		流動負債 86,931 賞与引当金 720 その他の負債 86,211 固定負債 216,777 退職給付引当金 42,867 修繕引当金 173,910 株主資本 1,800,032 資本金 15,000 利益剰余金 1,785,032 利益準備金 5,000 その他利益剰余金 1,780,032 (うち当期純利益) (32,121)	
資産合計 2,103,741		負債・純資産合計 2,103,741	

第38期決算公告		令和7年6月13日 札幌市中央区南5条西10丁目1011番18号 エスティビル	
株式会社エスティデザイン 代表取締役 吉留 穎			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)			
科 目	金額	科 目	金額
流動資産 884,658 固定資産 770,235		流動負債 354,099 賞与引当金 13,040 その他の負債 341,059 固定負債 190,917 退職給付引当金 190,917 株主資本 1,109,876 資本金 20,000 利益剰余金 1,089,876 利益準備金 9,000 その他利益剰余金 1,080,876 (うち当期純利益) (35,454)	
資産合計 1,654,893		負債・純資産合計 1,654,893	

第38期決算公告		令和7年6月11日 札幌市中央区南5条西10丁目1011番18号 エスティビル	
株式会社エスティビジネスアシスト 代表取締役 野原 穎			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)			
科 目	金額	科 目	金額
流動資産 1,052,411 固定資産 926,437		流動負債 1,235,859 賞与引当金 12,520 その他の負債 1,223,339 固定負債 74,462 退職給付引当金 668,527 株主資本 15,000 利益剰余金 653,527 利益準備金 3,750 その他利益剰余金 649,777 (うち当期純利益) (58,500)	
資産合計 1,978,848		負債・純資産合計 1,978,848	

第38期決算公告

令和7年6月13日 札幌市中央区南5条西10丁目1011番18

株式会社ジェームス札幌

代表取締役 相茶省三

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	121,393	流动負債	33,581
固定資産	279,453	賞与引当金	370
		その他の	33,211
		固定負債	105,898
		退職給付引当金	4,292
		修繕引当金	10,000
		その他の	91,606
		株主資本	261,365
		資本金	30,000
		利益剰余金	231,365
		利益準備金	11,000
		その他利益剰余金	220,365
		(うち当期純利益)	(3,753)
資産合計	400,846	負債・純資産合計	400,846

第53期決算公告

令和7年6月11日 札幌市中央区南5条西10丁目1011番18

エステイビル

株式会社エステイヒューマンサポート

代表取締役 下小蘭怜美

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	57,122	流动負債	22,146
固定資産	254,345	賞与引当金	690
		その他の	21,456
		固定負債	21,957
		退職給付引当金	21,957
		株主資本	267,364
		資本金	15,000
		利益剰余金	252,364
		利益準備金	16,000
		その他利益剰余金	236,364
		(うち当期純利益)	(7,192)
資産合計	311,467	負債・純資産合計	311,467

第87期決算公告

2025年7月29日 東京都豊島区東池袋2丁目38番20号

株式会社ヨドセイ

代表取締役 青柳文夫

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	770,397	流动負債	275,814
固定資産	643,843	固定負債	99,660
		株主資本	1,038,765
		資本金	11,720
		資本剰余金	10,752
		(うち資本準備金)	(10,752)
		利益剰余金	1,016,292
		利益準備金	4,456
		その他利益剰余金	1,011,836
		(うち当期純利益)	(103,789)
合 計	1,414,240	合 計	1,414,240

第85期決算公告

令和7年7月29日

群馬県前橋市石倉町2-6-5

群馬トヨペット株式会社

代表取締役 大山駿作

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,459,972	流动負債	12,362,088
固定資産	15,111,126	固定負債	1,338,369
		株主資本	17,412,370
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,754,660
		利益剰余金	14,650,435
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	14,620,435
		(うち当期純利益)	(2,087,965)
		自己株式	△42,725
		評価・換算差額等	458,270
資産合計	31,571,099	負債・純資産合計	31,571,099

第15期決算公告

令和7年6月18日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通セミコンダクター・ファンド株式会社

代表取締役 酒向潤一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	671,032	流动負債	74,550
固定資産	3,421,991	固定負債	1,232,195
		株主資本	427,398
		資本金	40,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	337,398
		その他利益剰余金	337,398
		(うち当期純利益)	(138,795)
		評価・換算差額等	2,358,878
合 計	4,093,023	合 計	4,093,023

第27期決算公告

令和7年7月29日

東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビル

ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券株式会社

代表取締役 大川学

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	460,011	流动負債	11,895
固定資産	616	固定負債	0
		負債合計	11,895
		株主資本	448,732
		資本金	300,000
		資本剰余金	148,732
		その他利益剰余金	148,732
		(うち当期純利益)	(3,578)
		純資産合計	448,732
資産合計	460,627	負債・純資産合計	460,627

備考 金額は千円未満を切り捨ててあります。

第28期決算公告

令和7年7月29日

愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12

豊通インシュアランスマネジメント株式会社

代表取締役社長 上野弘

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,661	流动負債	425
固定資産	631	固定負債	56
有形固定資産	14	負債合計	481
無形固定資産	25		
投資その他の資産	592		
繰延資産	0		
資産合計	2,292		
		負債・純資産合計	2,292

第80期決算公告

令和7年7月29日

金沢市北安江2丁目13番51号

木クモウ株式会社

代表取締役社長 高岡祐健

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,119,643	流动負債	3,733,563
固定資産	5,077,685	固定負債	397,125
繰延資産	9,903	株主資本	19,076,542
		資本金	140,000
		資本剰余金	20,838
		利益剰余金	18,933,854
		利益準備金	830,000
		その他利益剰余金	18,103,854
		(うち当期純利益)	(480,728)
		自己株式	△18,149
資産合計	23,207,231	負債・純資産合計	23,207,231

第102期決算公告

令和7年7月29日

横浜市戸塚区上矢部町690番地
かもめプロペラ株式会社

代表取締役社長 板澤 一樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,695	流 動 負 債	2,217
固 定 資 産	2,153	固 定 負 債	1,550
有 形 固 定 資 産	1,704	株 主 資 本	6,019
無 形 固 定 資 産	7	資 本 金	100
投 資 そ の 他 の 資 産	442	資 本 剰 余 金	51
繰 延 資 産	—	資 本 準 備 金	51
		利 益 剰 余 金	5,906
		利 益 準 備 金	29
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,877
		(うち当期純利益)	(220)
		自 己 株 式	△38
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	62
資 産 合 計	9,848	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,848

第24期決算公告

令和7年7月29日

栃木県宇都宮市中岡本町2569番地18

アーバン・スタッフ株式会社

代表取締役 高橋 英夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,488	流 動 負 債	271
固 定 資 産	363	役員賞与引当金	3
		賞 与 引 当 金	6
		成 工 事 備 金	1
		固 定 負 債	54
		退 職 給 与 引 当 金	1
		役員退職慰労引当金	21
		株 主 資 本	1,526
		資 本 金	30
		利 益 剰 余 金	1,496
		利 益 準 備 金	7
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,488
		(うち当期純利益)	(118)
資 産 合 計	1,851	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,851

第53期決算公告

令和7年7月29日

新潟県三条市猪子場新田1301番地
株式会社三条サービス

代表取締役 新田 誠

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	226,752	流 動 負 債	20,964
固 定 資 産	66,050	賞 与 引 当 金	8,940
		そ の 他	12,024
		固 定 負 債	1,186
		役員退職慰労引当金	1,186
		株 主 資 本	270,651
		資 本 金	10,000
		利 益 剰 余 金	260,651
		利 益 準 備 金	2,434
		そ の 他 利 益 剰 余 金	258,217
		(うち当期純利益)	(6,321)
資 産 合 計	292,802	負 債 ・ 純 資 産 合 計	292,802

第63期決算公告

令和7年7月29日

新潟県三条市塙野目2153番地3
三喜鍛工株式会社

代表取締役 駒形 羊一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	129,692	流 動 負 債	83,393
固 定 資 産	101,533	賞 与 引 当 金	3,990
		そ の 他	79,403
		固 定 負 債	48,043
		役員退職慰労引当金	137
		そ の 他	47,906
		株 主 資 本	99,788
		資 本 金	25,000
		利 益 剰 余 金	74,788
		利 益 準 備 金	125
		そ の 他 利 益 剰 余 金	74,663
		(うち当期純利益)	(13,898)
資 産 合 計	231,225	負 債 ・ 純 資 産 合 計	231,225

第37期決算公告

令和7年7月28日

大阪市港区弁天6丁目1番3号
株式会社オクムラ道路

代表取締役社長 山口 修

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	746,680	流 動 負 債	233,274
固 定 資 産	419,191	固 定 負 債	42,982
		(退職給付引当金)	(25,981)
		(役員退職慰労引当金)	(12,000)
		株 主 資 本	889,615
		資 本 金	30,000
		資 本 剰 余 金	30,000
		資 本 準 備 金	30,000
		利 益 剰 余 金	829,615
		利 益 準 備 金	15,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	814,615
		(うち当期純利益)	(64,692)
資 産 合 計	1,165,871	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,165,871

第46期決算公告

令和7年7月29日

新潟県三条市金子新田丙601番地8
新栄工業株式会社

代表取締役 番場 明義

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	171,384	流 動 負 債	19,207
固 定 資 産	98,141	賞 与 引 当 金	5,090
		そ の 他	14,117
		固 定 負 債	2,275
		役員退職慰労引当金	2,275
		株 主 資 本	248,042
		資 本 金	25,000
		利 益 剰 余 金	223,042
		利 益 準 備 金	5,100
		そ の 他 利 益 剰 余 金	217,942
		(うち当期純利益)	(318)
資 産 合 計	269,525	負 債 ・ 純 資 産 合 計	269,525

第66期決算公告

令和7年7月29日

大阪市中央区平野町2丁目1番2号
双日ファッショングループ株式会社

代表取締役社長 由本 宏二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,801,291	流 動 負 債	1,698,791
固 定 資 産	375,932	固 定 負 債	235,081
		株 主 資 本	4,243,946
		資 本 金	200,000
		利 益 剰 余 金	4,258,946
		利 益 準 備 金	25,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,233,946
		(うち当期純利益)	(691,687)
		自 己 株 式	△ 215,000
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 595
		繰 延 ヘッジ 損 益	△ 595
資 産 合 計	6,177,224	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,177,224

第39期決算公告

令和7年6月25日

大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号

住化農業資材株式会社

代表取締役社長 長田伸一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,258	流 動 負 債	7,438
固 定 資 産	3,084	(うち引当金)	(214)
有 形 固 定 資 産	2,189	固 定 負 債	863
無 形 固 定 資 産	246	(うち引当金)	(816)
投 資 そ の 他 の 資 産	649	株 主 資 本	4,041
		資 本 金	284
		資 本 剰 余 金	616
		そ の 他 資 本 剰 余 金	616
		利 益 剰 余 金	3,140
		利 益 準 備 金	71
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,069
		(うち当期純利益)	(322)
資 産 合 計	12,342	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,342

第29期決算公告

令和7年7月29日

札幌市中央区北一条西五丁目2番地興銀ビル
株式会社メティウェル
 代表取締役社長 坪井 隆幸

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,365,102	流动負債	260,211
固定資産	403,375	(賞与引当金)	(80,839)
		固定負債	227,246
		(退職給付引当金)	(185,145)
		株主資本	1,281,019
		資本金	208,500
		資本剰余金	70,000
		その他資本剰余金	70,000
		利益剰余金	1,002,519
		その他利益剰余金	1,002,519
		(うち当期純利益)	(82,257)
資産合計	1,768,477	負債・純資産合計	1,768,477

第64期決算公告

令和7年7月29日

大阪市城東区中浜三丁目26番6号
東和産業株式会社
 代表取締役 大澤 卓

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	668,410	流动負債	207,489
固定資産	15,006	(うち賞与引当金)	(4,283)
		固定負債	7,722
		退職給付引当金	7,722
		株主資本	468,205
		資本金	10,000
		利益剰余金	608,397
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	605,897
		(うち当期純利益)	(17,889)
		自己株式	△ 150,191
資産合計	683,417	負債・純資産合計	683,417

第101期決算公告

令和7年6月28日

東京都港区赤坂9丁目6番44号

株式会社日本教文社

代表取締役社長 西尾 慎也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	837,848	流动負債	68,383
固定資産	2,372,239	固定負債	34,520
有形固定資産	749,434	役員退職慰労引当金	34,520
無形固定資産	8,115		
投資その他の資産	1,614,690	株主資本	3,017,553
		資本金	50,000
		資本剰余金	46
		資本準備金	46
		利益剰余金	2,971,129
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,958,629
		(うち当期純利益)	(42,138)
合計	3,210,087	自己株式	△ 3,623
		評価・換算差額等	89,632
合計	3,210,087	合計	3,210,087

第62期決算公告

令和7年7月29日

東京都新宿区新宿1丁目34番8号

王子斎藤紙業株式会社

代表取締役社長 野田 豊治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,054,356	流动負債	2,467,033
固定資産	2,557,862	固定負債	221,868
		負債合計	2,688,901
		株主資本	923,317
		資本金	135,000
		資本剰余金	90,000
		(資本準備金)	(90,000)
		利益剰余金	698,317
		(利益準備金)	(13,000)
		(その他利益剰余金)	(685,317)
		(うち当期純利益)	(93,131)
資産合計	3,612,218	純資産合計	923,317
		負債・純資産合計	3,612,218

第16期決算公告

令和7年6月24日

東京都千代田区五番町3番1号

株式会社KADOKAWA Life Design

代表取締役社長 川金 正法

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	565,694	流动負債	743,888
固定資産	88,994	賞与引当金	6,764
		固定負債	6,796
		退職給付引当金	6,796
		株主資本	△ 95,996
		資本金	100,000
		資本剰余金	75,000
		資本準備金	75,000
		利益剰余金	△ 270,996
		その他利益剰余金	△ 270,996
		(うち当期純利益)	(161,974)
資産合計	654,688	負債・純資産合計	654,688

第11期決算公告

令和7年6月24日

東京都新宿区新宿六丁目29番8号

ジャパンエレベーターサービス城西株式会社

代表取締役 山澤 淳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,441,085	流动負債	501,098
固定資産	107,966	(うち賞与引当金)	(171,262)
		株主資本	1,047,933
		資本金	10,000
		資本剰余金	26,258
		利益剰余金	1,011,674
		利益準備金	2,500
		繰越利益剰余金	1,009,174
		(うち当期純利益)	(574,369)
		評価・換算差額等	19
		その他有価証券評価差額金	19
資産合計	1,549,051	負債・純資産合計	1,549,051

第14期決算公告

令和7年6月27日

東京都台東区柳橋二丁目19番6号

ミニット・アジア・パシフィック株式会社

代表取締役社長 宮前 昭吾

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,561,185	流动負債	5,849,399
固定資産	7,612,259	固定負債	783,515
		株主資本	2,535,795
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,435,795
		利益準備金	6,231
		その他利益剰余金	2,429,563
		(うち当期純損失)	(67,185)
		評価・換算差額等	4,734
		その他有価証券評価差額金	4,734
資産合計	9,173,444	負債・純資産合計	9,173,444

第19期決算公告

令和7年6月26日

東京都中央区新川一丁目17番21号

東海東京インベストメント株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	271,762	流动負債	4,128,036
固定資産	8,641,252	賞与引当金	7,064
		役員賞与引当金	5,270
		固定負債	98,533
		役員退職慰労引当金	24,099
		株主資本	4,484,697
		資本金	300,000
		資本剰余金	2,560,300
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	2,360,300
		利益剰余金	1,624,396
		その他利益剰余金	1,624,396
		(うち当期純利益)	(520,854)
		評価・換算差額等	201,746
資産合計	8,913,014	負債・純資産合計	8,913,014

第37期決算公告

2025年7月29日 東京都品川区東品川三丁目28番25号
株式会社シユテルン品川
代表取締役 須田 利夫

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,705,777	流動負債	2,692,218
固定資産	2,574,846	固定負債	487,821
資本		資本	3,100,584
資本		資本	50,000
資本		資本	294,000
資本		資本	20,000
資本		資本	274,000
その他資本		その他資本	2,761,584
利益		利益	13,480
利益		利益	2,748,104
その他利益		その他利益	(263,149)
自己株式		自己株式	△5,000
資産合計	6,280,623	負債・純資産合計	6,280,623

第53期決算公告

令和7年7月29日 東京都千代田区麹町二丁目4番地
豊通ファッショニエクスプレス株式会社
代表取締役社長 福田 康正

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,302	流動負債	3,154
固定資産	787	固定負債	112
資本		資本	3,042
資本		資本	344
資本		資本	321
資本		資本	23
資本		資本	1,591
資本		資本	84
資本		資本	1,507
資本		資本	21
資本		資本	1,486
その他資本		その他資本	(395)
資産合計	5,089	負債・純資産合計	5,089

第41期決算公告

2025年7月29日 東京都港区北青山2丁目5番1号
伊藤忠オリコ保険サービス株式会社
代表取締役社長 森 義治

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,786	流動負債	2,404
固定資産	965	(賞与引当金)	(98)
		(役員賞与引当金)	(35)
		固定負債	131
		(退職給付引当金)	(131)
		株主資本	2,216
		資本金	200
		資本剰余金	65
		その他資本剰余金	65
		利益剰余金	1,950
		利益準備金	77
		その他利益剰余金	1,873
		(うち当期純利益)	(1,325)
資産合計	4,752	負債・純資産合計	4,752

令和6年12月期決算公告

令和7年7月29日 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
オーネラプレステージタワー17階
Apollo Management Japan Limited

日本における代表者 岡本 哲士

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	1,919		流動負債	1,629	
固定資産	492		固定負債	247	
			負債合計	1,877	
			株主資本	0	
			資本剰余金	0	
			資本準備金	0	
			利益剰余金	534	
			その他利益剰余金	534	
			(うち当期純利益)	(192)	
			純資産合計	534	
資産合計	2,411		負債・純資産合計	2,411	

第22期決算公告

令和7年5月26日 兵庫県姫路市広畑区正門通3丁目6番の2
株式会社吉田組船舶
代表取締役 枝光 桂資

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	887,952	流動負債	385,239
固定資産	1,191,393	賞与引当金	6,719
		固定負債	354,988
		退職給付引当金	22,171
		特別修繕引当金	30,117
		株主資本	1,339,117
		資本金	50,000
		資本剰余金	651,866
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	639,366
		利益剰余金	637,250
		その他利益剰余金	637,250
		(うち当期純利益)	(121,305)
資産合計	2,079,345	負債・純資産合計	2,079,345

第58期決算公告

令和7年5月29日 新潟県新潟市南区神屋宇前田210番地
新潟ジェイフィルム株式会社
代表取締役社長 大河原達樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	572		流動負債	230	
固定資産	103		賞与引当金	7	
			固定負債	222	
			退職給付引当金	36	
			負債合計	263	
			株主資本	412	
			資本剰余金	30	
			資本準備金	382	
			利益剰余金	7	
			その他利益剰余金	375	
			(うち当期純利益)	(26)	
			純資産合計	412	
資産合計	676		負債・純資産合計	676	

第9期決算公告

令和7年6月27日 東京都港区海岸一丁目5番20号
T Gバイオエネルギー株式会社
代表取締役 伊藤 英臣

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	65,436
	固定資産	211,178
	資産合計	276,614
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	15,563
	固定負債	70,407
	負債合計	85,970
	株主資本	190,643
	資本剰余金	72,000
	資本準備金	70,626
	その他資本剰余金	48,017
	利益剰余金	48,017
	(うち当期純利益)	(5,606)
	純資産合計	190,643
	負債・純資産合計	276,614

第4期決算公告

2025年6月20日 札幌市豊平区美園3条6丁目3番10号
アンビシャスグループ北海道株式会社

代表取締役 池田 義典

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金額	科 目		金額
流動資産	40,748		流動負債	40,284	
固定資産	36,357		固定負債	10,997	
投資その他の資産	36,357		株主資本	25,824	
			資本金	80	
			資本剰余金	17,350	
			資本準備金	15	
			その他資本剰余金	17,335	
			利益剰余金	8,395	
			利益準備金	5	
			その他利益剰余金	8,389	
資産合計	77,105		負債・純資産合計	77,105	

損益計算書の要旨

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科 目		金額
売上	高	1,878
売上	原	517
売上	総	1,362
販賣費及び一般管理費		75
営業外費用		1,287
営業外収益		0
営業外費用		28
経常特別損失		1,259
税引前当期純利益		0
法人税、住民税及び事業税		0
法人税等調整額		△8
当期純利益		1,266

第86期決算公告

令和7年7月29日 静岡市葵区本通1丁目2番地の13
静岡東海証券株式会社
代表取締役 内山 景太

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,456	流动負債	4,513
現金預金	1,298	固定負債	144
預託金	2,920	特別法上の準備金	8
信用取引資産	1,115	負債合計	4,665
その他の資産	122	株主資本	1,190
固定資産	565	資本剰余金	600
有形固定資産	20	資本準備金	300
無形固定資産	0	利益剰余金	290
投資その他の資産	544	利益準備金	32
		その他利益剰余金	257
		評価・換算差額等	166
		純資産合計	1,356
資産合計	6,022	負債・純資産合計	6,022

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	1,105
費用	28
営業費用	1,077
販売費・一般管理費	1,118
営業損失	41
営業外損失	20
営業外損失	0
営業外損失	21
営業外損失	0
営業外損失	0
税引前当期純損失	21
法人税等調整額	1
当期純損失	9
	31

第25期決算公告

令和7年6月23日 東京都中央区日本橋室町1丁目2番6号
エムティーデバイス株式会社 取締役社長 林 德昭

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	3,458
流動資産	3,458
固定資産	8
合計	3,466
負純資産及のび部	1,967
流動負債	25
固定資本	1,474
資本剰余金	307
利益剰余金	1,167
その他利益剰余金	36
(うち当期純利益)	1,131
合計	(148)
	3,466

第124期決算公告

令和7年7月29日 愛知県岡崎市井田町字三丁目69番地
リコーエレメックス株式会社
代表取締役 富永康一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,251	流動負債	8,599
固定資産	9,704	固定負債	3,634
有形固定資産	7,704	退職給付引当金	773
無形固定資産	41	株主資本	14,722
投資その他の資産	1,958	資本剰余金	3,456
		資本準備金	5,291
		利益剰余金	5,974
		利益準備金	376
		その他利益剰余金	5,597
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	26,956	負債・純資産合計	26,956

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	27,919
原価	23,834
売上総利益	4,085
販売費及び一般管理費	2,641
営業収益	1,443
営業費用	236
営業外収益	57
営業外費用	1,622
営業常別損失	93
税引前当期純利益	1,529
法人税、住民税及び事業税	38
法人税等調整額	145
当期純利益	1,345

第20期決算公告

令和7年6月24日 東京都中央区日本橋室町1丁目2番6号
緑屋情報システム株式会社 取締役社長 武井 克浩

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	1,069
流動資産	8
固定資産	1,077
合計	1,077
負純資産及のび部	174
流動負債	80
固定資本	823
資本剰余金	50
利益剰余金	773
利益準備金	12
その他利益剰余金	761
(うち当期純利益)	(143)
合計	1,077

第9期決算公告

令和7年7月29日 東京都文京区本郷四丁目1番4号
株式会社m i u p 代表取締役 横川祐太郎

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科目	金額(円)
資の産部	57,827,920
流動資産	11,275,554
合計	69,103,474
負純資産及のび部	22,415,880
流動負債	46,687,594
固定資本	145,753,000
資本剰余金	136,753,000
資本準備金	136,753,000
利益剰余金	△235,818,406
その他利益剰余金	△235,818,406
(うち当期純損失)	(12,279,849)
合計	69,103,474

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億二千二百四十五万三千三百三十四円、資本準備金の額を一億三千六百五十五万三千円減少し、減少する資本金の額のうち二千三百三十四万三千七百九十七円を資本準備金とするにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年7月22日
東京都文京区本郷四丁目一一番四号
代表取締役 横川祐太郎

合併公告
左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲)左記のとおりです。(乙)計算書類の公告義務はありません。令和7年7月22日
新潟県村上市坂町2465番地1
角中株式会社
代表取締役 田中 大樹
貸借対照表の要旨
(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

第42期決算公告

令和7年7月29日 新潟県村上市坂町2465番地1
角中株式会社

代表取締役 田中 大樹

貸借対照表の要旨
(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の産部	641,289
流動資産	678,191
合計	1,319,481
負純資産及のび部	389,068
流動負債	644,825
固定資本	285,587
資本剰余金	30,000
資本準備金	255,587
その他利益剰余金	(255,587)
(うち当期純利益)	(85,175)
合計	1,319,481

第24期決算公告

令和7年6月26日 東京都中央区日本橋室町1丁目2番6号
緑屋テクノ株式会社 取締役社長 平岡 壮一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	1,801
流動資産	0
合計	1,801
負純資産及のび部	429
流動負債	39
固定資本	1,333
資本剰余金	50
利益剰余金	1,283
利益準備金	12
その他利益剰余金	1,271
(うち当期純利益)	(81)
合計	1,801

第 59 期 決 算 公 告

令和7年6月20日 東京都中央区日本橋室町1丁目2番6号
エム・エー・ジェー株式会社 取締役社長 黒羽 誠
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	合計
負純資産及の び部	719
	1,979
	2,698
負純資産及の び部	流动負債
	固定負債
	合計
資本	769
利益	113
余剰金	1,816
準備金	50
その他利益	1,766
(うち当期純利益)	12
	1,754
	(47)
合計	2,698

第 28 期 決 算 公 告

令和7年6月23日
東京都中央区日本橋室町1丁目2番6号
エムティーシー株式会社
取締役社長 二瓶 晓吉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科 目		金額(百万円)	
資の 産部	流動資産	資産	862
	固定資産	資産	361
	合 计		1,223
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	債務	25
	固定負債	債務	18
	株主資本	本金	1,180
	資本剰余益	金利	310
	利益	準備金	870
	その他の利益	余剰金	78
	(うち当期純損失)	純損失	792
	合 计		(8)
	合 计		1,223

第 67 期 決 算 公 告

令和7年6月20日
東京都北区東十条3丁目4番3号
緑屋照英社株式会社
取締役社長 岡野 和弘
賃借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
[略] [略] [略] [略]

科 目		金額(百万円)
資の部	流動資産	2,078
	固定資産	713
	合 計	2,791
負純資産及び部	流動負債	675
	固定負債	200
	資本	1,916
	資本剰余金	35
	本益剰余金	271
	資本利得	1,610
	その他の利益	9
	(うち当期純利益)	1,601
	合 計	(140)
		2,791

第 26 期 決 算 公 告

令和7年7月29日
長野県飯田市中村1729番地1
日本糖尿食研株式会社
代表取締役 中山 豊子
貸借対照表の要旨(令和6年8月31現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	208,780
	固定資産	79,636
負純 資 債 及 の び部	合計	288,416
	流動負債	98,914
資 産 部	固定負債	53,010
	株主資本	136,491
負純 資 債 及 の び部	本益余	10,000
	利息準備	126,491
資 産 部	利益準備	2,500
	その他利益	123,991
負純 資 債 及 の び部	(うち当期純損失)	(27,800)
	合計	288,416

第 28 期 決 算 公 告

年6月23日
中央区日本橋室町1丁目2番6号
エムティーシー株式会社
取締役社長 二瓶 晓吉

表の要旨(令和7年3月31日現在)		金額(百万円)
	目	金額(百万円)
流動資産	固定資産	862 361
合計		1,223
流动負債	定負債	25 18
固株主資本	定資本	1,180
利益	剰余金	310
利益	準備金	870
その他利益	純損失	78
(うち当期)		792
(うち当期)		(8)
合計		1,223

第17期決算公告 令和7年7月29日

愛知県碧南市西山町三丁目20番地
ドリーム・ナウ株式会社
代表取締役 小笠原晴美
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	22,083
	固定資産	102,234
	繰延資産	5,222
	合計	129,539
負純 資產 及の び部	流動負債	5,481
	固定負債	33,340
	株主資本	90,718
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	4,718
	その他利益	4,718
	(うち当期純損失)	(5,363)
	自己株式	△14,000
	合計	129,539

第 67 期 決 算 公 告

令和7年6月26日 東京都品川区南大井6丁目26番3号
株式会社日立社会情報サービス
代表取締役 取締役社長 北川 高維
貸借対照表の要旨 (令和7年6月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	30,830,516	流动負債	17,255,345
固定資産	5,944,694	固定負債	3,916,021
		負債合計	21,171,366
		株主資本	15,603,844
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	442,439
		その他資本剰余金	25,439
		利益剰余金	417,000
		利益準備金	14,661,405
		その他利益剰余金	99,560
		純資産合計	14,561,844
資産合計	36,775,211	負債・純資産合計	36,775,211

第11期決算公告 2025年7月8日
東京都豊島区南大塚三丁目10番10号

株式会社まち空間
代表取締役社長 末武 友宏
貸借対照表の要旨(2025年4月30日現在)

資本剰余益の要目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	278
	固定資産	0
	合計	278
負純 債資 産及 び部	流動負債	87
	固定負債	0
	株主資本	191
	資本剰余益	30
	その他利益	161
	(うち当期純利益)	(7)
	合計	278

第 7 期 決 算 公 告

令和7年7月29日
東京都港区三田一丁目4番1号
MACKEVISION Japan株式会社
代表取締役 小春 満義
貸借対照表の要旨

資本及純資産		(令和6年8月31日現在)	(単位:円)
科	目	金額	
資の 産部	流動資産 合計	21,307,997	21,307,997
負純 資産 及の び部	流动负债 资本 利 益 余 金 その他利益 (うち当期純利益) 合計	261,119,507 △239,811,510 10,000,000 △249,811,510 △249,811,510 (1,315,189) 21,307,997	

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。この合併に対し異議のあつた債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 拝啓 紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年十二月二十六日
左記のとおりです。

第14期決算公告 令和7年7月29日
東京都板橋区板橋4-6-1
株式会社ヒューマングロー
代表取締役 森田 和樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	66
流動資産	7
固定資産	
合 計	74
負純 資産 及びの び部	
流動負債	31
賞与引当金	10
固定負債	4
株主資本	38
資本剰余金	4
利益剰余金	33
その他利益剰余金(うち当期純利益)	33 (28)
合 計	74

第4期決算公告 令和7年6月25日
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
ディーアールアイ・オーシャンパーク株式会社
代表取締役 手塚 万峰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	281,383	流動負債	41,449
固定資産	20,674,182	負債合計	41,449
株主資本	20,914,116	資本準備金	10,450,750
資本剰余金	10,450,750	利益剰余金	12,616
資本準備金	10,450,750	その他利益剰余金	12,616
利益剰余金	12,616	純資産合計	20,914,116
その他利益剰余金(うち当期純利益)	12,616	負債・純資産合計	20,914,116
合 計	20,955,565	資産合計	20,955,565

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
販売費及び一般管理費	17,387
営業損失	17,387
営業外収益	62,416
経常利益	45,029
税引前当期純利益	45,029
法人税、住民税及び事業税	37,027
法人税等調整額	△2,333
当期純利益	10,336

第8期決算公告 令和7年7月29日
東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社LITALICOライフ
代表取締役 長谷川敦弥

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	59
流動資産	0
固定資産	
合 計	59
負純 資産 及びの び部	
流動負債	78
賞与引当金	6
株主資本	△18
資本剰余金	10
資本準備金	450
利益剰余金	450
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△478 (160)
合 計	59

第6期決算公告 令和7年6月30日
東京都千代田区大手町1丁目4番2号
H & PC Investments株式会社
代表取締役 辻 岳志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	45,214	流動負債	24,884,701
固定資産	24,479,731	負債合計	24,884,701
投資その他の資産	24,479,731	株主資本	△359,756
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	△369,756
		その他利益剰余金	△369,756
		純資産合計	△359,756
資産合計	24,524,945	負債・純資産合計	24,524,945

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
販売費及び一般管理費	10,642
営業損失	10,642
営業外収益	3
営業外費用	162,249
経常損失	172,888
税引前当期純損失	172,888
法人税、住民税及び事業税	△44,182
法人税等調整額	128,706
当期純損失	128,706

第6期決算公告 2025年7月29日
東京都港区北青山二丁目5番1号
株式会社伊藤忠総研
代表取締役社長 武田 淳

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	110
流動資産	14
固定資産	
合 計	125
負純 資産 及びの び部	
流動負債	67
(役員賞与引当金)	(1)
(賞与引当金)	(8)
株主資本	57
資本剰余金	10
利益剰余金	47
利益準備金	8
その他利益剰余金(うち当期純利益)	39 (39)
合 計	125

第30期決算公告 令和7年7月29日
東京都文京区後楽一丁目1番7号
M S エネルシア株式会社
(旧社名:物産住商カーボンエナジー株式会社)
代表取締役社長 木村光一朗

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	21,514
固定資産	347
合 計	21,862
流動負債	20,750
(賞与引当金)	(61)
固定負債	37
(退職給付引当金)	(29)
株主資本	1,540
資本剰余金	100
利益剰余金	1,440
利益準備金	25
その他利益剰余金	1,415
評価・換算差額金	△466
繰延ヘッジ損益	△466
合 計	21,862
合 計	21,862

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	84,056
売上原価	81,949
売上総利益	2,107
販売費及び一般管理費	583
営業利益	1,523
営業外損益	△85
経常利益	1,438
特別損益	3
税引前当期純利益	1,441
法人税、住民税及び事業税	512
法人税等調整額	△14
当期純利益	944

第1期決算公告 令和7年7月29日
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
オーラクラプレステージタワー17階
アポロ・マネジメント ジャパン株式会社
代表取締役 岡本 哲士、坪田 武士

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	10
流動資産	10
固定資産	
合 計	10
負純 資産 及びの び部	
流動負債	17
負債合計	17
株主資本	△7
資本剰余金	10
資本準備金	0
利益剰余金	0
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△17 (17)
純資産合計	△7
負債・純資產合計	10

第54期決算公告 令和7年6月24日 東京都大田区西蒲田8-2-12
株式会社くらしの友
代表取締役 伴 久之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	11,368,292	流動負債	2,568,045
固定資産	43,948,164	(うち引当金)	(236,447)
合 計	55,316,457	固定負債	47,219,107
		(うち引当金)	(926,083)
株主資本	5,526,383	株主資本	5,526,383
資本剰余金	60,000	利益剰余金	5,466,383
利益準備金	200	利益準備金	200
その他利益剰余金	5,466,183	その他利益剰余金	5,466,183
評価・換算差額金	2,920	評価・換算差額金	2,920
その他有価証券評価差額金	2,920	その他有価証券評価差額金	2,920
合 計	55,316,457	負債・純資產合計	55,316,457

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
売上高	12,907,692
売上原価	5,064,553
売上総利益	7,843,138
販売費及び一般管理費	7,716,884
営業利益	126,254
営業外損益	337,582
経常利益	463,836
特別損益	△298,599
税引前当期純利益	165,237
法人税、住民税及び事業税	154,622
法人税等調整額	8,880
当期純利益	1,734

第4期決算公告

令和7年6月27日 東京都中央区京橋一丁目19番11号

ロードマップ・ホールディングス株式会社

代表取締役 丹羽 範光

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,249	流動負債	10,013
固定資産	269,795	固定負債	212,537
		負債合計	222,551
株主資本	59,493	業外収益	41,461
資本準備金	300	費用	1,556
資本剰余金	59,699	営業外費用	2,485
資本準備金	59,699	常勤経理	40,532
利益剰余金	△506	税引前当期純利益	40,532
その他利益剰余金	△506	法人税、住民税及び事業税	1
		法人税等調整額	△49
純資産合計	59,493	当期純利益	40,580
資産合計	282,044	負債・純資産合計	282,044

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	41,490
売上総利益	41,490
販売費及び一般管理	28
営業外収益	41,461
営業外費用	1,556
常勤経理	2,485
税引前当期純利益	40,532
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	△49
当期純利益	40,580

第55期決算公告

令和7年6月23日

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5号
富士通Japanソリューションズ東京
株式会社

代表取締役 東条省一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	2,732
流動資産	506
固定資産	3,238
資産合計	3,238
負純資産及のび部	1,232
流動負債	20
固定資本	1,986
資本	100
資本剰余金	75
資本利益	1,811
(うち当期純利益)	(309)
負債・純資産合計	3,238

※ 令和7年7月1日に吸収合併により消滅。

第8期決算公告

令和7年6月27日 東京都港区海岸一丁目5番20号

プロミネットパワー株式会社

代表取締役 川村 俊雄

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5	流動負債	2,116
固定資産	68,898	固定負債	61,610
		負債合計	63,726
株主資本	5,177	業外収益	1,898
資本剰余金	3,488	費用	55
資本準備金	3,488	営業外費用	412
利益剰余金	△1,799	常勤経理	1,542
その他利益剰余金	△1,799	特別損失	2,828
		税引前当期純損失	1,286
純資産合計	5,177	法人税、住民税及び事業税	190
資産合計	68,903	当期純損失	1,476
負債・純資産合計	68,903		

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	3,293
売上原価	1,248
売上総利益	2,045
販売費及び一般管理	146
営業外収益	1,898
営業外費用	55
常勤経理	412
特別損失	1,542
税引前当期純損失	2,828
法人税、住民税及び事業税	1,286
当期純損失	1,476

第24期決算公告

2025年7月29日

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

株式会社モナ神奈川パートナーズ

代表取締役社長 内田 真二

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	1,418
流動資産	83
固定資産	1,502
合計	1,502
負純資産及のび部	297
流動負債	851
固定資本	354
資本	50
資本剰余金	304
資本利益	5
利益準備金	299
その他利益剰余金	(29)
当期純損失	1,502

第10期決算公告

2025年7月29日 東京都港区北青山二丁目5番1号

伊藤忠トレジャリー株式会社

代表取締役 曽我 邦尚

貸借対照表の要旨
(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	1,647,170
固定資産	56,868
	56,868
株主資本	14,418
資本剰余金	4,250
資本準備金	4,250
利益剰余金	4,250
その他利益剰余金	5,918
評価・換算差額等	5,918
その他の有価証券評価差額金	5,378
	5,378
資産合計	1,723,836
負債・純資産合計	1,723,836

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	35,604
費用	28,347
営業費用	7,257
営業外費用	14
常勤経理	7,242
税引前当期純利益	7,242
法人税、住民税及び事業税	1,369
当期純利益	55
当期純利益	5,818

第3期決算公告 令和7年7月29日

名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号

株式会社メディケアコラボ

代表取締役 滑田 賢治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	29,354
流動資産	107
固定資産	29,461
合計	29,461
負純資産及のび部	16,467
流賞与定負債	408
固定負資本	40,000
資本	△27,006
資本剰余金	40,000
資本利益	△67,006
その他利益剰余金	△67,006
当期純損失	(29,967)
合計	29,461

決算公告

令和7年7月29日

茨城県つくば市高野台三丁目13番地6

株式会社総進技研

代表取締役 芹澤 幸広

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	55,292
流動資産	12,282
固定資産	40,329
合計	67,575
負純資産及のび部	14,858
流動負債	13,000
固定負債	1,858
株主資本	1,858
資本剰余金	1,858
その他利益剰余金	(877)
合計	67,575

茨城県つくば市高野台三丁目13番地6
株式会社総進技研
代表取締役 芹澤 幸広資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

科目	金額(千円)
資の産部	104,404
流動資産	2,384,269
固定資産	2,488,674
合計	2,488,674
負純資産及のび部	228,865
流賞与定負債	4,100
固定資本	1,163,988
資本	23,447
資本剰余金	1,095,820
資本利益	63,000
利益準備金	1,032,820
その他利益剰余金	15,750
当期純損失	1,017,070
(うち当期純利益)	(54,104)
合計	2,488,674

第48期決算公告 令和7年7月29日

兵庫県尼崎市宮内町2丁目43番地

尼新ファミリー株式会社

代表取締役 川上 利之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	45,789
	固定資産	69,250
	合計	115,039
負純 資 産 及 の び部	流动負債	447
	株主資本	114,592
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	104,592
	その他の利益剰余金	2,500
	(うち当期純利益)	102,092
	合計	(3,739)
	負債・純資産合計	115,039

第7期決算公告

令和7年7月29日

東京都港区元赤坂一丁目7番10号

元赤坂ビル3階

株式会社WIN WINGS

代表取締役 王 惠軒

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	6,505
	固定資産	0
	合計	6,505
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,021
	株主資本	33,822
	資本剰余金	△28,338
	利益剰余金	9,500
	その他の利益剰余金	△37,838
	(うち当期純損失)	△37,838
	合計	(9,115)
	負債・純資産合計	6,505

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九百四十九万円減少し一万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第41期決算公告

令和7年7月29日

福岡県大野城市仲畑2丁目9番1号

京食品株式会社

代表取締役 瀬戸 克也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	347,672
	固定資産	240,485
	合計	588,157
負純 資 産 及 の び部	流动負債	159,078
	賞与引当金	5,104
	固定負債	266,790
	株主資本	162,289
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	152,289
	その他の利益剰余金	152,289
	(うち当期純利益)	(2,706)
	負債・純資産合計	588,157

第50期決算公告 令和7年7月29日

東京都府中市宮西町1丁目5番地1

府中ビルディング株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	647,998
	固定資産	2,917,653
	合計	3,565,651
負純 資 産 及 の び部	流动負債	198,339
	株主資本	1,094,756
	資本剰余金	2,272,555
	利益剰余金	20,000
	その他の資本剰余金	1,573,617
	利益剰余金	1,432,744
	利益剰余金	140,873
	その他の利益剰余金	678,937
	(うち当期純利益)	200
	合計	678,737
	負債・純資産合計	(60,656)

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
左記のとおりです。

第5期決算公告 令和7年7月29日

福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号

株式会社TOHOWORLD

代表取締役 永井 宏樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	376,378
	固定資産	8,429
	合計	389,807
負純 資 産 及 の び部	流动負債	147,988
	賞与引当金	14,865
	株主資本	241,819
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	141,819
	その他の利益剰余金	3,943
	(うち当期純利益)	137,875
	合計	(49,813)
	負債・純資産合計	389,807

第1期決算公告 令和7年7月29日

東京都新宿区新宿二丁目5番5号

東和鋼建株式会社

代表取締役 北見 哲也

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	23,631
	合計	23,631
負純 資 産 及 の び部	流动負債	248
	株主資本	23,382
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	△1,617
	その他の利益剰余金	△1,617
	(うち当期純損失)	(1,617)
	合計	23,631

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年八月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
左記のとおりです。

第74期決算公告 令和7年7月29日

福岡県大牟田市合成町37番地

五興化成工業 株式会社

代表取締役 池野 裕幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	217,008
	固定資産	481,064
	合計	698,072
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,148,808
	退職給与引当金	30,559
	株主資本	30,559
	資本剰余金	△481,295
	利益剰余金	30,000
	その他の利益剰余金	△511,295
	(うち当期純損失)	4,400
	合計	△515,695
	負債・純資産合計	(134,876)

第71期決算公告 令和7年7月29日

東京都港区北青山二丁目5番8号

株式会社びこう

代表取締役 浦岡 潤

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	3,075,728,245
	固定資産	1,410,556,542
	合計	3,918,272
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,048,832,011
	株主資本	72,350,000
	資本剰余金	3,369,021,048
	利益剰余金	50,000,500
	その他の利益剰余金	3,326,460,548
	(うち当期純利益)	13,000,000
	自己株式	3,313,460,548
	合計	(643,108,267)
	負債・純資産合計	△7,440,000

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の営む法人の権利義務全部を承継し乙はそれをする事業に関する権利義務を承継し乙はそのままであります。この会社の最終事業年度はあります。
左記のとおりです。

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む法人の権利義務全部を承継し乙はそれによる権利義務を承継し乙はそのままであります。この会社の最終事業年度はあります。
左記のとおりです。

第 56 期 決 算 公 告

令和7年7月29日
福岡県遠賀郡遠賀町大字島津477番地1
株式会社俵工業所
代表取締役 俵 志郎
貸借取扱事の要領(令和6年8月21日現在)

貞信対照表の要旨(平和6年8月31日現在)		金額(円)
科	目	
資の部	流動資産	1,068,531,934
	固定資産	1,102,449,980
	合計	2,170,981,914
負純 債 産 及 の び部	流動資本	325,665,116
	株主資本	1,845,316,798
	利益剰余金	13,000,000
	利息準備金	1,833,096,798
	その他の利益剰余金	145,600
	(うち当期純利益)	1,832,951,198
自己株式	(△125,030,948)	(△125,030,948)
	合計	△780,000
		2,170,981,914

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した事業年度はありません。

(甲) 左記七記のとおり
令和二年七月二十日

(乙) 東京都千代田区大手町二丁目三番一号
手町ブレイススクエア工ストタワー1~4階
(甲) 代表取締役 俵志郎
地一 福岡県遠賀郡遠賀町大字島津四七番
(乙) 代表取締役 俵志郎
代表取締役 俵志郎
志郎
志郎

第10期決算公告 令和7年7月29日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
健康コミュニケーションズ株式会社

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	324
	固定資産	37
	合計	362
負純 資 産 及 び部	流動負債	260
	貢与引当金	3
	株主資本	101
	資本剰余金	161
	資本準備金	160
	利益剰余金	△219
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△219 (106)
	合計	362

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億六千万円、資本準備金の額を五千九百二十万四千九百九十五円減少し、それぞれ百万円、「一億七十九万五千八百三円」とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年七月二十九日
東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号
健康コミュニケーションズ株式会社
代表取締役 安達 豊

決 算 公 告

令和7年7月29日
山梨県甲府市太田町7番1号
大新グループホールディングス株式会社
代表取締役 大村 基一

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)					
科 目			金額(百万円)		
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計		5,1,687
	合計				1,693
負純 資産 及の び部	流動負債	固定負債	負債合計		178
	株主資本	定資本	資本金		295
	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金		1,219
	その他の資本	その他の資本	その他の資本		1
	利益	利益	利益		1,204
	その他の利益	その他の利益	その他の利益		1,204
	(うち当期純利益)	(うち当期純利益)	(うち当期純利益)		(5)
	合計	合計	合計		1,693

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公表義務はありません。

令和七年七月二十九日
山梨県甲府市太田町七番一号

(甲) 大新グループホールディングス株式会社
代表取締役 大村 基一
有限会社ユニバーサル企画
代表取締役 大村 恵子

第5期決算公告 令和7年7月29日
静岡県浜松市中央区和地山三丁目1番7号
浜松イノベーションセンター 210号

浜松イノベーションキュー／210号
株式会社シルバコンパス
代表取締役 安田 晴彦
貸付料返却の要旨(令和6年8月21日現在)

貞信対照表の要目(平和 6 年 6 月 31 日現在)		金額(千円)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	110,421
	固定資産	57,194
	合計	167,615
負純 債 資 産 及 の び部	流动負債	14,092
	固定負債	38,941
	資本	114,582
	資本剰余	159,000
	資本準備	127,415
	資本利益	127,415
	その他の利益	△171,833
	うち当期純損失	△171,833
	合計	(88,736)
合計		167,615

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十九日

静岡県浜松市中央区和地山三丁目一番
七号浜松イノベーションキューブ二一
○号 株式会社シルバコンパス
代表取締役 安田 晴彦

第1期決算公告

令和7年7月29日 福岡市西区九大新町5番5
研究開発棟111号室 九大OIP株式会社
代表取締役 大西晋嗣
備他印

貸借対照表の要旨 (3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)		(単位:千円)
科 目	金 額	
資の部	流動資産	181,353
	固定資産	7,188
負純資産の部	資産合計	188,541
	流動負債	115,210
資産の部	固定負債	3,241
	株主資本	70,089
負純資産の部	資本益	50,000
	その他利益	20,089
負純資産の部	余剰金	20,089
	うち当期純利益	(20,089)
負債・純資産合計		188,541

第1期決算公告

第 1 期 次 算 公 司
令和 7 年 7 月 29 日
福岡市西区九大新町 4-1
EUV フォトン株式会社

代表取締役 浅野 種正	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金 額
資の 産部	流 動 資 產 2,296
	資 產 合 計 2,296
負純 資產 及の び部	流 動 負 債 543 株 主 資 本 1,752 資 本 1,000 利 益 752 剩 余 金 752 その他の利益剩余金 (752) (うち当期純利益)
	負債・純資産合計 2,296

第8期決算公告 令和7年7月29日

第8期次昇公合 令和7年7月29日
熊本市南区田迎五丁目7番6号
E L . S O C I O . B I L D I F
熊本エナジー株式会社
代表取締役 銀鳥 祐介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)					
	科 目			金 額	
資の 産部	流動資産	固定資産	資本	8,247	
	合 計			14,326	
			計	22,574	
負純 資産 及の び部	流動負債	固定負債	資本金	3,105	
	株主資本	定資本	預金	2,494	
			余剰金	16,975	
	利益	利益	準備金	14,500	
	(その他の利益)	利益	預り金	2,475	
			その他の利益	480	
	(うち当期純損失)		預り金	1,994	
			(8,269)		
			合 計	22,574	

第54期決算公告 令和7年6月24日
大分県国東市武蔵町糸原3286-1
セシコ フリシイシタ オシコオリズジ

代表取締役社長 北村 太郎
株式会社
ヤクマーマリンインターナショナルアジア

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産合計	4,636 1,155 5,791
負純 資 産 及 び部	流動負債合計	6,189 33 △ 431 90 63 63 △ 584 △ 584 (12)
	△ 合計	5,791

第62期決算公告 令和7年6月13日

北海道苫小牧市柳町4丁目6番32号

トヨタカローラ苫小牧株式会社

代表取締役 千葉 孝三

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	6,397,463
	固定資産	3,270,227
資産合計		9,667,690
負債及び純資産の部	流動負債	2,520,525
賞与引当金	110,050	2,410,475
その他の固定負債	1,084,411	961,096
退職給付引当金	123,314	6,055,180
その他の株主資本	50,000	6,005,180
利益剰余金	15,000	5,990,180
利益準備金	(428,239)	(428,239)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	7,573	7,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
負債・純資産合計		9,667,690

第73期決算公告 令和7年6月11日

北海道函館市昭和4丁目22番5号

函館トヨタ自動車株式会社

代表取締役 堀田 易

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	6,786,299
	固定資産	2,908,101
資産合計		9,694,401
負債及び純資産の部	流動負債	2,492,111
賞与引当金	93,370	2,398,741
その他の固定負債	598,320	584,641
退職給付引当金	373,679	6,007,763
その他の株主資本	40,000	5,967,763
利益剰余金	20,000	5,947,763
利益準備金	(661,154)	(661,154)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	236,206	236,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
負債・純資産合計		9,694,401

第39期決算公告

令和7年7月28日

東京都千代田区岩本町2丁目10番1号

株式会社フルタイムシステム

代表取締役社長 原 幸一郎

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産
	固定資産
	有形固定資産
	無形固定資産
	投資その他の資産
	資産合計
負債及び純資産の部	流动負債
	賞与引当金
	その他の固定負債
	退職給付引当金
	その他の負債
	負債合計
株主資本	株主資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
	純資産合計
	負債・純資産合計

第68期決算公告 令和7年6月13日

札幌市中央区宮の森4条1丁目3番1号

ネットトヨタ道都株式会社

代表取締役 内間木忠行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	8,314,478
	固定資産	2,957,276
資産合計		11,271,754
負債及び純資産の部	流動負債	4,184,577
賞与引当金	163,780	4,020,797
その他の固定負債	1,524,380	1,417,660
退職給付引当金	106,719	5,560,562
その他の株主資本	5,560,562	40,000
利益剰余金	13,000	5,520,562
利益準備金	5,507,562	(625,113)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,233	2,233
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
負債・純資産合計		11,271,754

第58期決算公告 令和7年6月13日

札幌市東区北25条東1丁目1番38号

ネットトヨタ札幌株式会社

代表取締役 鎌田 直之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	15,411,079
	固定資産	7,233,073
資産合計		22,644,153
負債及び純資産の部	流動負債	9,293,774
賞与引当金	258,820	9,034,954
その他の固定負債	2,445,572	2,134,594
退職給付引当金	310,977	9,706,416
その他の株主資本	70,000	6,863
利益剰余金	6,863	9,629,552
利益準備金	18,000	1,148,428
その他利益剰余金(うち当期純利益)	9,611,552	(1,148,428)
評価・換算差額等	1,198,390	1,198,390
負債・純資産合計		22,644,153

第59期決算公告 令和7年6月13日

北海道旭川市大雪通7丁目506番地

トヨタカローラ道北株式会社

代表取締役 岡田 和人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	2,614,819
	固定資産	2,285,831
資産合計		4,900,651
負債及び純資産の部	流動負債	2,769,009
賞与引当金	68,470	2,700,539
その他の固定負債	601,182	562,316
退職給付引当金	38,865	1,511,374
その他の資本	50,000	1,461,374
利益剰余金	15,000	1,446,374
利益準備金	1,461,374	(167,324)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	19,086	19,086
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
負債・純資産合計		4,900,651

第44期決算公告

令和7年6月30日

静岡市駿河区国吉田一丁目20番28号

静岡マツダ株式会社

代表取締役 日置 輝明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	6,553,180
	固定資産	10,757,645
資産合計		17,310,825
負債及び純資産の部	負債	
	流動負債	4,927,776
	固定負債	1,435,308
	退職給付引当金	1,384,760
	その他の	50,548
	株主資本	10,947,741
	資本準備金	300,000
	資本剰余金	1,219,902
	利益剰余金	1,219,902
	(うち当期純利益)	9,427,839
	評価・換算差額等	9,427,839
	その他有価証券評価差額金	(533,601)
	負債・純資産合計	0
	負債・純資産合計	17,310,825

第72期決算公告 令和7年6月11日

札幌市豊平区月寒中央通7丁目7番17号

トヨタL&F札幌株式会社

代表取締役 森 隆雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,752,439
	固定資産	4,946,814
資産合計		6,699,254
負債及び純資産の部		
	流動負債	2,457,622
	固定負債	120,120
	退職給付引当金	2,337,502
	その他の	887,484
	流動負債	847,507
	固定負債	39,976
	退職給付引当金	3,083,839
	その他の	30,000
	株主資本	3,053,839
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	3,043,839
	(うち当期純利益)	(300,327)
	評価・換算差額等	270,306
	その他有価証券評価差額金	270,306
	負債・純資産合計	6,699,254

第57期決算公告 令和7年6月13日

北海道苫小牧市新中野町3丁目1番4号

ネットトヨタ苫小牧株式会社

代表取締役 大島光太郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	5,889,242
	固定資産	2,637,659
資産合計		8,526,901
負債及び純資産の部		
	流動負債	5,379,792
	固定負債	98,700
	退職給付引当金	5,281,092
	その他の	554,911
	流動負債	373,511
	固定負債	181,399
	退職給付引当金	2,592,197
	その他の	50,000
	株主資本	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	2,392,197
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	2,342,197
	(うち当期純利益)	(332,817)
	負債・純資産合計	8,526,901

第88期決算公告

令和7年7月29日

愛媛県新居浜市惣開町2番5号

大成海運株式会社

代表取締役 藤森 健

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	634,117
	固定資産	321,151
資産合計		955,268
負債及び純資産の部		
	流動負債	162,606
	賞与引当金	20,463
	その他の	142,141
	固定負債	57,692
	退職給付引当金	39,592
	役員退職慰労引当金	18,100
	負債合計	220,299
	株主資本	681,567
	資本準備金	12,000
	利益剰余金	669,567
	その他利益剰余金	3,000
	評価・換算差額等	666,567
	差額金	(52,049)
	純資産合計	53,401
	負債・純資産合計	53,401
	負債・純資産合計	955,268

第72期決算公告

令和7年7月29日

大阪府高槻市大塚町四丁目12番5号

淺田鉄工株式会社

代表取締役 小田 浩史

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	11,470,321
	固定資産	6,508,223
資産合計		17,978,920
負債及び純資産の部		
	流動負債	4,128,245
	(うち賞与引当金)	(34,375)
	固定負債	564,832
	(うち退職給付引当金)	(272,230)
	(うち製品保証等引当金)	(184,118)
	負債合計	4,693,077
	株主資本	13,285,842
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	37,500
	資本準備金	37,500
	利益剰余金	13,149,942
	利益準備金	15,375
	その他利益剰余金	13,134,567
	(うち当期純利益)	(1,220,997)
	自己株式	△600
	純資産合計	13,285,842
	負債・純資産合計	17,978,920

第50期決算公告

令和7年7月29日

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目

23番27号

東海交通機械株式会社

代表取締役社長 上野 雅之

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	19,786
	固定資産	2,329
資産合計		22,115
負債及び純資産の部		
	流動負債	8,310
	(賞与引当金)	(826)
	(工事損失引当金)	(4)
	固定負債	6
	負債合計	8,316
	株主資本	13,799
	資本準備金	80
	利益剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	14,781
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	14,766
	(うち当期純利益)	(1,164)
	自己株式	△1,092
	純資産合計	13,799
	負債・純資産合計	22,115

令和7年7月29日
大阪府大東市中垣内五丁目6番10号
株式会社エースケータリング
代表取締役 宮本 聰
貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	184,756
固定資産	66,007
合 計	250,764
負純資産及のび部	
流動負債	70,441
固定負債	72,000
資本	108,322
利益	10,000
その他利益	98,322
利益のうち当期純利益	(27,096)
合 計	250,764

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
(甲) 令和7年7月29日 大阪府大東市中垣内五丁目6番10号
(乙) 令和7年7月29日 大阪府大東市中垣内五丁目6番10号
代表取締役 株式会社エースケータリング号 小野俊A○C号聰(78,077)
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

第55期決算公告
令和7年5月29日 佐賀県神埼市城原3860番地
ヤクルト食品工業株式会社
代表取締役社長 栗原 清行
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	653,509
固定資産	673,887
合 計	1,327,397
負純資産及のび部	
流動負債	86,107
固定負債	(うち賞与引当金) 19,512
資本	35,476
利益	1,205,813
その他利益	90,000
利益のうち当期純利益	1,115,813
利益のうち当期純損失	22,500
余備金	1,093,313
準備金	(うち当期純損失) (78,077)
合 計	1,327,397

決算公告

令和7年7月29日 東京都江東区有明一丁目3番14-1202号
株式会社大嶋企画
代表取締役 大嶋浩太郎
貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	1,266,467
固定資産	32,318,114
資 産 合 計	33,584,581
負純資産及のび部	
流動負債	546,530
固定負債	42,623,024
資本	△9,584,973
利益	1,000,000
その他利益	△10,584,973
利益のうち当期純損失	(4,482,138)
負債・純資産合計	33,584,581

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
(甲) 令和7年7月29日 東京都江東区有明一丁目3番14-1号
(乙) 令和7年7月29日 東京都江東区有明一丁目4番1号
代表取締役 株式会社サンダーワーズ合同会社
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

第5期決算公告 令和7年7月29日
大阪府和泉市唐国町二丁目8番54号
株式会社ボクダシ
代表取締役 澤 義雄
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	31,969,981
固定資産	31,553,908
資 産 合 計	63,523,889
負純資産及のび部	
流動負債	15,702,680
固定負債	15,000,000
資本	32,821,209
利益	8,000,000
その他利益	24,821,209
利益のうち当期純利益	24,821,209
負債・純資産合計	(5,661,043)

令和7年7月29日 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
代表取締役 シータン・キトニー
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	47,271,011	流動負債	35,358,789
固定資産	25,162,270	(賞与引当金)	(535,667)
		固定負債	1,250,701
		退職給付引当金	1,250,701
		株主資本	35,823,791
		資本剰余金	12,272,388
		資本準備金	11,914,588
		利益剰余金	11,914,588
		利益準備金	11,636,813
		その他利益剰余金	89,450
		その他利益準備金	11,547,363
		利益のうち当期純利益	(5,495,084)
資 産 合 計	72,433,282	負債・純資産合計	72,433,282

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を百十九億一千四百五十八万八千七百二十七円、資本準備金の額を百十九億一千四百五十八万八千七百二十六円減少し、それぞれ三億五千七百八十万円、〇円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。左記のとおりです。

官報は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。
<https://www.kango.go.jp>

内閣府



第78期決算公告

令和7年7月29日 名古屋市中区大須四丁目12番8号
中立電機株式会社
代表取締役 石原 大輝
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,075,155	流動負債	6,976,529
固定資産	6,080,083	固定負債	1,350,813
総資産	5,629	株主資本	8,293,752
		資本剰余金	494,027
		資本準備金	1,337,058
		利益剰余金	1,337,058
		利益準備金	6,507,638
		その他利益剰余金	128,123
		その他利益準備金	6,379,514
		利益のうち当期純利益	(2,215,380)
資 産 合 計	17,160,869	負債・純資産合計	17,160,869

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億九千四百二万七千六百五十五円減少し一億円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。左記のとおりです。

令和7年7月29日 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社
代表取締役 シータン・キトニー

中立電機株式会社
代表取締役 石原 大輝

第9期決算公告

令和7年7月29日

京都市中京区三坊西洞院町572

ものレボ株式会社

代表取締役 細井 雄太

貸借対照表の要旨 (令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	338,121	流动負債	52,395
固定資産	51,154	定負債	209,230
延資	406	株主資本	128,057
		資本剰余金	250,022
		資本準備金	266,699
		その他資本剰余金	150,022
		利益剰余金	116,677
		その他利益剰余金	△388,665
		(うち当期純損失)	△388,665
資産合計	389,682	負債・純資産合計	389,682

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一億五千二万二千八百三十八円、資本準備金の額を一億五千二万二千八百三十八円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年七月二十九日

京都市中京区三坊西洞院町五七二
ものレボ株式会社
代表取締役 細井 雄太

第10期決算公告

令和7年7月29日

東京都渋谷区宇田川町36番22号
ノア渋谷パートII 201号室

株式会社ORPHE

代表取締役 菊川 裕也

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	245,104,757
固定資産	106,495,636
資産合計	351,600,393
科 目	金 額
流动負債	56,232,550
定負債	45,290,000
株主資本	80,000,000
資本剰余金	685,920,000
その他資本剰余金	685,920,000
利益剰余金	△565,842,157
その他利益剰余金	△565,842,157
新株予約権	(46,507,275)
	50,000,000
資産合計	351,600,393
負債・純資産合計	351,600,393

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一億七千六百六十万二十五円減少して一千万円とし、減少する資本全額を資本準備金とすることにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年七月二十九日

東京都渋谷区宇田川町三六番二二号
ノア渋谷パートII 201号室
株式会社ORPHE
代表取締役 菊川 裕也

第47期決算公告

令和7年7月29日 岐阜県恵那市大井町2632番地の105

和栗JAPANホールディングス株式会社

代表取締役 鎌田 真悟

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	137,830,526
固定資産	663,752,237
資産合計	801,582,763
科 目	金 額
流动負債	8,119,687
株主資本	793,463,076
資本剰余金	91,040,000
資本準備金	165,476,200
その他資本剰余金	123,760,000
利益剰余金	41,716,200
利益準備金	668,044,276
その他利益剰余金	5,000,000
自己株式	663,044,276
	(4,413,408)
	△131,097,400
資産合計	801,582,763
負債・純資産合計	801,582,763

吸収分割公告
 左記会社は吸収分割して甲は乙の経営義務を承継し、乙はそれを承継されることにいたしました。申し出下さい。この会社分割に異議のある債権者は、申します。本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 お問い合わせください。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 確定した最終事業年度はありません。
 (乙) 確定したとおりです。

岐阜県恵那市大井町二六三二番地の一〇五悟所五
株式会社和栗JAPANホールディングス
代表取締役 鎌田 真悟

第3期決算公告 令和7年7月29日

大阪市北区梅田一丁目1番3号

J HOLDINGS株式会社

代表取締役 岩井 伸夫

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金 額(円)
資産部	
流動資産	79,079,252
固定資産	260,795,973
資産合計	339,875,225
負純資産及のび部	
流動負債	41,150,501
株主資本	298,724,724
資本剰余金	90,000,000
資本準備金	175,120,126
その他資本剰余金	496,252
利益剰余金	174,623,874
その他利益剰余金	37,904,598
自己株式	37,904,598
	(21,824,783)
負債・純資産合計	△4,300,000
	339,875,225

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。発行日は令和七年九月一日であり、両社の会社法第三十九条第一項に基づく議決権行使することができます。株主全員の同意は令和七年五月二十三日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 (乙) <https://psj-jpn.co.jp/>

令和7年7月29日

大阪市北区梅田一丁目1番3号
洋海事ビル二階
(甲) J HOLDINGS株式会社
(乙) リューション・ジャパン株式会社
代表取締役 岩井 伸夫

小澤 智教

令和5年度決算公告

令和7年7月29日
横浜市保土ヶ谷区上菅田町830番地
株式会社成和
代表取締役 中嶋 健芳

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	109,964,761
固定資産	233,241,724
合 計	343,206,485
負純資産及のび部	
流动負債	107,215,245
固定負債	137,496,000
株主資本	98,495,240
資本利益	10,500,000
利益準備金	87,995,240
その他利益	750,000
利益準備金	87,245,240
その他利益	(うち当期純利益)
合 計	343,206,485

令和5年度決算公告

令和7年7月29日
横浜市保土ヶ谷区上菅田町830番地
株式会社アイビー・ガーデン
代表取締役 中嶋 健芳

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	287,968,307
固定資産	21,603,186
合 計	309,571,493
負純資産及のび部	
流动負債	39,492,118
固定負債	125,994,000
株主資本	144,085,375
資本利益	60,000,000
利益準備金	84,085,375
その他利益	84,085,375
利益準備金	(4,337,239)
合 計	309,571,493

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

り

で

す。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。
<div data-bbox="756 3474 76

第23期決算公告

令和7年6月25日 香川県観音寺市南町五丁目4番27号

四国フクスケ株式会社

代表取締役 北野 正一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	84,499,897	流動負債	51,354,010
固定資産	7,200,004	賞与引当金	9,038,363
		役員賞与引当金	1,020,000
		固定負債	11,682,730
		退職給付引当金	8,891,108
		役員退職慰労引当金	2,791,622
		株主資本	28,663,161
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	18,663,161
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	16,163,161
		(うち当期純利益)	(2,171,627)
資産合計	91,699,901	負債・純資産合計	91,699,901

第8期決算公告

令和7年7月29日 沖縄県浦添市城間1丁目32番7号ハロービル4F

プラスワンソリューションズ株式会社

代表取締役 長谷川敦弥

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	102
固定資産	335
合 計	438
科 目	金 額
流動負債	100
賞与引当金	22
固定負債	160
株主資本	177
資本金	27
資本剰余金	22
資本準備金	22
利益剰余金	127
その他利益剰余金	127
(うち当期純利益)	(43)
合 計	438

第83期決算公告

令和7年6月14日 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8

札幌トヨタ自動車株式会社

代表取締役 相茶省三

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	41,717
固定資産	42,102
資産合計	83,820
科 目	金 額
流動負債	24,175
賞与引当金	495
その他の	23,680
固定負債	12,210
退職給付引当金	4,776
その他の	7,434
負債合計	36,386
株主資本	36,211
資本金	240
資本剰余金	2
資本準備金	2
利益剰余金	35,968
利益準備金	100
その他利益剰余金	35,868
評価・換算差額等	11,222
その他有価証券評価差額金	9,403
土地再評価差額金	1,818
純資産合計	47,433
負債・純資産合計	83,820

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日)

(至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	62,121	営業外収益	1,507
売上原価	52,615	営業外費用	153
売上総利益	9,505	経常利益	5,223
収入手数料	3,582	特別利益	270
割賦未実現利益戻入	335	特別損失	311
繰延リース利益繰入	27	税引前当期純利益	5,183
販売費及び一般管理費	9,525	法人税、住民税及び事業税	1,287
営業利益	3,869	法人税等調整額	110
		当期純利益	3,785

第24期決算公告

令和7年6月27日 東京都千代田区東神田2丁目5番15号

ジェイフィルム株式会社

代表取締役社長 高岡祐介

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,130	流動負債	13,198
固定資産	8,695	賞与引当金	399
		その他の	12,799
		固定負債	832
		退職慰労引当金	121
		役員退職慰労引当金	28
		その他の	683
		負債合計	14,031
		株主資本	8,793
		資本金	1,222
		資本剰余金	1,447
		資本準備金	1,447
		利益剰余金	6,348
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	6,248
		自己株式	△ 224
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	22,825	負債・純資産合計	22,825

損益計算書の要旨

(令和6年4月1日から)

(令和7年3月31日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	32,162	特別利益	0
売上原価	28,203	特別損失	2
売上総利益	3,958	税引前当期純利益	897
販売費及び一般管理費	3,164	法人税、住民税及び事業税	177
営業利益	794	法人税等調整額	101
営業外収益	170	当期純利益	618
営業外費用	65		
経常利益	899		

第78期決算公告

2025年6月16日 愛知県豊田市緑ヶ丘五丁目14番地

日本ガスケット株式会社

代表取締役社長 細井啓志

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,844	流動負債	4,121
固定資産	7,752	(うち役員賞与引当金)	(39)
		固定負債	669
		(うち役員退職慰労引当金)	(31)
		負債合計	4,791
		株主資本	10,469
		資本金	757
		資本剰余金	505
		資本準備金	441
		利益剰余金	64
		利益準備金	9,206
		その他利益剰余金	189
		評価・換算差額等	9,016
		その他有価証券評価差額金	1,336
資産合計	16,597	純資産合計	11,806
		負債・純資産合計	16,597

損益計算書の要旨

(自2024年4月1日)

(至2025年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	13,459	特別損益	158
売上原価	11,369	税引前当期純利益	730
売上総利益	2,090	法人税、住民税及び事業税	177
販売費及び一般管理費	1,657	法人税等調整額	43
営業利益	432	当期純利益	509
営業外損益	139		
経常利益	572		

決算公告		合併公告								
令和7年7月29日 名古屋市熱田区金山町二丁目1番1号 SOLUX金山9階		左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。								
株式会社リッシュプラス 代表取締役 泊 剛史		この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。								
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		なお、甲、乙及び丙の最終の貸借対照表の要旨は次のとおりです。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産 部</td><td>流動 資 産 819,840,348 固定 資 産 1,532,825,686</td></tr> <tr> <td>資 産 合 計</td><td>2,352,666,034</td></tr> <tr> <td>負純 資 産 及び 部</td><td>流動 負債 507,315,995 固定 負債 1,771,000,000 株主資本 74,350,039 利益 10,000,000 繰越利益 64,350,039 余金 64,350,039 (うち当期純利益) (367,886,735) 負債・純資産合計 2,352,666,034</td></tr> </tbody> </table>		科 目	金額(円)	資の 産 部	流動 資 産 819,840,348 固定 資 産 1,532,825,686	資 産 合 計	2,352,666,034	負純 資 産 及び 部	流動 負債 507,315,995 固定 負債 1,771,000,000 株主資本 74,350,039 利益 10,000,000 繰越利益 64,350,039 余金 64,350,039 (うち当期純利益) (367,886,735) 負債・純資産合計 2,352,666,034	令和7年七月二十九日 名古屋市熱田区金山町二丁目一番一号 SOLUX金山9階
科 目	金額(円)									
資の 産 部	流動 資 産 819,840,348 固定 資 産 1,532,825,686									
資 産 合 計	2,352,666,034									
負純 資 産 及び 部	流動 負債 507,315,995 固定 負債 1,771,000,000 株主資本 74,350,039 利益 10,000,000 繰越利益 64,350,039 余金 64,350,039 (うち当期純利益) (367,886,735) 負債・純資産合計 2,352,666,034									

決算公告		決算公告																																																								
令和7年7月29日 名古屋市中区栄五丁目10番3号		令和7年7月29日 東京都港区元赤坂一丁目1番8号																																																								
株式会社リッシュテクノ 代表取締役 泊 剛史		株式会社赤坂国際会計内 MCP3株式会社 代表取締役 小野 俊法																																																								
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在)																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産 部</td><td>流動 資 産 479,582,856 固定 資 産 3,879,150</td></tr> <tr> <td>資 産 合 計</td><td>483,462,006</td></tr> <tr> <td>負純 資 産 及び 部</td><td>流動 負債 436,510,463 固定 負債 357,000,000 株主資本 △310,048,457 利益 10,000,000 繰越利益 320,048,457 余金 320,048,457 (うち当期純損失) (84,071,506) 負債・純資産合計 483,462,006</td></tr> </tbody> </table>		科 目	金額(円)	資の 産 部	流動 資 産 479,582,856 固定 資 産 3,879,150	資 産 合 計	483,462,006	負純 資 産 及び 部	流動 負債 436,510,463 固定 負債 357,000,000 株主資本 △310,048,457 利益 10,000,000 繰越利益 320,048,457 余金 320,048,457 (うち当期純損失) (84,071,506) 負債・純資産合計 483,462,006	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th><th>金額</th><th>科 目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動 資 産</td><td>8,320,468</td><td>流動 負債</td><td>837,035</td></tr> <tr> <td>固定 資 産</td><td>337,370,374</td><td>固定 負債</td><td>120,000,000</td></tr> <tr> <td>資 産 合 計</td><td>345,690,842</td><td>株主資本</td><td>224,370,927</td></tr> <tr> <td>負債・純資産合計</td><td>345,690,842</td><td>資本剰余金</td><td>100,000,000</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他資本剰余金</td><td>140,000,000</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>利益剰余金</td><td>119,975,000</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他の利益剰余金</td><td>20,025,000</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>利益の他利益剰余金</td><td>△15,629,073</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他の利益剰余金</td><td>△15,629,073</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>新株予約権</td><td>(13,034,841)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>負債・純資産合計</td><td>482,880</td></tr> </tbody> </table>	科 目	金額	科 目	金額	流動 資 産	8,320,468	流動 負債	837,035	固定 資 産	337,370,374	固定 負債	120,000,000	資 産 合 計	345,690,842	株主資本	224,370,927	負債・純資産合計	345,690,842	資本剰余金	100,000,000			その他資本剰余金	140,000,000			利益剰余金	119,975,000			その他の利益剰余金	20,025,000			利益の他利益剰余金	△15,629,073			その他の利益剰余金	△15,629,073			新株予約権	(13,034,841)			負債・純資産合計	482,880
科 目	金額(円)																																																									
資の 産 部	流動 資 産 479,582,856 固定 資 産 3,879,150																																																									
資 産 合 計	483,462,006																																																									
負純 資 産 及び 部	流動 負債 436,510,463 固定 負債 357,000,000 株主資本 △310,048,457 利益 10,000,000 繰越利益 320,048,457 余金 320,048,457 (うち当期純損失) (84,071,506) 負債・純資産合計 483,462,006																																																									
科 目	金額	科 目	金額																																																							
流動 資 産	8,320,468	流動 負債	837,035																																																							
固定 資 産	337,370,374	固定 負債	120,000,000																																																							
資 産 合 計	345,690,842	株主資本	224,370,927																																																							
負債・純資産合計	345,690,842	資本剰余金	100,000,000																																																							
		その他資本剰余金	140,000,000																																																							
		利益剰余金	119,975,000																																																							
		その他の利益剰余金	20,025,000																																																							
		利益の他利益剰余金	△15,629,073																																																							
		その他の利益剰余金	△15,629,073																																																							
		新株予約権	(13,034,841)																																																							
		負債・純資産合計	482,880																																																							

第58期決算公告		吸収分割公告								
令和7年7月29日 東京都江東区豊洲六丁目5番1号		左記会社は吸収分割して甲は乙、丙、丁の丙、丁はそれを承継することにいたしました。								
株式会社尾条商店 代表取締役 加納 宏二		この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。								
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)		なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th><th>金額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産 部</td><td>流動 資 産 1,020,090 固定 資 産 656,682</td></tr> <tr> <td>資 産 合 計</td><td>1,676,772</td></tr> <tr> <td>負純 資 産 及び 部</td><td>流動 負債 288,230 固定 負債 809,543 株主資本 578,999 利益 10,000 繰越利益 568,999 余金 500 利益準備金 568,499 その他利益剰余金 (355,666) 負債・純資産合計 1,676,772</td></tr> </tbody> </table>		科 目	金額(千円)	資の 産 部	流動 資 産 1,020,090 固定 資 産 656,682	資 産 合 計	1,676,772	負純 資 産 及び 部	流動 負債 288,230 固定 負債 809,543 株主資本 578,999 利益 10,000 繰越利益 568,999 余金 500 利益準備金 568,499 その他利益剰余金 (355,666) 負債・純資産合計 1,676,772	<p>(甲) 株式会社尾条商店 代表取締役 加納 宏二 令和7年7月29日 東京都江東区築地六丁目一八番四号 左記のとおりです。</p> <p>(乙) 株式会社尾条商店 代表取締役 加納 宏二 令和7年7月29日 東京都江東区築地六丁目一八番四号 左記のとおりです。</p> <p>(丙) 株式会社尾条商店 代表取締役 加納 宏二 令和7年7月29日 東京都江東区築地六丁目一八番四号 左記のとおりです。</p> <p>(丁) 株式会社尾条商店 代表取締役 加納 宏二 令和7年7月29日 東京都江東区築地六丁目一八番四号 左記のとおりです。</p>
科 目	金額(千円)									
資の 産 部	流動 資 産 1,020,090 固定 資 産 656,682									
資 産 合 計	1,676,772									
負純 資 産 及び 部	流動 負債 288,230 固定 負債 809,543 株主資本 578,999 利益 10,000 繰越利益 568,999 余金 500 利益準備金 568,499 その他利益剰余金 (355,666) 負債・純資産合計 1,676,772									

第3期決算公告		第10期決算公告																																								
令和7年7月29日 東京都中央区築地六丁目18番4号		令和7年7月29日 東京都中央区築地六丁目18番4号																																								
株式会社INASE 代表取締役 加納 史敏		株式会社尾条 代表取締役 加納 史敏																																								
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		代表取締役 加納 史敏																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th><th>金額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産 部</td><td>流動 資 産 180,012 固定 資 産 122,440</td></tr> <tr> <td>資 産 合 計</td><td>302,452</td></tr> <tr> <td>負純 資 産 及び 部</td><td>流動 負債 84,598 固定 負債 89,400 株主資本 128,454 利益 8,880 繰越利益 119,574 余金 119,574 その他利益剰余金 (84,112) 負債・純資産合計 302,452</td></tr> </tbody> </table>		科 目	金額(千円)	資の 産 部	流動 資 産 180,012 固定 資 産 122,440	資 産 合 計	302,452	負純 資 産 及び 部	流動 負債 84,598 固定 負債 89,400 株主資本 128,454 利益 8,880 繰越利益 119,574 余金 119,574 その他利益剰余金 (84,112) 負債・純資産合計 302,452	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th><th>金額</th><th>科 目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動 資 産</td><td>113,713</td><td>流動 負債</td><td>35,356</td></tr> <tr> <td>固定 資 産</td><td>69,508</td><td>固定 負債</td><td>41,265</td></tr> <tr> <td>資 産 合 計</td><td>183,220</td><td>株主資本</td><td>106,600</td></tr> <tr> <td>負債・純資産合計</td><td>183,220</td><td>資本剰余金</td><td>8,880</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他資本剰余金</td><td>97,720</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>利益剰余金</td><td>97,720</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他利益剰余金</td><td>(42,902)</td></tr> </tbody> </table>	科 目	金額	科 目	金額	流動 資 産	113,713	流動 負債	35,356	固定 資 産	69,508	固定 負債	41,265	資 産 合 計	183,220	株主資本	106,600	負債・純資産合計	183,220	資本剰余金	8,880			その他資本剰余金	97,720			利益剰余金	97,720			その他利益剰余金	(42,902)
科 目	金額(千円)																																									
資の 産 部	流動 資 産 180,012 固定 資 産 122,440																																									
資 産 合 計	302,452																																									
負純 資 産 及び 部	流動 負債 84,598 固定 負債 89,400 株主資本 128,454 利益 8,880 繰越利益 119,574 余金 119,574 その他利益剰余金 (84,112) 負債・純資産合計 302,452																																									
科 目	金額	科 目	金額																																							
流動 資 産	113,713	流動 負債	35,356																																							
固定 資 産	69,508	固定 負債	41,265																																							
資 産 合 計	183,220	株主資本	106,600																																							
負債・純資産合計	183,220	資本剰余金	8,880																																							
		その他資本剰余金	97,720																																							
		利益剰余金	97,720																																							
		その他利益剰余金	(42,902)																																							

第10期決算公告

令和7年7月29日

石川県金沢市千日町5番15号

株式会社エスエル

代表取締役 川向 大介

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	13,055,082
流動 資産	180,000
合 計	13,235,082
負純 資産 及び 部	1,782,305
流動 負債	2,250,183
定資本	9,202,594
資利 益	1
資本 利益	9,202,593
余金 その他利益	(74,371)
合 計	13,235,082

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年七月二十九日
石川県金沢市千日町五番六号
（甲）川崎総研株式会社
代表取締役 川向 大介
（乙）株式会社エスエル
代表取締役 川向 大介
（丙）株式会社エスエル
代表取締役 川向 大介
（丁）株式会社エスエル
代表取締役 清貴 大介
（戊）株式会社エスエル
代表取締役 大K 介C

第6期決算公告

令和7年7月29日

石川県金沢市山の上町6番5号

株式会社DKC

代表取締役 川向 大介

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	43,325,029
流動 資産	39,784,513
合 計	83,109,542
負純 資産 及び 部	16,130,039
流動 負債	44,457,184
定資本	22,522,319
資利 益	1,000,000
資本 利益	21,522,319
余金 その他利益	21,522,319
合 計	(12,013,386)

第15期決算公告

令和7年7月29日

石川県金沢市千日町5番15号

川崎総研株式会社

代表取締役 田中 清貴

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在)

科 目	金 額
資の 産部	43,312,695
流動 資産	1,267,937
合 計	44,580,632
負純 資産 及び 部	1,247,093
流動 負債	900,510
定資本	42,433,029
資利 益	10,000,000
資本 利益	32,433,029
余金 その他利益	32,433,029
合 計	(9,763,860)

第59期決算公告

令和7年7月29日

大阪市東淀川区西淡路三丁目15番46号

和田精密歯研株式会社

代表取締役 和田 主実

貸借対照表の要旨

(令和7年3月20日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	4,831
流動 資産	7,365
合 計	12,196
負債及び 純資産の 部	2,540
流動 負債	640
固定 負債	4,619
退職給付引当金	1,312
役員退職慰労引当金	103
株主資本	5,021
資本 利益	99
資本 その他資本	8
資本 利益	8
利益 利益	4,948
利益 準備金	25
その他利益 利益	4,923
その他利益 利益	(358)
自己 株式	△34
評価・換算差額等	14
その他有価証券評価差額金	14
合 計	12,196

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年七月二十九日
大阪市東淀川区西淡路三丁目自一五番四六号
（甲）和田精密歯研株式会社
代表取締役 和田 主実
（乙）株式会社ハーモニック
代表取締役 斎明寺 剛
（丙）齋明寺 ハーモニック

第27期決算公告

令和7年7月29日

大阪市東淀川区西淡路三丁目15番46号

株式会社ハーモニック

代表取締役 斎明寺 剛

貸借対照表の要旨

(令和7年3月20日現在)

科 目	金 額
資の 産部	41,296
流動 資産	2,605
合 計	43,902
負純 資産 及び 部	3,309
流動 負債	40,592
定資本	25,000
資本 利益	15,592
資本 利益	270
資本 利益	15,322
資本 利益	(8,388)
合 計	43,902

第38期決算公告

令和7年7月29日

福岡県福岡市東区八田一丁目5番38号

株式会社うちだ屋

代表取締役 笹山 直人

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	1,281,940,140
流動 資産	300,980,094
固定 資産	73,771
合 計	1,582,994,005
負純 資産 及び 部	301,279,127
流動 負債	166,560,000
定資本	1,115,154,878
資本 利益	50,000,000
資本 利益	1,065,154,878
資本 利益	2,500,000
資本 利益	1,062,654,878
資本 利益	(うち当期純利益) (158,469,492)
合 計	1,582,994,005

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億六千九十二万七千九十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては

下記のとおりです。

令和7年7月29日

大阪市中央区本町三丁目五番7号
本町ビル二F
株式会社ミリオナ化粧品
代表取締役 阪本 雅哉

第32期決算公告

令和7年7月29日

大阪市中央区本町三丁目5番7号
御堂筋本町ビル2F

株式会社ミリオナ化粧品

代表取締役 阪本 雅哉

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在)

科 目	金 額
資の 産部	3,968,284
流動 資産	2,372,050
合 計	6,340,334
負債合計	1,356,074
(賞与引当金)	(31,470)
負債合計	3,032,911
負債合計	4,388,985
株主資本	1,951,129
資本 利益	49,900
資本 利益	1,930,679
資本 利益	1,914
資本 利益	1,928,764
資本 利益	(278,263)
自己 株式	△29,450
評価・換算差額等	219
他有価証券評価差額金	219
純資産合計	1,951,349
負債・純資産合計	6,340,334